

課題番号	個07-001
------	---------

注：課題番号を記入してください。

平成19年度 学術研究助成金実績報告書

平成 20年 4月 14日

日 本 大 学 総 長 殿

氏名 新井 勉



所属・資格 法学部・教授

下記のとおり報告いたします。

1 種目	奨励研究 <input checked="" type="radio"/> 一般研究(個人) <input type="radio"/> 一般研究(共同) <input type="radio"/> 総合研究 <input type="radio"/>	注：該当する種目を○で囲んでください。
2 研究課題	明治前期における裁判と政府の干渉	
3 研究の目的	①明治前期における各裁判所の裁判について、政府の干渉の実態はどのようなものだったのか。この実態を明らかにする。②制度面・人事面の考察と具体的事例の研究を総合して進めることにより、この期間における司法権独立の欠如ないしは脆弱性の実態が明らかになると予想している。③これまでこのテーマの詳細な研究は少なく、本研究は明治前期の司法権の実態について初めて詳細な研究結果を報告できると思う。	
4 研究の概要	大審院設置から裁判所構成法施行まで数多く生じた政治裁判について、政府がどのような干渉を行ったか。本研究は、このことについて詳細な研究を行う。私は前にこのテーマについて少し考察を試みたが、私の手元にも法学部の図書館にも資料が乏しく断念せざるをえなかった。本研究には、高額な復刻版・古書を含め、多くの図書の収集が必要になる。	
5 研究組織 (共同研究・総合研究のみ該当します)	<ul style="list-style-type: none"> ・研究代表者 ・研究分担者 (役割分担) 	

※ホームページ等での公開の (可)・否) いずれかを○で囲んでください。否の場合は、理由書を添付して下さい。

部科校名：法学部

氏名：新井 勉

6 研究の結果（総合研究の研究代表者は、4,000字以上記入してください。）

①研究の準備

学術研究助成金として交付された40万円で以って、平成19年中に多くの書籍を購入した（一部は平成20年1月に及んだ）。高額図書を含むこれらの書籍を、平成19年中にほとんど読了した。一方で、法学部図書館や法務図書館などで資料を博捜し、コピーを入手した。

②研究の結果

本研究において明治前期というのは、司法省の設置から裁判所構成法の施行までの期間をさす。この期間を二分して、一つは、司法職務定制（明治5年8月）・大審院諸裁判所職制章程（明治8年5月）下の裁判干渉、今一つは、裁判所官制（明治19年5月）下の裁判干渉を考察した。

制度面の司法権独立について、ごく簡単に図式化すると、司法職務定制においては行政権・司法権は未分離であり、大審院諸裁判所職制章程において司法機関が行政機関から初めて分離された。もっともこのことは法制上の建前で、実際はそうではなかった。内閣制度創設に伴う各省官制改正の一つとして裁判所官制が公布され、この裁判所官制において裁判制度が確立されるとともに、裁判官の身分保障が法定化された。司法権独立は、制度面で成立したといえる。

前者の期間について、その頃の資料文献を調べると、政府・司法卿が個々の裁判について強力な干渉を行ったことが明らかになった。これは予想を裏づける結果である。

後者の期間については、条約改正を横目に睨んで国内の法制度の整備が進められる中で、流石に部外から裁判干渉することは難しくなった。代って、司法部内における干渉の事例が大きな問題になった。その象徴として判決書に裁判所長の認印を要した慣行があげられる。このことについては、当時の裁判官たちが異口同音にその弊害を回顧し、指摘している。（高橋文之助や磯谷幸次郎ら）後に大津事件が突発したさい、児島大審院長が掛判事らを内面指導した下地も、この慣行により形成されていたことがわかる。

③研究の成果

以上の研究結果を、「明治前期における裁判干渉」と題する論文に纏めることができた（平成20年2月）。これは、「平成19年度の学術研究助成金による研究」と明示して、『日本法学』第74巻第1号に掲載される予定。

本研究のテーマの下、なお研究を継続する予定です。

注：課題番号を記入してください。

平成19年度 学術研究助成金実績報告書

平成 20 年 4 月 2 日

日 本 大 学 総 長 殿

氏 名 新谷 真人



所属・資格 法学部 教授

下記のとおり報告いたします。

1 種目	奨励研究 <input checked="" type="radio"/> 一般研究(個人) <input type="radio"/> 一般研究(共同) <input type="radio"/> 総合研究 <input type="radio"/>	注：該当する種目を○で囲んでください。
2 研究課題	企業再編に伴う労働法上の諸問題	
3 研究の目的	① 会社分割法制、新会社法等の下で企業再編が活発化する中で、労働組合等がどのように労働条件を規制していくのか、労働者保護はどのように図られるべきかについて研究する。 ② 会社法と労働法の接点を探ることにより新たな学問領域が生まれ、有意義な提言ができる。 ③ EU及びドイツの法制を比較しながら、新たな立法論的提言を試みる。	
4 研究の概要	平成19年9月にドイツに渡航し、企業インタビューをすることができた。国内での資料収集、実態調査はまだ不十分であるが、関連文献は収集できており、それらを現在検討中である。毎月1回の「企業再編法制研究会」では、4回報告した。なお平成20年10月の労働法学会で、本研究に関する報告を行う予定である。	
5 研究組織（共同研究・総合研究のみ該当します）	・研究代表者 ・研究分担者（役割分担）	

※ホームページ等での公開の (可) (否) いずれかを○で囲んでください。否の場合は、理由書を添付して下さい。

部科校名：法学部

氏名：新谷 真人

6 研究の結果（総合研究の研究代表者は、4,000字以上記入してください。）

はじめに

日本労働法学会平成20年10月の大シンポジウムのテーマは「企業・企業システムの変容と労働法」であり、私も報告者グループの一員となった。私の担当は「倒産法制の変容と集团的労使関係（仮）」という内容である。具体的には、破産法、民事再生法、会社更生法等の諸手続きの中で、労働組合及び従業員集団がどのような役割を果たし、どのように雇用や労働債権を確保するのか、という問題を取り上げる。したがって、当初の研究課題である「企業再編に伴う労働法上の諸問題」というテーマよりは少し具体的に絞られたものとなっているが、倒産・会社再生もまた広い意味では企業再編ととらえることができるばかりか、むしろ現在ではその重要な一領域を形成しているといえてよい。

1 倒産法制の変遷

戦前は、破産法、和議法、商法の会社整理・特別清算法制があり、戦後はこれらに加えて会社更生法（1952年）が制定された。ところが、失われた10年ともいわれるバブル崩壊後の1990年代に、経済のグローバル化と平成不況が重なり、にわかに企業の再編・統合、リストラが活発化した。この事態に従来の倒産法制では対応できなくなり、その見直しが急務となった。その結果、1990年代後半から21世紀初頭にかけて、和議法の廃止と民事再生法の制定、会社更生法の全面改正、破産法の全面改正、会社法の大改正が相次いで実現した。いまや企業倒産は、けっして異常事態ではなく日常的に起こりうるものであり、労働者、労働組合もまた日頃から倒産に備える必要に迫られているのが現代の企業社会の実情といえよう。

2 倒産法制における労働組合等の位置付け

注目すべきは、近年の倒産法制において、労働組合や従業員代表の関与が大幅に取り入れられているということである。まず、清算型倒産法制である破産法では、労働組合等への破産手続開始決定の通知、債権者集会期日の通知、営業譲渡についての労働組合等の意見聴取、破産管財人の労働組合等への情報提供努力義務などの明文規定がある（条文は省略）。つぎに再建型倒産法制である民事再生法及び会社更生法では、破産法よりも広い労働組合等の関与が認められている。たとえば財産報告集会における労働組合等の意見陳述や監督委員の解任申立て権などは、破産法にはない制度でありきわめて重要である。

3 ドイツの倒産法制と労働組合の関与

ドイツではすでに1855年に破産法、1935年に和議法が制定され、わが国同様これら2つの法体制が長らく続いていたが、1989年の東西ドイツ統一を契機に破産法と和議法を統合して新たに倒産法が制定された。新倒産法は、清算型と再建型を1本にまとめている点が特徴であり、わが国と異なっている。

ドイツ倒産法では、労働債権はわが国と同様、財団債権として優先的に支払われる。集团的労使関係の面では、倒産の迅速な処理という観点から、平常時を想定した事業所組織法を一定程度修正して緊急事態に備えるという姿勢を示している。

4 今後の研究課題

第1に、現実の倒産における労働組合等の対応を知る必要がある。連合や弁護士からの聞き取りを予定している。第2に、判例の分析である。倒産時の解雇の法理、会社倒産と不当労働行為、とくに団体交渉の相手方は誰か（破産会社、管財人、譲渡先会社、ファンド、裁判所）など、未解明の問題は多い。第3に従業員代表制を含む立法構想である。現行の労基法上の過半数代表制だけでは、もはや倒産時に対応できなくなっていることは明らかである。

以上の研究をさらにすすめて、本年秋に学会報告し、労働法学会誌に発表する予定である。

以上

注：課題番号を記入してください。

平成19年度 学術研究助成金実績報告書

平成20年4月16日

日本大学 総長 殿

氏 名 神尾 真知子



所属・資格 法学部 教授

下記のとおり報告いたします。

1 種目	奨励研究/ <input checked="" type="radio"/> 一般研究(個人)/一般研究(共同)/総合研究	注：該当する種目を○で囲んでください。
2 研究課題	フランスにおける育児の法的保障と法解釈 —社会保障法及び労働法からの法的分析—	
3 研究の目的	①フランス社会保障法及び労働法は、どのように育児の法的保障を行っているのか、また判例における法解釈を明らかにする。 ②育児を、社会保障法及び労働法から多角的・総合的に研究する。	
4 研究の概要	①フランスの育児の法的保障及び判例に関する文献を解読する。 ②フランスを訪問し、育児関連の政府機関、労働組合、使用者団体、民間団体、研究者にインタビューし、育児の法的保障に対する考え方を直接確かめ、かつ資料を収集する。	
5 研究組織（共同研究・総合研究のみ該当します）	・研究代表者 ・研究分担者（役割分担）	

※ホームページ等での公開の 否） いずれかを○で囲んでください。否の場合は、理由書を添付して下さい。

部科校名：法学部

氏名：神尾真知子

6 研究の結果（総合研究の研究代表者は、4,000字以上記入してください。）

育児は、2つの側面を有している。第1に、子育てそのものであり、そのために労力と時間を必要とする。労働者の場合、職場と家庭は場所的に離れているので、子育てしながら労務の提供を行うことは不可能である。社会保障法では、親が労働者である子どものために、「保育に欠ける」という子どものニーズを社会的に取り上げ、保育サービスを提供する。労働法では、子育てをするための時間と従業員としての地位を法的に保障するための育児休業やその他子育てに関連する休暇を法制度化する。第2に、子育てに伴う経済的な負担である。社会保障法は、子育てに伴う経済的負担を「所得の減少」と見て社会的に所得保障するために児童手当（家族給付）を支給する。労働法では、子育てに伴う負担は労務の提供とは直接関係しないので、使用者に賃金支払い義務は発生しない。そして、そのような扶養に伴う負担に対して手当を支払うかは労使自治に委ねている。「育児」を社会保障法と労働法の2つの法からみると、とらえ方及び法的保障のあり方に相違があり、「育児」を多角的・総合的に検討することによって「育児の法的保障」の全体像を理解することができる。

フランスでは、19世紀から人口の減少問題があり、家族政策が社会保障の一分野と位置づけられている。社会保障法では、育児に伴う経済的負担に対する所得保障が家族政策として制度化されている。出産、養子、育児休業、家庭的保育サービスの利用、養育、障害、つきそい、新学期などによる経済的負担に対するきめ細かな所得保障が、「家族給付」としてなされている。このような家族給付による所得保障の背景には、低所得の家族の状況を改善する「垂直的連帯」と子どものいる家族といない社会構成員間の「水平的連帯」がある。特に、「水平的連帯」は、「子どもを持つこと」の経済的負担を、所得の減少として社会保障法上配慮している。「水平的連帯」として位置づけられる家族給付の中核である「家族手当」は、受給資格に所得要件をつけていない。家族給付の財源に対する企業負担は重いが、受給者は企業に雇用されている人に限定されておらず、支給対象に普遍性があることがフランスの特色である。国家レベルでの子育てに対する所得保障が手厚く行われている。したがって、フランスの場合は、労働者が家族を扶養していることに対して扶養手当を企業が賃金として支給するという事は余り行われていない。賃金として支給する場合は、男女同一賃金原則の適用を受ける。女性労働者だけに保育費用を補填する保育手当を支給し、同じ条件の男性労働者には支給しなかったことが、裁判で争われ、男女同一賃金原則に違反すると判断されている。

保育サービスは、フランスでは、日本のように「保育に欠ける」という子どものニーズとしてだけとらえるのではなく、家族政策のなかで、次のような3つの使命を持つものと規定されている。①子どもの健康、安全、充実感、発達に配慮すること、②障害を持つ子どもや慢性の病気を持つ子どもの社会的統合をめざすこと、③職業生活と家庭生活の両立を可能にするように親を援助すること。フランスの保育サービスは、子どもの福祉と発達、障害を持つ子ども等の社会的統合、仕事と家庭の両立に向けた親への援助という多様な使命を有している。保育サービスは、日本のように「保育に欠ける」という子どものニーズに対するだけのものではなく、仕事と家庭の両立という親のニーズに対するものとなっている。これは、保育サービスが日本では児童福祉に位置づけられているのに対し、フランスは家族政策に位置づけられていることからきている。

保育所による施設保育のみならず、保育ママによる家庭保育が充実しているが、家族給付により経済的負担を軽減して、どのような保育サービスでも実際に選択できるようにしている。そして、女性が仕事を継続できるように法政策が取られている。

3歳未満の子どもの保育においては、保育所よりも保育ママによる保育が大きな役割を果たしている。フランスでは女性が子どもをどこかに預けながら仕事を継続することは可能なことであり、育児休業の役割は日本に比べて低かった。しかし、1994年の法改正により、それまで第3子から支給されていた家族給付が、第2子から支給されることになり、低所得の女性たちが労働市場から撤退してしまいった。育児休業に対する家族給付は、雇用されていることは受給継続要件にはなっていない。この点が日本の育児休業給付との大きな違いである。日本では、職場復帰することを受給要件にしているため、休業後退職する労働者は育児休業給付を受給できない。そこで、フランスでは家族給付に関する法規定を改正し、保育サービスに伴う経済的負担を軽減することを強化して再構築した家族給付である「乳幼

部科校名：法学部

氏名：神尾真知子

研究の結果（つづき）

児受け入れ手当」を創設した。この手当の影響で、産後就労継続する女性が増えたことが統計上明らかになっている。

フランスの育児休業は、全日休業型とパートタイム労働型の両方のタイプが法定化されている。育児休業の権利は形成的な権利である。1994年の法改正までは、100人未満の中小企業に対して生産や円滑な運営に有害な影響のある場合は、育児休業やパートタイム労働を拒否できると規定していたが、1994年の法改正によって規定は削除された。すなわち、例外的に中小企業には育児休業を拒否する権利を認めていたが、そのような例外を廃止し、原則に戻りたとえ中小企業でも労働者の育児休業の申出を拒否することはできなくなった。判例によると、労働法典に定める申出の様式は、労働者の育児休業の権利の開始条件とは解されない。申出期間の不遵守は使用者による申出の不受理を正当化しない。パートタイム労働への申出も、形成的な権利と解されている。したがって、使用者は拒否できないが、パートタイム労働の時間配分については、労使の合意により、不合意のときは使用者が決定する権限がある。ただし、使用者によって提案された時間制が労働者の絶対的な家族的な義務と相容れないときは、労働者がその提案を拒否しても重大な過失を構成しない。フランスでは、育児休業中の労働契約は停止していると法的に解されている。育児休業以外に理由で労働契約を解約することは可能である。

上記文献研究に加えて、2007年9月3日(月)から10日(月)まで行ったインタビューによって、政府、全国家族手当金庫、使用者団体、労働組合、家族団体、企業、研究者（人口問題研究所、国立科学研究センター）の育児に対する考えを聞くことができ、さらには集団保育所を見学することができた。インタビューの内容の一部は、女性空間25号(近刊)に掲載される予定である。

以上

課題番号	個07-004
------	---------

注：課題番号を記入してください。

平成19年度 学術研究助成金実績報告書

平成 19 年 3 月 31 日

日本大学 総長 殿

氏 名 倉島 隆 

所属・資格 法学部・教授

下記のとおり報告いたします。

1 種目	<input type="checkbox"/> 奨励研究 / <input checked="" type="checkbox"/> 一般研究(個人) / <input type="checkbox"/> 一般研究(共同) / <input type="checkbox"/> 総合研究	注：該当する種目を○で囲んでください。
2 研究課題	A. シトニーの共和主義政体理論に関する一研究 — その『宮廷の格言』を中心として —	
3 研究の目的	本研究の目的は、A. シトニーの共和主義政体理論はその中期の論文である『宮廷の格言』を中心とする材料として、彼の自由主義的又共和主義的混合政体を論証し、これを試みるためである。	
4 研究の概要	本研究は、以下の順序で行われる。 [1] シトニーの著作『統治論』における混合政体論の概括 [2] 『宮廷の格言』における混合政体論の概括 [3] 『宮廷の格言』における三つの政体的要素の検討	
5 研究組織 (共同研究・総合研究のみ該当します)	・研究代表者 ・研究分担者 (役割分担)	

※ホームページ等での公開の (可)・否) いずれかを○で囲んでください。否の場合は、理由書を添付して下さい。

部科校名：法学部

氏名：倉島 隆

6 研究の結果（総合研究の研究代表者は、4,000字以上記入してください。）

(1) シドニーの新資料である『宮廷の格言』は、当時の王政復古下におけるチャールズ二世体制による共和主義者達の抑圧に抗して、反乱を訴える論文である。

(2) シドニーの著書である『統治論』は、当時のチャールズ二世が急進的ウィグ達に対して、徹底的に弾圧をしたことに抗して反乱を訴えるものである。

その著書は、足利な立場に立ち、長々と訴えていることが明確であった。

その政体論は、R.フィルマー卿による家長主義的絶対君主制論を論駁する論理を展開している中に存在する。

彼によれば、民主制と君主制を対峙するのではなく、混合政体論と絶対君主制を対峙することが、向きの要点であると主張する。

とはいえ彼の混合政体論は、ハットンのような詳細なものを展開しながら、むしろ^{倉島}論駁的なものを展開しているものである。

(3) 加えれば、シドニーの『宮廷の格言』においても、基本的にはその後期の論文と同様に混合政体論を想定しているものとみられている。

そうしたものは、イェンランドにおいて最も早い混合政体論を含むと解釈可能である。

とはいえ、それをあまりにも高く評価することには、その内容上、問題を残すこととなる。

平成19年度 学術研究助成金実績報告書

平成20年4月17日

日本大学 総長 殿

氏名 山岡 永知



所属・資格 法学部 教授

下記のとおり報告いたします。

1 種目	奨励研究/ <u>一般研究(個人)</u> /一般研究(共同)/総合研究	注：該当する種目を○で囲んでください。
2 研究課題	「アメリカ合衆国連邦制度下における権限の配分に関する研究」	
3 研究の目的	アメリカの連邦制度下において、連邦政府の権限と州政府の権限の配分について研究する。	
4 研究の概要	<p>アメリカ合衆国誕生に至るまでの背景について考察する。</p> <p>1. 合衆国憲法制定と憲法下における権限の配分について考察する。</p> <p>2. 合衆国最高裁判所の判例に示される法廷意見を分析し、連邦政府の権限の範囲、及び、権限の拡大状況を考察し、逆に、州政府による州際問題に関する権限についても考察する。</p> <p>3. 日米比較</p> <p>日米間の土地構造における権限の配分について考察する。</p>	

[実績報告書8-2]

部科校名：法学部

氏名 山岡永知

6 研究の結果（総合研究の研究代表者は、4,000字以上記入してください。）

研究課題については前年度から進めており、19年度は収集した資料の整理・分析し、更に、アメリカ合衆国グアム領に所在する連邦地方裁判所及び法律学専門図書館を訪問して、判例や法令について詳細に調査研究した。その結果を論文としてまとめて、日本法学に投稿した。

論題名：「アメリカ合衆国連邦制度下における権限の配分に関する基本原理」

機関誌名：日本法学第73巻2号 333—361頁

発行日：平成19年12月15日

発行者：日本大学法学研究所

注：課題番号を記入してください。

平成19年度 学術研究助成金実績報告書

平成20年4月7日

日本大学総長 殿

氏名 工藤 聡 一



所属・資格 法学部・准教授

下記のとおり報告いたします。

1 種目	奨励研究 <input checked="" type="radio"/> 一般研究(個人) <input type="radio"/> 一般研究(共同) <input type="radio"/> 総合研究 <input type="radio"/>	注：該当する種目を○で囲んでください。
2 研究課題	航空機事故における犠牲者家族対応に伴う関係主体の義務と責任	
3 研究の目的	航空機事故の発生時に、航空会社、ボランティア団体、所管自治体、及び運輸行政庁等が協力して犠牲者の家族ケアにあたるという、近時の米国連邦法上の制度において、これら関係主体が如何なる法的関係に立つのかを解明することにより、航空法の命題である「航空利用コストの公平な分担」を多元的に構成し直す。	
4 研究の概要	航空機事故は、航空の物理的特性が生む不可避の現象であるが、これは公共交通システムに係るいわば社会的災害であり、当事航空会社に専ら責めを負わせて解決し得るものではない。例えば、事故犠牲者の家族は、犠牲者本人の損害賠償請求権を承継するという間接的關係だけでなく、事故後の混乱において精神的影響を受けるなど、事故と直接的かつ重大な関係を有する。彼らが必要とするカウンセリングについて、関連費用の一部を航空会社が負担することには合理性があるとしても、同時に航空会社が自ら家族ケアに当たるというには無理がある。また、行政機関との連携・対応の組織化も、しかるべき主体のコーディネイトによってなされるべきである。このように、家族の精神的ケア、物理的な需要の充足や、関係機関との調整、費用の負担といった機能ごとに適切な主体が役割を分担することではじめて、航空機事故の影響は最小化され得る。従来の航空法学において、十分顧みられてこなかった視点である。	
5 研究組織（共同研究・総合研究のみ該当します）	<ul style="list-style-type: none"> ・研究代表者 ・研究分担者（役割分担） 	

※ホームページ等での公開の 可 否 いずれかを○で囲んでください。否の場合は、理由書を添付して下さい。

部科校名： 法 学 部

氏名： 工 藤 聡 一

6 研究の結果（総合研究の研究代表者は、4,000字以上記入してください。）

① 問題状況

重量物体が空中を浮揚するという航空の物理的特性によって、ひとたび航空機事故が発生すると被害は甚大なものとなり、航空災害とも評される悲惨な様相を呈することになる。その混乱の中で悲嘆にくれる犠牲者の家族はいかにケアされるべきか。従来、航空会社の自主的対応に任されてきたこの問題に、立法で対処したのが米国である。1996年航空災害家族援助法（1997年外国航空会社家族支援法で適用範囲が拡げられ、2000年の連邦航空災害家族援助計画で実施内容が具体化された。以下、これらを総称し「援助法」という。）に基づき、航空会社はその負担において、現地への移手段・同所での滞在場所の確保、カウンセリング機関の手配、追悼行事の開催といった、家族に対する物心両面でのサポートを義務付けられる。

援助法の理念は、乗客の逸失利益の補償とは一線を画するもので、家族自身を直接の事故当事者として認識し、その救済を図る航空立法上の新局面と位置付けられる。しかし、航空会社としてどこまでの注意を払いかつ資源を投下すれば十分と評価されるのか、その限界は十分明らかでない。又、航空機事故は社会的災害に他ならず、実際のケアは、政府機関、ボランティア団体等の資源と統合のうえ提供される。本研究は、そこで生起する重大な問題、即ち彼ら関係主体が各々負うべき義務と責任の性質、内容及び範囲を明らかにしようとするものである。2001年には、国際民間航空機関（ICAO）が、米法の援助法に倣ったガイドラインを加盟国宛通達し、この種の制度の構築について努力義務を課している。我が国としても、航空事情・行政機構などの条件面での相違をひとまず措き、航空機事故の主要な関係者である犠牲者家族への組織的対応のあり方について、制度化の是非も含め本格的な議論を開始すべき時である。

② 研究方法

本課題の研究は、文献研究の手法により行う。ただし、問題意識を共有した包括的な文献は未だ存在しないため、災害対応、危機管理といった関連領域の学術論文を間接資料とし、先駆的立法である援助法にかかる米国連邦政府文書を直接資料として考察を進める。また、国際民間航空機関のガイドライン関連資料も、利用する。スケジュールとしては、当初2ヶ月で諸資料を入手し、続く4ヶ月で援助法に基づく関係主体の役割、それに伴う義務と責任の態様を確認する。その後の6ヶ月で類推可能な関連分野の理論・判例等を整理し、これを適用して援助法に基づく責任の内容・配分の合理性を見極めるべく研究を行う。

③ 研究成果

米国の援助法制の下、家族対応に当たるのは、航空会社、行政機関及びボランティア団体である。このうち航空会社は、精神的ケア以外の家族対応を自己の費用負担においてなすとともに、ボランティア団体が負担した費用を補償する責を負う。この責任は援助法に基づく特別法定責任であり、旅客運送契約の一方当事者として、事故の犠牲となった旅客の逸失利益を補償すべき債務不履行責任からは区別される。

行政機関として家族対応に当たるのは、国家運輸安全委員会（家族対応の組織化のための調整活動）、事故発生自治体の消防・警察・検視官（犠牲者救出・収容、現場保全、検視活動）、厚生省・司法省・国防総省（検視補助活動）、国務省（渉外活動）、及び緊急事態管理庁（報道対応）である。各行政機関は、援助法の授權に基づき又は一般行政行為として、それぞれ所管事務を執行する。

ボランティア団体とは、ここでは援助法に基づき指定を受けた特定のNPO（以下「指定NPO」という。）のことを指す。指定NPOは、国家運輸安全委員会との業務委託契約に基づき家族に精神的ケアを提供し、その費用について航空会社から補償を受ける。

以上の関係主体が最終的に目的とするのは、基本的人権の尊重によって根拠付けられる、犠牲者家族の救済（relief）である。そして救済は、家族への直接的対応すなわちケア（care）と間接的対応すなわち支援（assistance）とを構成要素として実現される。ケアについては、その実施主体は専門的知識を要し、事故との利害関係を有しないことが望ましい。支援についても、行政行為と関係する事項が広範に及び、行政機関相互の連携を現実的に行い得る権限が必要である。そこで、前者については指定NPOが、後者については国家運輸安全委員会を中核とする関係行政機関が、積極的な役割を与えられているのである。

もっとも、事故当事者として第一義的な責任を負うべきはやはり航空会社であり、可能な限りでの家族対応と費用負担とをこれに課するのが衡平にかなう。米国の援助法は、こうしたねらいの下に構築された、

部科校名： 法 学 部

氏名： 工 藤 聡 一

研究の結果（つづき）

現在最も包括的な内容を有する航空機事故犠牲者家族救済制度である。現実には、各主体は不法行為責任に留意する必要があり、また、航空会社の責任の限界を付保可能な範囲に客観化するため細かな努力が払われるのであるが、航空機事故を社会的災害とみてその影響の甚大なるを想起するとき、かかる関係主体間の権限と責任の分配は一定の合理性を有するものと思料される。

航空分野における国際協力を主導する国際連合の専門機関、国際民間航空機関は 2001 年、約 3 年間にわたる議論を踏まえ、航空機事故家族の救済のための制度の構築に関するサーキュラー第 285 号を、加盟国政府に回付した。そこでは、主要資料として米国の援助法が添付されているが、同時に、かかる包括的な対応を長足に達成することには困難が伴うことに配慮して、ひとまず犯罪被害者対応や遺体本人確認に係る警察の人員・ノウハウを航空機事故に拡大適用するための権限付与を内容とする、ニュー・ジーランド型の制度も紹介されている。我が国の場合、1985 年の御巣鷹の峰ジャンボ機墜落事故の事後対応をはじめとして、航空会社の自発的意思による手厚い家族対応が実践されているといわれており、一部自治体には航空有事の際の行政対応について規程化しているところもみられるが、いま一歩踏み込んで、自治体を超えた機関連携の体制の構築や、航空会社の責任の限界付けをする必要は小さくないと考えられる。

以上

注：課題番号を記入してください。

平成19年度 学術研究助成金実績報告書

平成 20 年 4 月 17 日

日本大学 総長 殿

氏 名 清水 恵 介



所属・資格 法学部・准教授

下記のとおり報告いたします。

1 種目	奨励研究/ <input checked="" type="radio"/> 一般研究(個人)/一般研究(共同)/総合研究	注：該当する種目を○で囲んでください。
2 研究課題	民事法における詐欺規制の基礎的考察	
3 研究の目的	「振り込め詐欺」に代表される詐欺被害が拡大する中、民事法における詐欺規制のあり方について、刑事法との整合性を意識した解釈論を提示する。また、近時、「民法」と「刑法」とを比較検討する試みが盛んになりつつあるが、その中で、「詐欺」の問題については、法律実務上極めて重要なテーマであるにもかかわらず、これを正面から比較検討する論稿がまだ存在しない状況にある。既に、詐欺被害を含む犯罪被害財産の被害者への支給手続が整備されたほか、昨年には、刑事手続内で民事の賠償を命ずる損害賠償命令制度も導入されており、「民法」と「刑法」(特に、民法の「財産法」と刑法の「財産犯」)の接点がますます大きくなりつつあることから、今後、「詐欺」の問題につき、両法分野からの整合的な説明を与えるための基礎研究が強く要望されてくるものと予想される。	
4 研究の概要	「詐欺」を直接扱う民法 96 条だけでなく、「詐欺」に関連する諸制度、つまり、公序良俗違反 (90 条)、錯誤無効 (95 条)、債務不履行 (415 条)、瑕疵担保責任 (570 条)、不法行為 (709 条) 及び消費者契約法・特定商取引法上の取消し等を考察の対象に含めるほか、刑法上の詐欺罪をめぐる判例・学説の動向も精査する。	
5 研究組織 (共同研究・総合研究のみ該当します)	<ul style="list-style-type: none"> ・研究代表者 ・研究分担者 (役割分担) 	

※ホームページ等での公開の (可)・否) いずれかを○で囲んでください。否の場合は、理由書を添付して下さい。

部科校名：法 学 部

氏名：清 水 恵 介

6 研究の結果（総合研究の研究代表者は、4,000字以上記入してください。）

現在、新たに創設された法制度（特に、平成20年6月21日施行予定の振り込め詐欺被害者救済法〔犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律〕の制定）の影響や近時出された裁判例の評価なども含めて考察する必要があるが、研究結果を論文として取りまとめる段階には至っていない。ただし、論文の基本的内容ないし方向性は概略以下のようなものになると考えている。

「詐欺」行為は、民法上は主に意思表示の取消しをもたらしもの（96条1項）、刑法上は財産犯を構成するもの（246条）として把握される。両者は、財産取引上の典型的な違法行為を規律する趣旨において、比較に適した共通項をもつが、効果面が異なるのはもちろんのこと、要件面でも必ずしも適用範囲を同じくするものではない。

まず、取消原因を構成する民法上の「詐欺」についていえば、それは、もっぱら意思表示に向けられたものであるから、自己決定権の侵害や法律行為制度の悪用に対する対抗手段として捉えられる。民法上の「詐欺」は、法律行為の遡及的無効（121条本文）をもたらしものとして、債務からの解放や原状回復を基礎付け、あるいは、不法行為制度（709条）を通じて信頼利益の賠償を基礎付けるものの、刑事罰を科すことに比べれば微弱な効果をもつにすぎない。ただ、効果が微弱な分だけ、その適用範囲を拡大させる余地がある。実際にも、判例・立法を通じて、動機錯誤に基づく無効主張（95条）、暴利行為としての公序良俗違反（90条）、説明義務違反に基づく損害賠償請求（415条）、消費者契約法・特定商取引法に基づく各種の取消などが認められるに至っているが、これらの手段は、故意に基づく明らかな「詐欺」行為の立証が困難な場合であっても、実質的には詐欺取消しを認めたに等しい効果をもたらすものである。将来的には、同様の目的をもったこれらの「詐欺」対抗手段を解釈論上、更には立法論上合理的な範囲で統合することにより、詐欺的行為の救済を円滑化することが望ましい。この点では、近時、詐欺規定を含んだ債権法の改正提案が相次いでいる諸外国の動向（ヨーロッパ契約法原則 4:107条、ユニドロワ国際商事契約原則 3.8条、フランス民法典債務法改正草案 1113条以下など）が参考になる。もっとも、検討に当たっては、適用範囲を必要以上に拡大することで、財産取引における公正な自由競争を阻害する危険性がないかといった競争法学・経済法学の観点からの省察も必要である。

これに対し、刑法上の「詐欺」は、民事法が必ずしも企図しない一般予防の効果をもつものとして、故意犯処罰の原則の下、厳格な運用がなされている。財産犯として位置付けられていることから、詐欺結婚（民法747条参照）への不適用などといった限界はあるものの、振り込め詐欺のように、意思表示を欠いた財物の交付（いわゆる非債弁済（民法705条参照）に相当する。）をむしろ原則的な適用事例としているといった点に、民法上の「詐欺」と比較した場合の特色がみられる。

とはいえ、近時、立法面では、被害回復給付金支給制度（平成18年12月1日施行）や消費者団体訴訟制度（平成19年6月7日施行。なお、平成20年度の通常国会には、差止請求の景表法・特定商取引法違反への拡充を目的とする消費者契約法の改正法律案も提出されている。）、損害賠償命令制度（平成19年6月27日から1年6月以内の政令で定める日施行）、振り込め詐欺被害者救済制度（前掲）の創設などといった動向が、民法と刑法（あるいは経済法）との接点を更に強めるものとなっている。こうした動向は、民法上の「詐欺」と刑法上の「詐欺」とがまったく無関係の制度として捉えられるべきものではなく、全法秩序の中での役割分担を表すものとみるべきであるとの傾向をよりいっそう強めることとなる。この観点からは、いわゆる2項詐欺と意思表示に向けられた詐欺との関係、更には、1項詐欺と非債弁済との関係が問われてくるであろう。近時、詐欺罪に関する新しい裁判例が続出している時期でもあり、その裁判例をめぐる議論の中から民法学上有益な視点を抽出することには大きな意義がある。

注：課題番号を記入してください。

平成19年度 学術研究助成金実績報告書

平成 20 年 4 月 1 日

日 本 大 学 総 長 殿

氏 名 友岡 史仁



所属・資格 准教授

下記のとおり報告いたします。

1 種目	奨励研究/ <u>一般研究(個人)</u> /一般研究(共同)/総合研究	注：該当する種目を○で囲んでください。
2 研究課題	環境分野における安全規制をめぐる法的研究	
3 研究の目的	本研究では、とりわけ原子力発電所等の関連施設を設置する上で、地震対策をはじめとする不透明な要素を考慮することが必要であるという視点に立ち、その法的見地を明らかにしようというものである。この場合、「リスク管理」という安全の指標において、その法的位置付けが問題とされており、本研究では、その規制のあり方の解明を狙いとしている。	
4 研究の概要	科学技術の進展とともに、国民の利益にかなう安全規制の具体化が、原子力発電所に係る安全行政を例にとることで見えてくるものがある。そして、この点は、原子炉設置許可（又はその変更許可）に際した安全審査の必要性を検証材料とすることができる。本研究では、そのような審査に関する諸問題を、(安全)規制問題の一環として着目するものである。	
5 研究組織（共同研究・総合研究のみ該当します）	<ul style="list-style-type: none"> ・研究代表者 ・研究分担者（役割分担） 	

※ホームページ等での公開の ・否） いずれかを○で囲んでください。否の場合は、理由書を添付して下さい。

部科校名： 法学部

氏名： 友岡 史仁

6 研究の結果（総合研究の研究代表者は、4,000字以上記入してください。）

平成 19 年度は、原子力安全行政における一端として、特に、立地問題に着目した研究を進めてきた。この内容は、従来、我が国において、新規の原子炉設置許可の段階において安全審査として、原子炉等規制法に基づき行われるものと位置づけられるが、それよりも拡大し、発電所の「立地」という現象に着目することで、より現実的な諸課題の検討を試みた。その結果、単に安全規制という技術的問題に縛られず、環境に対する影響、さらには、立地自体の国民（又は周辺住民）に対するコンセンサスの獲得、という、大規模施設（例、空港、高速道路等）の立地に見られる大きな特徴を見出すことができることが分かった。

以上の問題意識に立った上で、実際に採った研究手法としては、我が国の事例に対して参考となるべき海外の事象を検討する手法を採ることとし、具体的には、イギリスの例を取り上げることにした。その理由として、同国では、一時的に中断していた原子力発電所の新規立地にあたり、二酸化炭素輩出の削減手段として原子力を主要電源として活用しようという政策的判断を行ったことから、原子力発電所の立地が環境保護の観点から活用されるという、世界的にも注目される事象が看取される点にある。

そこで、イギリスの事例を検証した結果、本研究テーマとの関連で発見した諸問題として、次の諸点を指摘できる。

一つに、これまで原子力政策に消極的だったイギリス政府にあって、積極先に乗り出した背景が、まさに立地手続に関する問題にあった点である。これは、具体的には、とりわけ Sizewell B 発電所における周辺住民に対する「審問(inquiry)」手続の長期化が問題とされた点にあり、その長期化に伴うロスを問題視している。そもそも、イギリスにおける立地手続に係る審問とは、都市計画の中で位置付けることが可能であるものの、通常の家屋とは異なり、このような大規模施設に関する特殊性を十分に考慮しておくべきことになる。そこで、この場合、審問手続において審問官(inspector)に対する手続的な裁量判断が存在していたこととの絡みにおいて、審問の対象事項を明確にすることで、手続の効率化を図る必要性が認識されるように至ったことがある。そして、このことは、原子力発電所の新規立地にあたり、決して安全審査をおろそかにする意味で問題視されるものではなく、むしろ、いかなる方策が効率的かつ事業者として発電所の立地を具体化できるのか、というきわめて現実的視点に立った問題意識という指摘が可能と思われ、我が国の原子力発電所の立地に係る規制の一端として、重要な参考例になることが明らかとなった。

もう一つに、具体的な原子力に関する安全審査のあり方として、いわゆる「型式審査」方式がとられている点である。これは、原子炉メーカーによって申請される炉の内容につき審査を行っておき、その後、具体的な立地が始まる段階では、安全審査を経過したとみなすことで、時間の効率化を図ろうというものである。このことは、型式審査の具体的基準に関する事前規制が必要である一方、地震が頻発する我が国への審査方式として妥当であるか、という意味で、先の審問手続に関する例とあわせて、重要な参考事例になることが分かった。

以上のような問題意識を持って研究を遂行するにあたり、報告者は、平成 18 年度より参加してきた日本エネルギー法研究所主催・原子力立地規制班研究会において「英国における原子力発電所立地手続の変容——審問手続の見直し議論を中心にして——」と題する研究報告を行う機会に恵まれた（2007年2月1日）。そこでは、成田頼明所長及び主査である高橋滋一橋大学教授のほか、他の研究班メンバーから多数の示唆を受けることで、本研究を一層掘り下げることができた。

以上の平成 19 年度における研究作業によって得た結果については、平成 20 年度に原稿にまとめることとし、そのアウトプットの方法は、学内紀要等への投稿を予定している。

注：課題番号を記入してください。

平成19年度 学術研究助成金実績報告書

平成 20 年 4 月 17 日

日本大学 総長 殿

氏 名 福島康仁



所属・資格 准教授

下記のとおり報告いたします。

1 種目	奨励研究/ <input checked="" type="radio"/> 一般研究(個人)/一般研究(共同)/総合研究	注：該当する種目を○で囲んでください。
2 研究課題	分権社会におけるガバナメンタルシステムと都市自治体の機能的再構築に関する研究	
3 研究の目的	本研究では、ローカル・ガバナンスを「公共政策の立案や公共サービスの提供などの活動を行政、市民、NPO、企業などの多様な主体が参画し、協働して行うこと」と定義し、政策決定および執行への住民意思苦情の反映、都市自治体の政策形成の機能的な再構築にむけて考察する。	
4 研究の概要	地方分権化社会と同時に生まれた競争環境における都市自治体の機能的再構築について考察した。いわゆる機関ネットワークを軸とした政策手法について検討し、機能的な政策形成の手法について考察した。これを検証するため、ヒアリング、文献研究、実態的分析を実施した。	
5 研究組織（共同研究・総合研究のみ該当します）	<ul style="list-style-type: none"> ・研究代表者 ・研究分担者（役割分担） 	

※ホームページ等での公開の 是 否 いずれかを○で囲んでください。否の場合は、理由書を添付して下さい。

部科校名：法学部

氏名：福島康仁

6 研究の結果（総合研究の研究代表者は、4,000字以上記入してください。）

都市間競争の戦略的政策形成において求められるものは、第1に、地方自治体が有する資源の有効活用である。有限かつその数量的限界が年々減少し続ける資源をいかに効率的配分するかである。都市自治体はニュー・パブリック・マネジメントの思潮のもとで改革に取り組み、とりわけ、その手法として多くの地方自治体では行政評価システムを導入し、より客観的かつ体系的なマネジメント・サイクルを模索である。第2に、地方自治体の人的資源の能力開発である。国依存型の職員の体質改善がなされ、政策形成能力がいかに発揮するかが重要な要素となる。政策形成過程におけ事業指向型発想から政策指向型発想をもつ政策形成能力が求められる。第3に、住民からの相談や苦情を受け付け、苦情を処理し、紛争を解決する苦情紛争処理システムや広聴システムの充実である。これには、法律に基づくものと法律に基づかないものがあり、前者には裁判外紛争手続としての、司法型ADRや行政型ADR、民間型がある。後者には苦情紛争処理手続きとして、地方自治体が行う苦情処理や行政相談委員などによるものがある。苦情処理システムの充実は、住民の権利救済、住民のコンセンサスの獲得、調整、情報のフィードバック、政策改善などの複数の目的がある。情報公開がアカウンタビリティの確保の面から有効な手段であるが、それは行政から住民への一方的なベクトルにすぎず、双方向性のベクトルへの転換による信頼のガバナンスの構築されることにより、都市間競争に勝ち残るための方策であり、そのシステムの構築が急がれる。そこで、本研究では、苦情紛争処理システムによる政策戦略支援システムの構築に向けて、地方自治体のオンブズマン制度などに着目し、特殊オンブズマン制度の活用を中心に検討を行った。

結果として、特殊オンブズマンと行政相談委員の活用を併用的、複線的な苦情処理・広聴システムを考察する場合、資源としての行政相談委員を一般行政オンブズマンとして捉え、その任に当たらせることが有効的手段とした。また、行政相談委員の所管は一自治体のみでなく、近隣行政相談員とのネットワークもあり地域を跨る苦情に対しても処理が可能であり、一自治体としてではなく地域としての地域間連携していくうえでも大きな戦略となると結論づけた。

これを国から依頼されている国の資源として捉えるのではなく、地域を支えるローカル・ガバナンスの一員として行政相談委員を位置づけ、それと密接な関係を構築し、苦情処理・広聴システムの一部として取り込んでいくことが必要とした。公的オンブズマンとしての管轄領域の限界は回避できないが、個々の公的オンブズマンの独立性を保持しながら相互の機関ネットワークをいかに形成することが肝要であるとした。

苦情処理・広聴システムの充実から、フィードバックシステムの強化は行政需要や行政改善部分に関する捕捉機能を向上させ、政策形成支援システムとして機能すると考えられる。政策形成支援システムは、行政評価による内部チェック機能、情報公開による外部チェック機能、内外の視点を持ったオンブズマンにより、政策形成にかかる情報量が増加することにより都市自治体の機能的な再構築がなされると考えられる。

注：課題番号を記入してください。

平成19年度 学術研究助成金実績報告書

平成 20 年 4 月 15 日

日本大学 総長 殿

氏 名 別府 三奈子



所属・資格 准教授

下記のとおり報告いたします。

1 種目	奨励研究/ <input checked="" type="radio"/> 一般研究(個人)/一般研究(共同)/総合研究	注：該当する種目を○で囲んでください。
2 研究課題	ビジュアル・ジャーナリズムと歴史的記憶のねじれに関する研究 (事例：マレーシア)	
3 研究の目的	アジア各地の戦争記念館や歴史記念館において語られている 20 世紀の展示に使用されているビジュアル・ジャーナリズム（主に写真、他に画報や動画を含む）をフィールド調査し、日本国内で記録されている史実としての新聞記事との相違を分析する。	
4 研究の概要	<p>当初の予定では、マレーシア各地の戦争記念館や歴史記念館を主な調査先として、現地におけるフィールド調査を計画しており、資料収集・分析と情報収集を行った。その結果、イスラム圏に属する少数民族による武力行使が世界各地で頻発しており、フィールド調査を予定していたマレーシア北部もタイ南部の情勢不安定の影響を受けていることが予想された。調査目的地としていたコタバルの主要戦跡が、地元の開発などによってあらかじめの痕跡を失っていることが判明した。</p> <p>そこで、今年度のマレーシアへのフィールド調査の予定を変更する旨の手続きを申請し、許可された。本調査の全体像はアジア全土にまたがるものであり、マレーシアに関する文献入手に時間がかかることから、今年度後半は、同じ目的で主に中国の戦跡の分析を行い、3月中旬に現地フィールド調査を行った。</p>	
5 研究組織（共同研究・総合研究のみ該当します）	<ul style="list-style-type: none"> ・研究代表者 別府 三奈子 ・研究分担者（役割分担） 	

※ホームページ等での公開の （可）・否） いずれかを○で囲んでください。否の場合は、理由書を添付して下さい。

部科校名：法学部

氏名：別府三奈子

6 研究の結果（総合研究の研究代表者は、4,000字以上記入してください。）

本研究は、『「ジャーナリズムの記録」と「人々（国家）の記憶」』の関係に関する研究の一環である。研究の仮説は、1990年度以降、特に顕在化している、アジアと日本における歴史的記憶の溝の大きな一因がジャーナリズムにある、というものである。19年度の研究目的は、文献および現地のフィールド調査によって、この仮説を検証していくことにあった。

ジャーナリズムが機能しなければ、公の場で共有される出来事は、情報発信力のある者の声（すなわち、権力を持つものの声）が記録されやすい。太平洋戦時下における日本の「新聞」の記録は、言論の自由を保障されている今日の「新聞」の記録と異なり、当時の軍部の意向を伝達し、時として戦意を鼓舞するプロパガンダのツールともなっていた。戦時下において、「新聞」がプロパガンダになること自体は、日本に限ったことではない。日本とアジアにおける今日の歴史認識の問題は、その後、平時にもどって戦時の出来事を検証し、戦時下を覆ったプロパガンダ情報と、史実のギャップを埋める作業が、戦後のジャーナリズムにおいて欠落、あるいは、弱かったことに起因している、と筆者は見ている。

ジャーナリズムは、歴史の最初の記録者といわれる。日本における太平洋戦争の記憶は、「原爆投下」や「玉音放送にうつむく人々」の写真によって、教科書に描かれる。しかし、韓国や中国では「日本軍による住民の虐殺や拷問」「抗日にたちあがる人々」といった写真によって、同じ時代が描かれている。

今年度の検証としては、マレーシアの現地フィールド調査によって、同じ時代がどのようなビジュアルによって描かれているのか、その資料を足で収集することを第一義としていた。しかし、治安上、および、戦跡の保存に問題があることから、マレーシアに特化しての調査と検証は難しいことが年度途中までのリサーチで明らかになった。

そこで、本年度は、以下の2方向からの検証を試みた。

ひとつは、日本の新聞において、太平洋戦争がどのように描かれてきたのか、ということについての内容分析である。今日、戦争を日本の新聞がもっとも取り上げるのは、8月6日、9日の原爆投下の記念日と、8月15日である。そこで、新聞紙面において、アジアでの出来事が、誰によってどのように語られているのか、を時系列で分析した。その結果、新聞によって、戦争体験を語る人に大きな偏りがみられ、もっとも顕著なことは、アジア各国の人々の側から語られる体験が皆無に等しい、ということである。また、日本人による戦争体験の語りは、空襲下を逃げ惑い、あるいは、戦地での強行軍に疲弊しつつ戦い通した体験である。そこに併用されるビジュアルは、戦跡や体験者の顔である。

もうひとつは、フィールド調査の実施で、これはマレーシアが前述の事情で難しかったことから、短時間で計画・実行可能で、治安上の問題も比較的小さい中国・南京で行った。マレーシアやシンガポールと中国は、華僑のネットワークが強靱であり、中国の影響を少なからず受けていることから、マレーシアのフィールドに代わるものとして、また、アジア全土に係る問題意識の上からも、大変有効だった。

フィールド調査は、3月上旬に南京で行った。北京の抗日記念館の大掛かりな拡張工事に引き続いて、南京市にある虐殺記念館も非常に大掛かりな拡張工事が行われており、展示の内容、展示方法、使用映像点数、映像資料の展示方法のいずれもが、この3年の間に大きく変更されていた。

南京大学を中心として、「史実」を描くための膨大な研究が包括的に行われた結果、3年前の調査ではほとんどなかった被害者の聞き取り記録の大掛かりな展示や、巨大な造形物と慰霊の空間が創出されていた。その一方で、当時の日本の新聞記事が展示に多数使用されていた。戦時下における「新聞」は、前述のようにいずれの国でもプロパガンダのツールとなっている。日本の新聞もジャーナリズムからプロパガンダへと、外見は変わらないままに変質していった戦時下の記録の、どこまでがジャーナリズムであり、それがどのような方法で、プロパガンダへと変質していったのか。そして、それらの情報のどの部分が、後世において、どのような文脈に置き直され、新たにどのような文脈で今日の「記憶」を形成しているか。この部分は年度内には十分に手が回らなかったことから、引き続き資料を分類化し、検証していく所存である。

平成19年度 学術研究助成金実績報告書

平成 20年 3月 17日

日本大学 総長 殿

氏 名 益井公司



所属・資格 准教授

下記のとおり報告いたします。

1 種目	奨励研究/ <input checked="" type="radio"/> 一般研究(個人)/一般研究(共同)/総合研究	注：該当する種目を○で囲んでください。
2 研究課題	ヨーロッパにおける損害賠償法の動向	
3 研究の目的	損害賠償の改正をわが国で考えるにあたっては、ヨーロッパにおける状況の把握が重要となる。そのため、ドイツ民法や国連売買法等との比較を通してわが国の損害賠償法のあるべき姿を見出すことが本研究の目的である。ドイツでは第二次損害賠償変更法により更なる改正もなされており、検討すべき課題は多岐にわたるため数年の日時が必要となるが、当面は、日本法とドイツ民法との比較検討をすることにより、日本民法の方向性を見出すことを狙いとしている。	
4 研究の概要	ドイツにおける損害賠償の内容の検討と日本民法に於けるそれとの比較検討が当面の課題となる。	
5 研究組織（共同研究・総合研究のみ該当します）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研究代表者 ・ 研究分担者（役割分担） 	

部科校名：法学部

氏名：益井公司

6 研究の結果（総合研究の研究代表者は、4,000字以上記入してください。）


上記研究目的を達成するために、①シュレヒトリームの「Internationales UN-Kaufrecht」の損害賠償と利息の部分を担当して翻訳することとし、翻訳原稿は既に完成しているが、この本全体の翻訳がいつ出版されることになるかはいまだ未定である。また、②フーバー教授のなした「新ドイツ売買法における履行と損害賠償に関する近時の諸問題」という講演論文の翻訳をなした。①②ともに近いうちに印刷にふされることになっているが、これらを基にした損害賠償に関する論稿の形成には迷いがある。検討すべき課題が多すぎて1年や2年ではまとめることができないということが明らかになってきたため、どのような方向でまとめるべきかにつき苦慮している。そのためこれらにも関連するが損害賠償に関するドイツ法の議論を中心にこの課題に当面答えるための小さな問題に焦点をしばって論文を書き上げるために、責任能力の問題に焦点をしばって論文を構成しようとも考えている。この方向での論文を現在構成中であるが完成には今一つ時間が必要である。

注：課題番号を記入してください。

平成19年度 学術研究助成金実績報告書

平成20年4月17日

日本大学総長 殿

氏名 水本孝二 所属・資格 法学部・専任講師

下記のとおり報告いたします。

1 種目	一般研究(個人)	注:該当する種目を○で囲んでください。
2 研究課題	「部分構文」と「全体+部分構文」の意味の相違について	
3 研究の目的	英語には「把握(catch, grab, hold, etc.)」「表面接触(hit, kick, kiss, etc.)」「進入(look, poke, shoot, etc.)」などの物理的接触(physical contact)を表す場合、2通りの表現があることはよく知られている。ひとつは「“Take Mary’s arm” (動詞+所有格+身体部位)」のようなタイプであり、もうひとつは「“Take Mary by the arm” (動詞+ (代) 名詞+前置詞+定冠詞+身体部位)」のようなタイプである。ここでは便宜的に前者のような身体部位を直接に目的語に取るタイプを「部分構文」と呼び、後者のように、まず全体に言及し、その後で前置詞を介して身体部位に言及するタイプを「全体+部分構文」と呼ぶことにする。本研究は両構文の意味の相違や特徴を解明するものである。	
4 研究の概要	British National Corpus (BNC), WordBanks <i>Online</i> , Helsinki Corpus, 等々あまたのコーパスが存在しており、また Google 等のサーチエンジンを用いることで多数の言語データが得られた。これら電子コーパス等を利用することによって、ある語と別のある語との共起関係、使用頻度などが瞬時に検索することが出来た。本研究は以上述べたように、多くの資料の渉猟、母語話者へのアンケート、そしてコーパスによる検索に多く依拠しつつ、進められた。	
5 研究組織 (共同研究・総合研究のみ該当します)	<ul style="list-style-type: none"> ・研究代表者 ・研究分担者 (役割分担) 	

※ホームページ等での公開の () ・否) いずれかを○で囲んでください。否の場合は、理由書を添付して下さい。

部科校名：法学部

氏名：水本 孝二

6 研究の結果 (総合研究の研究代表者は、4,000 字以上記入してください。)

「部分構文」と「全体+部分構文」は池上 (1980-81、1991、1993) および Ikegami (1985)等により論じられている。池上 (1993) によると後者の構文の特徴には次の2点があるという。(1) 動詞の目的語は人間に限られる。池上 (1993) ではこの「人間」を「有情者 (sentient)」と呼んでいる。(2) 前置詞の目的語は上記の有情者の「譲渡し得ない (inalienable) 所有物 (=身体部位)」でなければならない。以下の例文でこれらの特徴を検討する (*は非文法的な文 (=非文) であることを示す)。

(3) a: John hit the surface of the table.

(3) b: * John hit the table on the surface.

池上 (1993: 4)

(4) a: *John struck Bill on the bag.

(4) b: John struck Bill's bag.

池上 (1991: 93)

(3b)が非文であるのは動詞 hit の目的語 the table が人間 (有情者) でないためであり、(4a)が非文であるのは前置詞の目的語 the bag が Bill の「譲渡し得ない所有物」ではないからであるという。池上 (1993: 3-4) では「部分構文」と「全体+部分構文」の意味の相違を次のように述べている。

(5) a: John struck Bill's head.

(5) b: John struck Bill on the head.

(6) a: John seized Bill's arm.

(6) b: John seized Bill by the arm.

前者 a)型の文はジョンの行為がビルの頭なり腕なり、身体のある特定の部分関わったという意味合いを伝えるのに対して、後者 b)型の文では、そのようにしてビルの身体の特定の部分に対して加えられたジョンの行為がビルに対して身体的にせよ、精神的にせよ、何らかの影響を与えたという意味合いを含むと解せられるということである。

「全体+部分構文」は「身体的にせよ、精神的にせよ、何らかの影響を与えたという意味合いを含む」という特徴を持つことから目的語になり得る名詞は人間を典型とするような知性や感情をもつ存在でなければならない (この「知性や感情を持つ」という点を捉えて池上は「有情者」という語を用いたのであろう)。また何らかの影響を受けるためには、その働きかけを受ける部分 (上記の「頭」や「腕」など) は有情者の「譲渡し得ない所有物」でなければならない、というのが池上の諸論考の主張である。

しかしながら私が調査したところでは、池上が「全体+部分構文」の特徴として挙げた2点はいずれもあてはまらない。例外が多数存在することが判明した。動詞の目的語は有情者である人間に限るわけではない。動植物でも無生物でも構わない。また前置詞の目的語も譲渡し得ない所有物である必要はないのである。したがって当該構文は「身体的にせよ、精神的にせよ、何らかの影響を与えた」という意味合いを含まない。以下例文を挙げながら考察を進めたい。

A 動詞の目的語が人間以外の動植物や無生物の例

(7) I took the armchair by the arm.

(8) Joe led the elephant by the trunk.

(9) Bob hauled the car by the bumper.

(10) I held the plant by the stem.

B 前置詞の目的語が譲渡し得ない所有物でない例

(11) He twitched her by the sleeve.

部科校名：法学部

氏名：水本 孝二

研究の結果（つづき）

(12) He took the donkey by the bridle.

(13) He dragged the dog by the collar.

“sleeve, bridle, collar” はいずれも衣服やそれに類するもので譲渡し得ない所有物ではなく、いつでも任意に脱着が可能なものである。しかしながらこれらのものは通常は身につけているものである。人間であれば衣服を身につけている状態が無標であり、飼い犬であれば首輪をしているものであり、ロバ（この場合は荷役用の動物としての存在である）は人間が御するために bridle をつけているのが普通の状態であり、その意味ではこれらのものは脱着は可能ではあるものの、譲渡し得ない所有物に準ずるもの、身体の一部と見なしうるものと考えることができる。

以上の考察により以下の結論を得た。池上の主張とは異なり、「全体+部分構文」の目的語が有情者でなければならない、という制限はない。人が他者（人間、動植物および無生物を含む）の部分に対して働きかけ（把捉、表面接触、進入）をする際、その部分（この場合、その部分はそれを所有する全体の譲渡しえない所有物でなくてはいけないが、先に見たように着衣のような身体の一部と見なし得るものをも含む）が他の部位と比較して、その働きかけを受けるための特段の際立ちを持ち、またその働きかけが何らかの意味で全体へ影響を与えることが示される場合に「全体+部分構文」が用いられる、と言える。ただ一部の母語話者の意見では、人間以外のものがこの構文の目的語になると、人間の場合とは異なって、使用可能な文脈は制限されることは確かである。「全体+部分構文」の目的語に人間がなることが多いのは、人間が有情者であるからではなくて、ひとつには人間は相互に明確に区別された譲渡し得ない所有物、すなわち身体部位（hand, arm, head, stomach, temple, cheek, etc.）を多数持つ存在として際立っているからである。無生物、たとえば armchair の譲渡できない所有物は、arm, chair, back くらいしか思いつかないし、更にそれらに対する働きかけに言語的、文化的意味が生じる場合を想起する機会も少ない。またこのように人間の身体部位への働きかけには、愛情表現、友愛、激励、行為の制限、注意の喚起等々の言語的意味があることもこの構文の目的語に人間がなることが多い理由のひとつであると考えられる。


注：必要に応じて、このページをご使用ください。

注：課題番号を記入してください。

平成19年度 学術研究助成金実績報告書

平成 20年 5月 9日

日本大学 総長 殿

氏 名 _____ 菅野 剛 

所属・資格 _____ 文理学部・准教授

下記のとおり報告いたします。

1 種目	奨励研究/○一般研究(個人)/一般研究(共同)/総合研究	注:該当する種目を○で囲んでください。
2 研究課題	社会構造論への社会過程論的視座の導入に関する実証的研究	
3 研究の目的	社会階層や格差に関連する全国調査データや関連する地域調査データを用いて、社会階層論に社会的ネットワークの視点を導入することで、新たな社会的格差のメカニズムについての研究を行う。	
4 研究の概要	社会階層と社会的ネットワークやコミュニケーション、情報リテラシーの関連に注目し、既存の経済的格差とは異なる形で生じる生活における格差について分析を行った。	
5 研究組織 (共同研究・総合研究のみ該当します)	<ul style="list-style-type: none"> ・研究代表者 ・研究分担者 (役割分担) 	

※ホームページ等での公開の(○可・否) いずれかを○で囲んでください。否の場合は、理由書を添付して下さい。

部科校名： 文理学部

氏名： 菅野 剛

6 研究の結果（総合研究の研究代表者は、4,000字以上記入してください。）

現代日本社会における社会階層と情報リテラシーの関連について、高次検証的因子分析を用いて分析を行った。いわゆる情報技術革命により人々の生活は大きな変化を被っている。そこで、2001年に実施した JIS 2001（情報化社会に関する全国調査、研究代表者 直井優）でデータを用いて、社会階層における新たな側面や局面について分析を行った。JIS 2001 は、日本全国の 20-89 歳の男女を対象とした面接・留め置き併用調査であり、計画標本数は 1500、回収率は 67.4%、有効標本数は 1011 であり、社会階層、情報リテラシー、ライフスタイルや社会的ネットワーク等について調査を行った。調査データについては、SRDQ: 質問紙法にもとづく社会調査データベース (srdq.hus.osaka-u.ac.jp/) にアクセスする形で一般公開もされており、多変量解析による分析も可能となっている。

情報格差やデジタル・デバイドという形で指摘されてきた状況については、情報リテラシーを測定する個別指標、社会階層を測定する変数、用いる分析手法の種類等において、先行研究において様々に異なっている。また、格差の大きさ・深刻さについても知見や判断が大きく分かれており、詳細な確認が重要と言える。そこで、情報リテラシーについては様々な指標を取り込み、高次検証的因子分析を行うことで、包括的な測定を試みた。また、これを踏まえて社会階層と情報リテラシーについての MIMIC モデルにより分析を行い、情報格差の有無について確認した。さらに MIMIC モデルについて多母集団解析も行い、男女における細かな差異を確認した。分析結果については The Eleventh Asian Studies Conference Japan (ASCJ 2007) において発表した。また、社会階層、情報リテラシー、社会的ネットワークについても関連が確認出来ることから、単純な経済的格差とは異なる形での、社会的資源の生成・連鎖プロセスについて示唆が得られた。ただし、今後はさらに詳細な分析による慎重な確認が必要と言える。

注：課題番号を記入してください。

平成19年度 学術研究助成金実績報告書

平成20年 5月 9日

日本大学 総長 殿

氏 名 中 森 広 道



所属・資格 文学部・教授

下記のとおり報告いたします。

1 種目	<input type="checkbox"/> 奨励研究 / <input checked="" type="checkbox"/> 一般研究(個人) / <input type="checkbox"/> 一般研究(共同) / <input type="checkbox"/> 総合研究	注：該当する種目を○で囲んでください。
2 研究課題	「緊急地震速報」の導入と人々の意識に関する調査研究	
3 研究の目的	<p>気象庁が、導入する新しい地震情報システム「緊急地震速報」について、情報の受け手となる不特定多数の収容施設の管理者や一般の人々の認識、評価、意識ならびに要望などについて調査を行い、「緊急地震速報」の受け手側の問題点や課題を明らかにし、その結果を踏まえて、「緊急地震速報」に関する、言わば「望ましい受け取り方・対処の方法」を考究・提示する。</p>	
4 研究の概要	<p>(1) アンケート調査（全国調査） 一般の人々に対する「緊急地震速報」に関するアンケートを実施した。調査の一般性を高めるために、全国に多数のWEB調査のためのモニターを持つ社会調査会社に委託した。</p> <p>(2) とりまとめと提言 調査結果をもとに、「緊急地震速報」における「情報の受け手」側の問題点や課題を明らかにし、その知見により、情報の受け手側が行うための具体策を示して、「緊急地震速報」の有効な活用についての提言を行った。</p>	
5 研究組織（共同研究・総合研究のみ該当します）	<ul style="list-style-type: none"> ・研究代表者 ・研究分担者（役割分担） 	

※ホームページ等での公開の 否 どちらかを○で囲んでください。否の場合は、理由書を添付して下さい。

部科校名：文理学部

氏名：中森広道

6 研究の結果（総合研究の研究代表者は、4,000字以上記入してください。）

(1) アンケート調査の概要

「緊急地震速報」の先行的運用開始前の平成19年9月に、調査会社のモニターから抽出した全国の18歳以上の男女を対象にWEBアンケート調査を実施した（回答者：1069名）。

(2) 調査結果

まず、「緊急地震速報」についての認知度であるが、「知っていた」が19%、「なんとなく聞いたことがあった」が48%、「全く知らなかった」が33%で、約3割の人が「緊急地震速報」の存在を知らなかったという結果だった。この中で「『緊急地震速報』を知っていた」と回答した人（「全く知らなかった」と回答した以外の941名）に、「今年（平成19年）10月1日の本運用が始まるかもしれない」とことを知っていたかについて尋ねたところ、「知らなかった」が27.2%、「開始日は知らなかったが今年中に始まることは知っていた」が38.4%、「知っていた」が34.4%であった。また、「緊急地震速報」は、全ての地震について揺れが来る前に情報が伝えられるものではなく、震源が近い場所などでは、緊急地震速報が間に合わない場合もあるが、このことについて知っていたかどうか尋ねたところ、「知っていた」が57.8%だったが、「すべての地震が間に合うと思っていた」という人も18.8%を占めていた。また、テレビ・ラジオで伝えられる「緊急地震速報」は全ての地震ではなく、「どこかで震度5弱以上の揺れが観測されることが予想される地震について、震度4以上の揺れが予想される地域」について出されるものであるが、このことについて知っていたかどうか尋ねたところ、知っていた人は13.5%で、最も回答が多かったのは「とにかく揺れる地域を対象としていると思った」の40.8%だった。

次に、「緊急地震速報」は、①発表することにより混乱が生じる懸念がある、②誤報や空振りがある、という点を挙げて、一般の人々に伝えることへの賛否を尋ねた。まず、①の「混乱」は、「多少の混乱があっても積極的に流してほしい」が52.8%、「混乱が起こらない対策を行ってから流してほしい」が49.7%と、ほぼ半々となった。この結果は、性別で差が見られ、「積極的に流してほしい」を選んだ人は男性に多く、「混乱が起こらないような対策を行ってから」を選んだ人は女性に多く見られた。次に、②の「誤報や空振り」は、「誤報や空振りがあっても積極的に流してほしい」が73.2%、「絶対に間違わないというシステムができるまで流さないでほしい」が20.3%という結果で、こちらは性別による差はほとんどなかった。これらの結果から、「緊急地震速報」を一般に伝えることについては、「誤報はあっても仕方がないが混乱が生じることは問題である」と考える人が多い傾向にあると考えられる。

次に、不特定多数の収容施設で「緊急地震速報」が伝わった時、人々はどうのことが起こるとイメージし、どのような対応をとると考えているのだろうかについて尋ねた。「デパート、地下街、駅など不特定多数の人々が利用する施設で『緊急地震速報』が流れた場合にどんなことが起こると思いますか」という質問をしたところ（複数回答）、「多くの人が、出口に殺到して大混乱が起こる」を選んだ人が最も多く共に8割以上を占める一方、これらの選択肢の中で最も適切な対応と考えられる「多くの人が危険な場所から離れたり安全な姿勢をとったり身を守る」を選んだ人は、3割に満たない結果となった。いわゆるパニックをはじめとする望ましくない対応を人々がとるのではないかとイメージする人が多いようである。「緊急地震速報」の受け手の「望ましくない対応」は「出口に殺到することなどによって生じる「パニック」だけではない。「緊急地震速報」を聞いて何をしたいかわからずうろろすることや本来危険な場所にいながらその場所から離れたり身を守る姿勢をとらないこと、さらに何もしないことも「望ましくない対応」であろう。特に不特定多数の収容施設の管理者にとっては、これらの「望ましくない対応」を人々がとらないようにするための対策が課題となっている。「緊急地震速報」を一般の人々に発表するための準備・対策として不特定多数の人々が利用する施設の管理者に希望することについて質問について結果を見ると、最も多い回答が「適切なアナウンス」(73.8%)で、次いで「従業員が適切な指示をしてほしい」(68.5%)だった。また、「安全な空間をあらかじめ作ってほしい」(63.2%)、「危険な場所をはっきりとわかるようにしてほしい」(52.7)といった、安全・危険な場所を明示してほしいという意見も多かった。また、利用者がとるべき対応の認識方法として、「どういう行動をとればよいか掲示をしてほしい」が63.9%に対し「どういう行動をとればよいかチラシやリーフレットを置いてほしい」が34.1%で、配布物より実際の掲示によって知らせしてほしいと希望する人が多く、「何をすればよいか」「どこが安全なのか」ということが、その場でわかるようにしておいてほしいと望んでいる人が多いことを示しているものである。なお、「『緊急地震速報』を利用するには流さないでほしい」という回答は1.3%で、不特定多数の人が利用する施設において「緊急地震速報」を流すことに反対をしている人はわずかであることがわかる。

(3) まとめと提言

「緊急地震速報」が発表された時に、秒単位の短い時間の中で細かい具体的な対応や指示を全て伝えることは難しい。そのため、「緊急地震速報」が伝わった時に、情報の受け手が何をすればよいかを予め検討し、「『緊急地震速報』の伝達」と「それぞれの受け手の対応」をセットにして日頃から対策を講じていかなければならない。これらが、「緊急地震速報」の本運用に向けての大きな課題と言える。

注：課題番号を記入してください。

平成19年度 学術研究助成金実績報告書

平成20年5月9日

日本大学 総長 殿

氏名 山田 祐子



所属・資格 文理学部 ・ 准教授

下記のとおり報告いたします。

1 種目	奨励研究/○一般研究(個人)/一般研究(共同)/総合研究	注:該当する種目を○で囲んでください。
2 研究課題	高齢者虐待防止法の課題～市区町村高齢者虐待防止ネットワークの構築に関する研究	
3 研究の目的	<p>「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」(以下、「高齢者虐待防止法」と記す)が平成18年4月より施行となり、日本において市区町村が主体となり、高齢者虐待に本格的な組織的取り組みが開始されることになった。厚生労働省は平成17年度予算において、高齢者虐待防止ネットワークの構築のモデル事業を全国300カ所で展開してきている。日本における高齢者虐待研究は1990年代に本格化した。申請者山田祐子も参加した国内初めての全国の実態調査を契機に、福祉・保健分野において調査が行われ、平成16年発表の厚生労働省の全国調査報告に象徴されるように、その実態はある程度明らかにされ、現在の課題は高齢者虐待防止法実施後の検証と、予防と対応についての実践的研究となっている。本研究では、市区町村においての高齢者虐待防止ネットワークの構築等、高齢者虐待防止法実施後における課題について、評価と検証を行うため、市区町村において調査を行い実態把握と分析を行うことを通して、より効果的な施策や、ソーシャルワーク等方法論の検討を行い、高齢者虐待防止法の3年後の改正に向けての提言を行う。</p>	
4 研究の概要	<p>全国1,843市区町村(平成18年3月現在)の高齢者虐待防止主管課等に対して郵送のアンケート調査(悉皆調査)と関係機関にヒアリング調査を行い、実態把握と分析を行う。</p> <p>【研究の構成】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 全国市区町村管轄課への郵送のアンケート調査(悉皆調査)とその分析 2 ヒアリング調査とその分析 3 文献調査:高齢者虐待対応に関する行政資料、データの収集とその分析 	
5 研究組織(共同研究・総合研究のみ該当します) *非該当	<p>・研究代表者</p> <p>・研究分担者(役割分担)</p>	

※ホームページ等での公開の(○可・否) いずれかを○で囲んでください。否の場合は、理由書を添付して下さい。

部科校名：文理学部

氏名：山田 祐子

6 研究の結果（総合研究の研究代表者は、4,000字以上記入してください。）

以下の内容で、調査研究を行い、現在分析中である。

【研究内容】

全国1,843市区町村（平成18年3月現在）の高齢者虐待防止主管課等に対して郵送のアンケート調査（悉皆調査）と関係機関にヒアリング調査を行い、実態把握と分析を行った。

【研究の構成】

1 全国市区町村管轄課への郵送のアンケート調査（悉皆調査）とその分析

（1）質問紙を用いた郵送調査

（2）対象機関：全国市区町村の高齢者虐待防止主管課
1,843箇所（悉皆調査）

2 ヒアリング調査とその分析

（1）郵送調査を補い、更に詳細な分析を行うため市区町村の高齢者虐待防止の担当者、関係機関や関係専門職に対し、意見交換、ヒアリングを行い、実態の分析とともに、課題の抽出やソーシャルワーク等の方法論の検討を行った。

（2）調査対象等

1）自治体の高齢者虐待防止の担当者へ訪問面接調査

2）自治体主催の研修（市民、民生委員、ケアマネージャー、地域包括支援センター職員、市町村担当者、市町村における関係機関職員）の研修（講師）の機会を得て、意見の交換を行うとともにアンケート調査を実施し、実態の分析とともに、課題の抽出やソーシャルワーク等の方法論の検討を行った。

3 文献調査：高齢者虐待対応に関する行政資料、データの収集とその分析

（1）本テーマに関する①内外の文献・資料、調査研究、データ、②日本国内の各地方自治体の高齢者虐待への取り組みに関する対応マニュアル、報告書等の最新の資料収集をし、分析を行った。

（2）本年度は日本社会福祉士会の地域包括支援センターへの調査、介護支援協会のケアマネージャーへのヒアリング調査の参加の機会を得て、実態の分析とともに、課題の抽出やソーシャルワーク等の方法論の検討を行った。

注：課題番号を記入してください。

平成19年度 学術研究助成金実績報告書

平成 20 年 5 月 7 日

日 本 大 学 総 長 殿

氏 名 小笠原 喜康



所属・資格 文理学部・教授

下記のとおり報告いたします。

1 種目	奨励研究 / <input checked="" type="radio"/> 一般研究(個人) / 一般研究(共同) / 総合研究	注：該当する種目を○で囲んでください。
2 研究課題	美術館における教材キットの開発研究	
3 研究の目的	美術館と学校とを結ぶ教材のキットを開発して、美術教育における鑑賞をすすめる。	
4 研究の概要	2002年度完全実施の学習指導要領に鑑賞が項目に入ったが、美術館の利用はあまり進んでいない。これには、美術館に足を運ぶことが難しいことがあげられる。そこで、神奈川県立近代美術館と共同で教材キットを開発し、横浜国立大学附属小学校の児童の鑑賞のための教材キットの作成することを目的として研究開発をすすめる。	
5 研究組織（共同研究・総合研究のみ該当します）	<ul style="list-style-type: none"> ・研究代表者 ・研究分担者（役割分担） 	

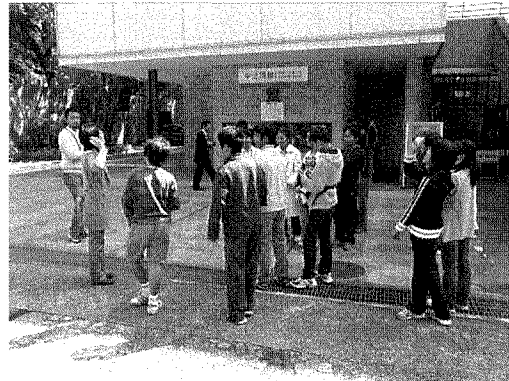
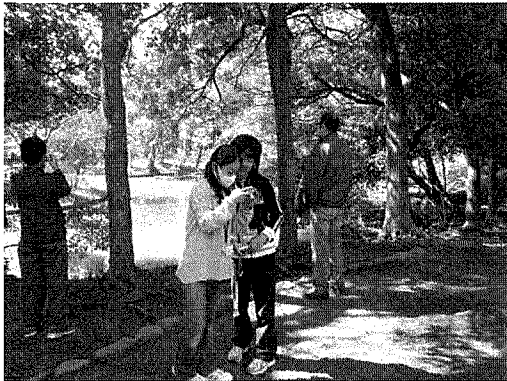
※ホームページ等での公開の 可 否 いずれかを○で囲んでください。否の場合は、理由書を添付して下さい。

部科校名：文理学部

氏名：小笠原喜康

6 研究の結果（総合研究の研究代表者は、4,000字以上記入してください。）

教材キットの開発のために、子どもたちの発見をとりいれることを中心にするために、横浜国立大学附属小学校の6年生の児童30人にカメラを持たせて、神奈川県立美術館・鎌倉館の内部および周囲において発見撮影会をおこなった。



撮影会の時の様子



その後の批評会の様子

この撮影会においてとらえたショットと美術館所蔵の作品とを見比べて、その中にある似た光景を発見することで、より深く作品を鑑賞するようになることを狙って、美術館の作品カードを作成した。これを一つのパックにすることで、教材のキット試行品をつくり、再度実験をおこないキットの完成を目指している。

注：課題番号を記入してください。

平成19年度 学術研究助成金実績報告書

平成 20年 3月 3日

日本大学 総長 殿

氏 名 坂本 真士



所属・資格 文理学部 教授

下記のとおり報告いたします。

1 種目	奨励研究/ <input checked="" type="radio"/> 一般研究(個人) / 一般研究(共同) / 総合研究	注：該当する種目を○で囲んでください。
2 研究課題	新聞における自殺の報道のされ方に関する実験社会心理学的研究	
3 研究の目的	自殺の報道がその後の自殺行動を惹起する現象が指摘され、WHOなどで報道のガイドラインが作成されている。しかし、どのような報道が有害なのかについて、因果関係を示唆するような実証的な研究はほとんどない。本研究では、新聞報道に絞り、自殺を報じた記事の中からどのような報道のされ方が問題であるかを、実験社会心理学的な手法によって明らかにする。	
4 研究の概要	本研究で取り上げた自殺促進的な要素は、自殺の手段、美化、合理化の3要因（各3水準）で、これらの要因を組み合わせると12通りの架空の新聞記事を作成した。記事は中学生がいじめを苦しんで自殺をしたという内容であった。この実験刺激を大学生85名（平均年齢20.3±1.1歳）に提示し、この記事を読んだ中学生が(1)苦しみから逃れる手段として自殺を思いつくか（自殺念慮の誘発）、(2)自殺を実行するか（自殺企図の誘発）、(3)自殺を思いとどまるか（自殺の抑制）について5段階で判断させた。	
5 研究組織（共同研究・総合研究のみ該当します）	<ul style="list-style-type: none"> ・研究代表者 ・研究分担者（役割分担） 	

※ホームページ等での公開の（可） いずれかを○で囲んでください。否の場合は、理由書を添付して下さい。

部科校名：文理学部

氏名：坂本真士

6 研究の結果（総合研究の研究代表者は、4,000字以上記入してください。）

コンジョイント分析という統計手法を用いてデータを分析した。コンジョイント分析とは、購買行動などの意思決定要因を検討するための統計分析の手法であり、どのような情報・要因が重要であるかを調べる。コンジョイント分析では、部分効用値と呼ばれる各要因の水準の影響（例：合理化の報道が「ない」「ある」「詳細」の影響の違い）と、相対重要度と呼ばれる各要因の影響（例：「手段」「美化」「合理化」の影響の程度）を実験参加者ごとに求めることができる。これによって、本研究でとりあげた5つの要因の自殺抑止効果について検討することができる。

(1) 自殺の誘発について

部分効用値は、合理化・詳細で最も大きく(0.472)、合理化・なしで最も小さかった(-0.474)。また、相対重要度を百分率で表すと、合理化、美化、手段の順にそれぞれ、40.7%、34.0%、25.3%であった。このことから、自殺の誘発に関しては、自殺を合理化する記載が最も影響力が大きく、自殺を合理化する記載が詳細になされていると自殺を誘発する危険性が高まり、逆に自殺を合理化する記載がないと自殺を誘発する危険性が低くなることがわかった。なお、部分効用値をみると、自殺の手段については、詳細な記載で正(0.118)、なしの場合が負(-0.107)となり、自殺の手段を記載することが自殺を誘発するという先行研究における指摘と一致した。しかし、美化では詳細な記載で負(-0.203)、なしの場合が正(0.101)となり、自殺を美化する記載が詳細になされていると自殺念慮が抑制されるという結果となり、先行研究における指摘と逆の結果となった。

(2) 自殺の企図について

部分効用値は、合理化・詳細で最も大きく(0.364)、合理化・なしで最も小さかった(-0.374)。また、相対重要度を百分率で表すと、合理化、美化、手段の順にそれぞれ、37.7%、36.1%、26.3%であった。このことから、自殺の企図に関しては、自殺の美化と合理化の記載の影響力が大きいことがわかった。自殺を合理化については、(1)と同様、記載が詳細になされていると自殺企図の危険性が高まり、逆に記載がないと自殺企図の危険性が低くなることがわかった。一方、美化では詳細な記載で負(-0.278)、なしの場合が正(0.181)となり、自殺美化の記載が詳細になされると自殺企図が抑制され、記載がないと自殺企図が促されるという結果となり、(1)と同様、先行研究における指摘と逆の結果となった。なお、自殺の手段については、詳細な記載で正(0.101)、なしの場合が負(-0.117)となり、自殺の手段を記載することが自殺を誘発するという先行研究における指摘と一致したが、影響力は他の2要因と比べて小さかった。

(3) 自殺の抑制について

部分効用値は、美化・詳細で最も大きく(0.740)、美化・なしで最も小さかった(-0.476)。また、相対重要度を百分率で表すと、美化、合理化、手段の順にそれぞれ、51.0%、26.6%、22.5%であった。このことから、自殺の抑制に関しては、自殺の美化の記載の影響力が大きく、自殺を美化する記載が詳細になされていると自殺を抑制する可能性が高まり、逆に自殺を美化する記載がないと自殺を抑制する可能性が低くなることがわかった。この結果は(1)(2)同様、先行研究における指摘と逆の結果であった。なお、部分効用値をみると、自殺の手段については、いずれの場合も0.03未満であり影響力が小さいことがわかった。合理化については、詳細な記載で負(-0.134)、なしの場合が正(0.087)となり、自殺の合理化が詳細になされると自殺抑制の可能性が低まり、記載がないと自殺抑制の可能性が高まることが示唆された。

部科校名：文理学部

氏名：坂本真士

研究の結果（つづき）

考察

本研究では、自殺の合理化，すなわち，苦しみから逃れるための手段として自殺を合理化する記載が詳細になされている場合，自殺念慮や自殺企図を高める危険性があることが示された。これまで，WHOなどで自殺報道のガイドラインが作成されているが，本研究は，ガイドラインの正当性を実証的に示した点で意義深いものと思われる。

一方，自殺の美化，すなわち，自殺してしまった人に対し，感情移入するような記載が詳細になされている場合，自殺を抑制する可能性も示唆された。これは，自殺を感情的に描くことが自殺を誘発するというガイドラインとは異なる結果となった。ガイドラインが根拠なしに作られているわけではなく，たとえば，アイドルが自殺したあと，それをセンセーショナルに報じた結果，若者の自殺が続発したという例（1986年，日本）をみれば，自殺を感情的に描くことの危険性は十分考えられるだろう。

それでは本研究で，これと反する結果が出たのはなぜだろうか。詳細なことは今後の検討課題となるが，ひとつの可能性を提示したい。それは，回答した学生の多くが精神的に健康な学生であり，現在自殺念慮を抱いているわけではないため，比較的冷静な判断ができたのではないかと，いう解釈である。実験後に参加者数人に話を聞いたところ，「自分が死んでまわりの人がそんなに悲しんでくれるなら，自殺するのを止めるようと思った」というような反応が多かった。一方，自殺を真剣に考えている人の場合，自殺をしたいという気持ちと，だれかに止めて欲しいという気持ちの両方が現れることが知られており，このような心理状態では，「自分が死んでまわりの人がそんなに悲しんでくれるなら，実際に死んでみんなに悲しんでもらう」と考えてもおかしくないだろう。自殺をしたいと思っている人は，現実の世界で苦しんでいるため，死んで楽になりそしてみんなにも悲しんでもらえるなら，そっちの方がよいと考えるかもしれない。したがって，本研究の結果から，自殺を美化する報道が許容されるとは言い切れない。しかし，冷静な状態であれば，自分が死んだらまわりの人が悲しむというメッセージが自殺抑止的に働くとしたら，ふだんからこのようなメッセージを子どもたちに発しておくことが，自殺の抑止に働く可能性もある。

自殺を美化する記載が自殺を抑止するかどうかについては，今後とも研究を続けて行く必要がある。

課題番号

個 07-019

注：課題番号を記入してください。

平成19年度 学術研究助成金実績報告書

平成 20年 5月 7日

日本大学 総長 殿

氏 名 遠藤邦彦 

所属・資格 文理学部・教授

下記のとおり報告いたします。

1 種目 奨励研究/ 一般研究(個人) / 一般研究(共同) / 総合研究

注：該当する種目を○で囲んでください。

2 研究課題

黄砂の真の供給源と、黄砂物質の多様性との関わり の 解明

3 研究の目的

本研究の目的は、広域ダストの発生源について、その寄与率を求めることによって従来の一般的な認識を改めると共に、従来比較的軽視されてきた旧湖底地域における表層の攪乱過程、特に強風による地表面の変化、すなわちダストの発生過程を解明し、さらに、日本を含む遠方に黄砂として到達する物質はその発生源の物質を反映することから、黄砂発生地 の 多様性を解明することにある。

4 研究の概要

広域ダスト発生地（中国、カザフスタン）から日本列島のようなその堆積地の双方を調査・分析し、堆積物組成の多様性から近年の黄砂発生地 の 多様化を明らかにした。

5 研究組織（共同研究・総合研究のみ該当します）

・研究代表者

・研究分担者（役割分担）

※ホームページ等での公開の (可) / (否) どちらかを○で囲んでください。否の場合は、理由書を添付して下さい。

部科校名：文理学部

氏名：遠藤邦彦

6 研究の結果（総合研究の研究代表者は、4,000字以上記入してください。）

日本列島にも黄砂として到達する広域ダストの供給源は、アジア大陸の乾燥地域に由来する。特に一般には、タクラマカン沙漠やゴビ砂漠がその基となるダストストームやサンドストームの主要発生地と受け取られることが多い。確かにこれらの地域で高頻度でこれらの現象が発生していることは事実である。しかし、これらの代表的沙漠地域だけに東アジア、さらにより遠方に到達する広域ダストの供給源が存在すると考えるのは間違いである。黄砂を構成する物質の多様性はそのことを強く示唆している。

主要供給地と考えられる中央アジアから中国北西部を考えると、主なダスト発生地は、1) 沙漠地域、2) 旧湖底地域、3) 耕作地に分けられる。

この内、2) 旧湖底地域は、アラル海がよく知られるが、極めて多数の湖沼が過去 50 年間に乾燥化の過程を被り、この間に広大な面積が湖から乾いた平原（すなわち旧湖底）に変化した。3) の耕作地が寄与する程度はそれ程大きくはないので、現実には 2) の旧湖底域の寄与率が 1) を上回り、最大と見積もられるべきものと予想され、またそうであれば近年の急増を説明しやすい。

(1) 発生地の問題

大陸の旧湖底地域における現地調査を通じて、地表・表層の変化過程を明らかにした。その重点地域として、長年調査を行い、データが集積しているジュンガル盆地、ジュウヤン湖沼群（以上中国）、およびカザフスタンのバルハシ湖周辺地域を選び、過去の調査結果を含めて検討した。

特にジュンガル盆地のマナス湖においては、顕著な強風侵食地域が認められる。この地域を春から夏にかけて襲う西風は、湖水が存在すれば大量のしぶきと共に巻き上げられた懸濁した湖底堆積物を東方に運搬する。運搬された水と泥は東西に延びる小湖と高まりの列を形成し、水は乾燥して析出した塩で白くなっている。その距離は数 10km に達する。湖沼が干上がった時にはもっぱら泥がダストとして運搬される。この泥には大量の析出した塩類が含まれる。こうした顕著な例は限定されているが、類似した現象は広く認められる。すなわち、旧湖底地域には風による特有の侵食運搬過程が作用し、特有の塩類にとんだ堆積物が遠方まで達し、比較的近辺には特有の地形が形成される。この湖沼域の風下側に波及した塩類や細粒物質は乾燥して、ダストの供給源になる。

ジュウヤン湖沼群においては、近年河川中流部における灌漑用水利用の増大に基づき湖沼の乾燥化が進み、広大な旧湖沼域と河床域が裸地となり、ダスト供給地となってきた。最近数年は中流部から下流への河川流量を最小限確保するようになったが、依然としてダスト供給地は広大な面積を占める。

カザフスタンの沙漠地域においても類似した状況が見られた。バルハシ湖自体の変化は大きくないが、河川最下流部における砂の移動は活発である。

(2) 黄砂堆積物の検討

旧湖底に由来する風送物質は極めて広い領域に拡散する。広域に運搬されるダストは日本でも黄砂として捉えることができるが、その中には塩類がしばしば大量に含まれている。しかし、日本列島など遠方に至ると量的に微量となるため、従来分析例は限られ、また検出されても海塩起源と説明されることが多かった。また、時代を経過した黄砂堆積物（レス堆積物）の場合には、可動性の大きな塩類は失われて検出されない。本研究ではこれまでに共同研究を行ってきた中国各地の研究者の協力を得て、各地に降下する風送物質を採取し、その組成を調べることによって供給源を検討した。キーとなるのは蒸発岩に特有の塩類である。

富士山 5 合目の黄砂（積雪中）

東京、札幌、島原 黄砂トラップによる採取

以上の試料を中国、カザフスタンの試料（レス堆積物を含む）と比較するため、粒度分析、XRD 分析を行った。

黄砂の構成物の特徴 X 線分析から多様な大気汚染物質が検出されるのが特徴であるが、塩 (NaCl)、石膏など、大陸の蒸発岩分布域に起源を有する可能性のあるものがかかり認められた。従来から主要な構成物と考えられてきた石英、長石類や粘土鉱物以外に含まれる多様な物質に着目し、供給源の多様性を解明していく必要がある。

部科校名：文理学部

氏名：遠藤邦彦

研究の結果（つづき）

(3) 湖沼をとりまく領域における，湖沼に発して周囲に波及する諸現象の影響範囲を面的に捉えるには，衛星画像の活用が適している。(1) に述べた，特有の地形や堆積物の分布パターンからその影響範囲を明らかにした。

以上のように，本研究において，発生地個々の旧湖底域（あるいは浅い水域も含む）等における強風に基づく物質移動の過程と，その周囲への波及過程を明らかにした。海外については申請者のこれまでの調査結果をもとに整理を行い，海外研究者の協力を得て試料を収集し，衛星画像をも活用した。また，国内では現地調査を含めて試料を採取し，周囲に広く拡散するダスト堆積物（黄砂）の多様な性質を，その供給源における詳細な物質移動や堆積状況をふまえ，比較しながら分析し，その多様性から想定される発生地の多様性を明らかにすることができた。

本年3月に日本で認められた強風に基づく砂塵嵐の発生は，大陸乾燥地域で起こっている現象と同様のことが，冬季の日本列島においても起こりうることを示すものとして重視すべきである。

研究発表

遠藤邦彦・長井大輔・千葉 崇・鈴木正章・久保田郁夫（2007）地表に降下する微小固体粒子をとらえるー浅間火山に由来する噴煙からの降下物と黄砂試料の比較ー。環境危機 その対応と持続可能システム，開成出版，177-185。

古野義明・中山裕則・遠藤邦彦・穆 桂金（2008）時系列衛星データによる閉塞湖水域変動解析に基づく乾燥地域の環境変化分析ー中国黒河流域を対象としてー。日本大学文理学部自然科学研究所「研究紀要」，43, 325-335。

遠藤邦彦・小森次郎（2007）ジュンガル盆地の湖沼・湖沼堆積物についてー新疆の地形・気候の特徴を踏まえて。オアシス地域研究会報，6（1），43-51。

遠藤邦彦（2007）極圏・雪氷圏と地球環境科学への誘い。日本大学文理学部公開シンポジウム 極圏・雪氷圏と地球環境，世田谷，p. 2-7。

Endo, K., Qi, W., Mu, G., Zheng, X., Murata, T., Hori, K., Sohma, H., Takada, M. (2007) Change in desert environment of the inland China during the late Holocene -migration of lakes and rivers in the lowest Heihe River-. JAQUA International Conference on Quaternary Environmental Changes and Humans in Asia and the Western Pacific. AIST, Tsukuba.

遠藤邦彦・斉烏雲・穆桂金・鄭祥民・村田泰輔・堀和明・相馬秀廣・高田将志（2007）中国黒河下流域における漢代以降の湖沼変遷と人間活動。日本第四紀学会 2007 年大会，神戸。

遠藤邦彦（2008）中央アジアの沙漠化。シンポジウム：地球温暖化時代の災害と環境，日本地理学会。

ホームページ 遠藤邦彦・山川修治（2008）3月3,4日大規模黄砂の到来。「自然災害と環境問題 <http://www.geo.chs.nihon-u.ac.jp/saigai/index.html> 」 > 「環境問題 <http://www.geo.chs.nihon-u.ac.jp/saigai/environment/env-kosa2008.html#080311>」

日本大学文理学部地球システム科学科ホームページ <http://www.geo.chs.nihon-u.ac.jp/html/>

注：必要に応じて，このページをご使用ください。

注：課題番号を記入してください。

平成19年度 学術研究助成金実績報告書

平成20年5月7日

日本大学 総長 殿

氏 名 森 和 紀



所属・資格 文理学部・教授

下記のとおり報告いたします。

1 種目	奨励研究 <input checked="" type="radio"/> 一般研究(個人) / 一般研究(共同) / 総合研究	注：該当する種目を○で囲んでください。
2 研究課題	火山体の水循環システムと水質形成機構に関する研究	
3 研究の目的	本研究の目的は、水文地質条件を異にする火山体の地下水と河川・湖沼を対象に、水温をトレーサーとして、水循環システムの地域特性を定量的に把握すると共に、涵養－流出過程の時空間変化が火山体における斜面流域の水循環システムに及ぼす影響を比較検討することにより、水質の形成機構と流域特性の差異を明らかにすることである。特に、水文気象条件の異なる火山体に対象を拡大させることにより解析結果を集積し、より普遍性の高い問題解決型の研究成果を得ることに目標をおいた。	
4 研究の概要	本研究は、火山体における水の賦存特性に着目し、資源としての陸水の保全・管理と適正な利用、および水と人間とのかわりに直接結びつく水循環システムのあり方を定量的に究明したものである。降水と蒸発散が地域規模の涵養－流出過程に及ぼす影響は、既存の水文モデルによる予測においても今なお不確実な部分が残されていることから、本研究ではこの点の解決に重点をおき、水循環の場を担う受け皿としての流域の水文地形特性と水質形成ならびに水循環機構との相互作用を明らかにした。	
5 研究組織（共同研究・総合研究のみ該当します）	<ul style="list-style-type: none"> ・研究代表者 ・研究分担者（役割分担） 	

※ホームページ等での公開の (可) / 否) いずれかを○で囲んでください。否の場合は、理由書を添付して下さい。

部科校名： 文 理 学 部

氏名： 森 和 紀

6 研究の結果（総合研究の研究代表者は、4,000字以上記入してください。）

本研究により得られた結果を箇条書きに示せば、下記のとおりである。

1. 火山山麓の河川流域における非浸透域面積、および水文要素の算定

火山体を対象に流域特性と水収支を比較検討することは、水循環過程の差異を時空間的に類型化する上で重要な要件である。この点に注目し、水文地質条件と気候区を異にする日本の火山体について、土地利用の実態に基づく非浸透域の抽出と降水量・流出量・蒸発散量の定量化を行った。その結果、涵養一流出過程の特性を明らかにするための基礎資料として、各流域における水の賦存特性に固有な水循環にかかわる諸要素の変動、流域単位の水循環と水質形成の地域特性、灌漑用水を始めとする水利用、および人間活動に与える近年の気候変動の影響を実証的に把握することができた。

2. 火山流域における流量・湧出量と水温・水質の特徴

温帯湿潤地域に位置する日本の火山体を対象に実施した現地調査の結果に基づき、河川流量、湧水の湧出量、河川・地下水の理化学的特性に関する非火山地域との差異を明らかにした。本課題の国際的な研究の現状は、異なる水文条件下における各流域の事例研究を積み重ねることによって普遍的な解を得ようとする段階にあることから、本研究の遂行によってモンスーンアジアの気候帯の事例研究としての重要な成果が得られた。具体的には、火山体を流域にもつ河川における濁水比流量と低水比流量の特徴的な実態が指摘される。本研究の成果は将来にわたる水循環システムの変動予測のための基礎資料としても必要不可欠なものであり、国際水文学計画第VI期の課題である水資源賦存量の変動予測にとっても意義のあるデータを集積することが可能となった。

3. 地下水の涵養標高の算定と火山体斜面における涵養一流出過程の解明

火山体を対象に水の循環システムに及ぼす自然のおよび人為的影響を異なる時空間スケールの下で定量的に把握するためには、上記1に述べた水収支を基本的な手法とした解析、および2に記述した水温・水質の観測値に基づく涵養一流出機構の解明を基礎に、比較水文学の視点から事例研究をさらに集積する必要がある。この考え方に立脚し、男体山（栃木県）と雲仙普賢岳（長崎県）の各山体において、現地調査に基づく湧水の水質変動と地下水の涵養機構を明らかにした。とくに、水文地質特性が異なる二つの火山体の流域を対象とする事例の比較研究により、水温をトレーサーとする研究手法を確立することができた点は重要な成果である。国内外における最新の研究動向を踏まえ、「水の持続可能性」国際委員会の活動を通じて国際的な連繋の下で本研究課題の進展に積極的に取んだ結果、水循環プロセスと水質形成機構の解明へのアプローチを再検証した。

4. 土地利用の変化が水循環システムと水質に与える影響に関する検証

調査対象として選定した火山流域における地下水の涵養一流出過程の変化を明確にするため、人為的影響の有無に関する検討を併せて実施した。すなわち、縮尺5万分の1地形図が発行された年次について土地利用の変化を明らかにすると共に（縮尺2万5千分の1地形図により補完）、非浸透域面積、年降水量、および年蒸発散量を説明変数として、年流出量との相関を重回帰分析により定量的に評価した。加えて、現地観測により得られた水温・水質データを基礎に地下水涵養水温の算定を行い、地下水の流動過程と滞留時間に関する解析を進めた結果、水文気象条件の異なる火山体斜面における地下水流動機構の特徴が明らかとなった。最終的に、上記1～3の研究成果をも統合し、水循環システムと水質形成機構について火山流域の特性を定量的に解明することができた。

注：課題番号を記入してください。

平成19年度 学術研究助成金実績報告書

平成 20 年 3 月 31 日

日本大学 総長 殿

氏名 _____ 鈴木理 

所属・資格 _____ 文理学部・教授

下記のとおり報告いたします。

1 種目	奨励研究/○一般研究(個人)/一般研究(共同)/総合研究	注：該当する種目を○で囲んでください。
2 研究課題	ニューラル・ネットワークに基づく知能の生成とオートマトンを用いた進化モデル	
3 研究の目的	本研究の目的は知能等の高度な機能がどのように生まれどのように進化するかをモデルを用いて研究することである。方針はこれらの機能を数理論理をもちいて記述するのではなく、オートマトンあるいはニューラル・ネットワークのような論理形式をもたない単なる関係あるいは関連のみを記述するシステムをもちいて研究を始める。つぎにここに現れる現象間の頻度数あるいはグラフ関係性から法則を読み取りこれを論理的関係、あるいは漠然たる関係等に分類してその解析をおこなう。このようなことが必要なことは現在社会において心理的な要因等の非論理的なものが大きな役割を持つようになっていることから理解される。	
4 研究の概要	本研究においては言語にみられる複雑性の解析を進化の立場から研究した。文章はチョムスキーの文脈自由文法に限った。これはシミュレーションを行いやすくするためである。文章を単純さ・複雑さに応じて分類する。これをクラスター分類という。与えられた文字数の文章にクラスター数の文章がどのくらい表れるかを調べた。この結果クラスター1の文章は折れ棒モデルをつくり、高次のクラスター数の文章には生物進化に見られる高度機能に関連する分布と類似な分布を観測した。	
5 研究組織（共同研究・総合研究のみ該当します）	<ul style="list-style-type: none"> ・研究代表者 ・研究分担者（役割分担） 	

※ホームページ等での公開の（○可・否） いずれかを○で囲んでください。否の場合は、理由書を添付して下さい。

部科校名：文理学部

氏名：鈴木 理

6 研究の結果（総合研究の研究代表者は、4,000字以上記入してください。）

チョムスキー言語にみられる言語の複雑さにかんする構造解析をおこなった。

研究は下記の順序で行われた。

- (1) 生態系の折れ棒モデル: マッカーサーは1943年に生態系にみられる分布を記述するために一本の棒を任意に折ったときどのような分布が得られるかを問題とする折れ棒モデルを提案した。このモデルの定める分布はいわゆる $1/f$ -ゆらぎを与えることが知られている。まず、この数学的考察を行い様々な公式を得る事が出来たが、これらはすでに得られていた結果の再発見であった。
- (2) メンデルの法則と折れ棒モデル: つぎに進化を折れ棒モデルにより記述できないかを考察した。この結果メンデルの法則の基礎となる減数分裂の定める法則から得られる種の分布は折れ棒モデルを生成することがわかった。この結果は昨年11月京都大学数理解析研究所の研究集会「数理生物とその応用」において発表された:

河合泰男・鈴木 理（日本大学文理学部情報システム解析）：「メンデルの法則と折れ棒モデル」

- (3) チョムスキー言語と折れ棒モデル: つぎにチョムスキー文法にみられる文章の複雑さに基づく解析をおこなった。これは生物に見られる種分化を考察するための予備的考察としてなされた。文章にその複雑さに応じてクラスター数を対応させる。たとえばクラスター1の文章には「私は少年である」といった簡単な文章がある。クラスター2の文章には「もしも天気がよければ、ピクニックに出かけたい」あるいは「一生懸命働いたので、お腹がすいた」のような「if-文」「理由文」のように単純な文章が複合された文章がはいっている。このクラスター数に応じて文章の頻度数を考察するとクラスター1の文章は $1/f$ -ゆらぎをなすことがわかった。これに対し高次のクラスターをもつ文章は新しい構造「小山構造」をもつことがわかった。これらの分布と類似な分布がチンパンジーとヒトとを区別するDNA上の突然変異の分布に類似性があることに注目した。この研究は昨年12月龍谷大学における応用数学合同研究集会（離散系部門）において報告された。

岩澤秀樹・鈴木 理（日本大学文理学部情報システム解析）：「チョムスキー文法の定める折れ棒モデル」

- (4) 今後の課題: 研究を振り返り今後の課題等を述べる。
 $1/f$ -ゆらぎは様々なところにあらわれる。音楽の波形、種の絶滅数、年間の国別輸入量、単語の頻度数（Zipfの法則）等様々である。にもかかわらずこれらを理解するための数理モデルは現在存在しないと言ってよいと思われる。申請者は、これらは進化に根ざした基本的な現象でありものの誕生から成長を記述することにより理解できるのではないかと考えている。今回の研究においてその予想の一部が正しいことを示す結果がえられ喜んでいいる。今後の発展を期待したい。

課題番号	個 07-022
------	----------

注：課題番号を記入してください。

平成19年度 学術研究助成金実績報告書

平成 20 年 3 月 31 日

日本大学 総長 殿

氏 名 橋本 拓也

印

所属・資格 文理学部・教授

下記のとおり報告いたします。

1 種目	奨励研究 <input checked="" type="radio"/> 一般研究(個人) <input type="radio"/> 一般研究(共同) <input type="radio"/> 総合研究	注：該当する種目を○で囲んでください。
2 研究課題	固体酸化物型燃料電池の小型化および低温作動化のための新材料探索	
3 研究の目的	高エネルギー変換効率を持ち、環境に優しい固体酸化物型燃料電池の小型化および低温作動化のため、低温で作動する固体電解質材料の導電機構の解明および新固体電解質材料の探索を行った。また高強度を持つインターコネクター材料の探索も行った。	
4 研究の概要	固体電解質材料として注目されている $\text{La}_{1-x}\text{Sr}_x\text{Ga}_{1-y}\text{Mg}_y\text{O}_{3-\delta}$ の Ga サイトに 3d 遷移金属である Fe をさらに部分置換したものについて、結晶構造ならびに Fe の化学状態、酸素不定比性を X 線結晶構造解析ならびにメスバウアー吸収測定により解析し、高い酸化物イオン導電性の起源を明らかにした。またインターコネクター材料としては LaCrO_3 の La サイトに Ca 並びに Sr を同時置換したものをコンビナトリアル的に作製し、相転移挙動・機械的強度・導電特性を評価し、特に小型化しても安定に作動するかを評価した。	
5 研究組織（共同研究・総合研究のみ該当します）	<ul style="list-style-type: none"> ・研究代表者 ・研究分担者（役割分担） 	

※ホームページ等での公開の 可 否 いずれかを○で囲んでください。否の場合は、理由書を添付して下さい。

部科校名：文理学部

氏名：橋本 拓也

6 研究の結果（総合研究の研究代表者は、4,000字以上記入してください。）

新たな固体電解質材料として注目されている $\text{La}_{1-x}\text{Sr}_x\text{Ga}_{0.8-y}\text{Fe}_{0.2}\text{Mg}_y\text{O}_{3-\delta}$ については結晶構造解析ならびにメスbauer吸収測定から以下の事項が明らかとなった。

(1) $y=0$ つまり Mg が置換されていない物質系に関しては Sr の部分置換は起こりにくい。これは結晶格子が小さく、イオン半径の小さい Sr が置換しにくくなっているためと考えられる。

(2) $x=0$ つまり Sr が置換されていない物質系では Mg は 10%程度まで Ga サイトに部分置換可能であり、置換に伴い格子の膨張が起こる。しかしながら Mg^{2+} の置換では電荷補償が酸素欠損 δ の発生よりも、Fe の 3d 軌道にホールが発生し Fe の価数が上昇することでおこってしまうために、物質は酸素イオン導電体ではなく混合導電体となってしまう、固体電解質としては不適格になってしまう。

(3) $\text{La}_{1-x}\text{Sr}_x\text{Ga}_{0.7}\text{Fe}_{0.2}\text{Mg}_{0.1}\text{O}_{3-\delta}$ については $x=0.3$ まで置換固溶がおこる。また Sr の置換に伴う電荷補償は Fe の価数上昇ではなく酸素欠損の発生でおこる。さらに Sr 置換量の増大に伴い結晶系が斜方晶ペロブスカイトから菱面体晶、立方晶ペロブスカイトと対称性の高い方向に変化し、酸化物イオン欠損がランダムに配列していることを示している。以上の事項は本物質系が高い酸化物イオン輸率を持つ酸化物イオン導電体であることと合致する。また本物質は空気中では 900°C 程度まで安定であり、特に燃料電池運転温度である $600\text{--}700^\circ\text{C}$ ではさらに酸素欠損濃度が高くなり、イオン導電率が向上していることが示唆された。

以上より申請者のグループでは $\text{La}_{0.7}\text{Sr}_{0.3}\text{Ga}_{0.7}\text{Fe}_{0.2}\text{Mg}_{0.1}\text{O}_{3-\delta}$ が新電解質材料として有望であることを提案できた。Fe の入っていない $\text{La}_{1-x}\text{Sr}_x\text{Ga}_{1-y}\text{Mg}_y\text{O}_{3-\delta}$ よりも本物質系が高い酸化物イオン導電性と示すのは、Fe が入っていない系では Sr の置換固溶限は 0.2 であり酸化物イオン欠損量を大きくできないが、Fe の導入により Sr の固溶限が上昇し酸化物イオン欠損濃度を高めることができるためと考えられる。

またインターコネクター材料として LaCrO_3 の La サイトに Ca および Sr を同時置換した $\text{La}_{1-x-y}\text{Ca}_x\text{Sr}_y\text{CrO}_3$ を合成し、焼結特性や焼結体の強度並びに構造相転移挙動を調査した。その結果、

(1) Ca 置換に伴い斜方晶ペロブスカイトから菱面体晶ペロブスカイトへの一次相転移温度は上昇、Sr 置換に伴い下降する。同時置換した試料の相転移温度は両者の置換の線形式で近似する事が可能であり、特に Sr 置換量の多い試料については相転移温度は室温より低温にすることができる。従ってサーマルサイクルを繰り返しても機械的に安定なインターコネクター材料として期待できる。

(2) 室温以上で相転移フリーの $\text{La}_{0.7}\text{Ca}_{0.05}\text{Sr}_{0.25}\text{CrO}_3$ が高い焼結特性を持つことが発見できた。本物質系は造粒過程を経なくとも 87%程度の高密度焼結体を作製することが可能である。また遊星型ボールミルを用いて焼結前粒子を微細化すると 92%程度とさらに高密度化することが可能であること、静水圧等方プレスを用いれば高密度化ばかりでなく、焼結体粒子の巨大化も起こり三点曲げ強度やビッカース硬度、破壊靱性値が劇的に上昇することが明らかとなった。また本物質はヤング率が 25GPa と他の燃料電池構成材料と比べて低い事も明らかとなり、熱応力耐性が非常に大きく、小型化しても十分な強度・耐性が期待できることも発見した。

以上のように本研究では新固体電解質として $\text{La}_{0.7}\text{Sr}_{0.3}\text{Ga}_{0.7}\text{Fe}_{0.2}\text{Mg}_{0.1}\text{O}_{3-\delta}$ 、新インターコネクター材料として $\text{La}_{0.7}\text{Ca}_{0.05}\text{Sr}_{0.25}\text{CrO}_3$ を提案することに成功できた。今後は本物質系を用いた固体酸化物型燃料電池の試作などにトライすることを予定している。なお本成果は Journal of the Electrochemical Society や Solid State Ionics など一流論文誌に学術論文として平成 20 年度に公開の予定である。

注：課題番号を記入してください。

平成19年度 学術研究助成金実績報告書

平成 20 年 5 月 7 日

日本大学 総長 殿

氏 名 _____ 若槻 康雄



所属・資格 _____ 文理学部・教授

下記のとおり報告いたします。

1 種目	奨励研究/ <input checked="" type="radio"/> 一般研究(個人)/一般研究(共同)/総合研究	注：該当する種目を○で囲んでください。
2 研究課題	超耐熱性透明高分子フィルム合成をめざしたニッケル錯体触媒系の開発	
3 研究の目的	フィルム上で直接ハンダ付けが可能なほどの耐熱性(Tg 250℃以上)があり、かつ透明性の高い高分子フィルム材料(光線透過率 90%以上)は未だ達成されておらず、我々はその可能性を秘めたニッケル錯体触媒を開発中である。本研究ではその鍵となる助触媒、 $B(C_6F_5)_3$ がいかんしてニッケル錯体を活性化するのかを明らかにし、より有用な実用触媒の開発につながる事を目的とした。	
4 研究の概要	耐熱性フィルムとして有望であるノルボルネン及びそのエステル置換誘導体の(共)重合を、シクロペンタジエニル基を有するニッケルメチル錯体と助触媒ルイス酸である $B(C_6F_5)_3$ の混合系を用いて検討。ニッケル錯体のみでは全く重合が進行しないのに対し助触媒添加系が極めて高活性なため、錯体反応を詳細に検討して助触媒の果たす役割を明らかにした。	
5 研究組織 (共同研究・総合研究のみ該当します)	<ul style="list-style-type: none"> ・研究代表者 ・研究分担者 (役割分担) 	

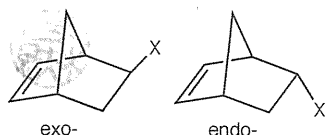
※ホームページ等での公開の 可 否) いずれかを○で囲んでください。否の場合は、理由書を添付して下さい。

部科校名： 文理学部

氏名： 若槻 康雄

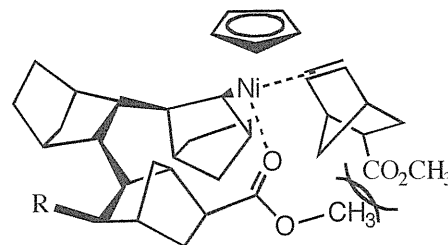
6 研究の結果 (総合研究の研究代表者は、4,000 字以上記入してください。)

ノルボルネン類はシクロペンタジエンと置換オレフィン $\text{CH}_2=\text{CH}\cdot\text{X}$ の Diels-Alder 反応で容易に合成できるので、種々の置換基 X の導入が容易であるという利点をもつが、X の配向に関してエキソ体とエンド体と呼ばれる立体異性体が生じる。低温ではエンド体が優先し高温での反応ではほぼ等量の混合物を与える。我々は耐熱性に優れた高分子フィルムを得るために、非置換ノルボルネン(X=H)に数%のエ

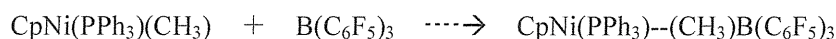


ステル置換ノルボルネン(X=CO₂Me)を共重合する事が有用である事を明らかにした。しかし従来の触媒ではエステル置換体のエキソ体のみが有効でありエンド体との分離がネックとなる。今回検討したニッケル錯体触媒系はエキソ体よりもむしろエンド体に活性を示す事が明らかとなり、実用化の可能性が一段と高くなった。理論計算(DFT)による活性

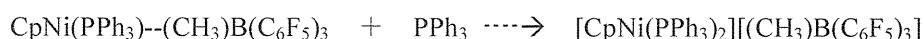
末端のシュミレーションの結果は下図のようであり、末端から 3 番目のユニットにエステル置換ノルボルネンがきた場合、そのエステル基とニッケル中心が強い相互作用をもつためにニッケル周りの立体が固定され、従ってエキソ置換ノルボルネンモノマーは配位が阻害される事が明らかとなった。ニッケル配位圏の立体を支配する要因として我々の用いた錯体に特有なシクロペンタジエニル配位子の効果は重要であった。



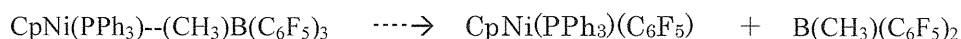
ニッケルメチル錯体 $\text{CpNi}(\text{PPh}_3)(\text{CH}_3)$ 自身は触媒作用を全く示さなかった(Cp:シクロペンタジエニル)。PPh₃ 配位子がノルボルネンによって置換されれば、ノルボルネンの二重結合が Ni-CH₃ 結合に挿入して重合が開始されるはずなので、助触媒である B(C₆F₅)₃ の役割は PPh₃ 配位子の解離を促進する事であると推定できる。しかし実際に錯体反応を検討してみると、以下の反応が進行している事が明らかとなった。



すなわちホウ素ルイス酸はメチル基を攻撃する事がわかった。生成付加錯体は特徴的な赤色を示し室温で分解する。メチル-ホウ素結合の存在は、この錯体に等モルの PPh₃ を加えるとほぼ定量的に以下の反応がおこることから明らかである。イオン性生成錯体の構造は結晶の X-線解析で確認できた。



また、赤色付加錯体の溶液が室温で分解する際に好収率で $\text{CpNi}(\text{PPh}_3)(\text{C}_6\text{F}_5)$ 錯体を与える事も明らかとなった。ポリマーの ¹⁹F NMR スペクトルはポリマー末端に C₆F₅ 基が結合している事を示した。



しかし、 $\text{CpNi}(\text{PPh}_3)(\text{C}_6\text{F}_5)$ 錯体自身は極めて安定であり、重合活性を示さず、B(C₆F₅)₃ とも反応しない。以上の知見からノルボルネン重合の開始は、ニッケルメチル錯体とホウ素助触媒がノルボルネン存在下で生成する $[\text{CpNi}(\text{C}_6\text{F}_5)(\text{Norbornene})]$ であると結論できた。明らかとなった開始反応機構は、より実用的な触媒開発のための指針とすることができる。

注：課題番号を記入してください。

平成19年度 学術研究助成金実績報告書

平成20年5月7日

日本大学 総長 殿

氏 名 井尻 直彦



所属・資格 経済学部・准教授

下記のとおり報告いたします。

1 種目	奨励研究 / <input checked="" type="checkbox"/> 一般研究(個人) / <input type="checkbox"/> 一般研究(共同) / <input type="checkbox"/> 総合研究	注：該当する種目を○で囲んでください。
2 研究課題	市場潜在力を考慮した日本企業の立地決定要因分析	
3 研究の目的	本研究は、新経済地理学に基づいて企業の立地要因を実証的に分析し、日本企業と他の先進国企業の海外進出行動を比較分析し、投資国それぞれの地理上の位置的差異が与える影響を分析することを目的としていた。	
4 研究の概要	本研究は概ね次の2点を主要なテーマとしていた。 ①日本企業の海外進出データの補完的整備 ②経済地理学モデルによる日本企業の立地決定要因の実証分析	
5 研究組織（共同研究・総合研究のみ該当します）	・研究代表者 ・研究分担者（役割分担）	

※ホームページ等での公開の 可 否 いずれかを○で囲んでください。否の場合は、理由書を添付して下さい。

部科校名：経済学部

氏名：井尻直彦

6 研究の結果（総合研究の研究代表者は、4,000字以上記入してください。）

本研究では、以下の2点について調査、分析を試みている。現在は、研究成果として研究論文を執筆中であり、今年度中に日本国際経済学会の関東支部会にて報告する予定である。

1 日本企業の海外進出データの補完的整備

各都道府県による地場企業の海外進出動向に関する調査結果を収集し、主に『海外進出企業総覧』（東洋経済新報社）では調査されていない中小規模の地方企業データの補完作業を行った。今回は主に関西、中国地方のデータを収集した。時間的、費用的制約のため他地域のデータの収集はかなわなかったが、次年度以降の課題として取り組みたい。

- (1) 国内企業の海外進出状況調査（日本の各都道府県庁によって調査された企業の海外移転のデータによって進出企業データを補完的に整備した（業種、進出先、投資額および所有割合、投資形態、投資時期、従業員数、業績）。
- (2) 補足的調査：調査票作成、送付および回収（1）の調査において調査項目について不明な企業に対して可能な範囲で調査票を送付し、補足的調査を実施した。けれども、今回の調査では地域も限定されてしまっており、回答数が非常に少なかった。今後、大規模な調査を計画し、より広範囲に中小規模の企業に対する調査を行いたい。

2 経済地理学モデルによる日本企業の立地決定要因の実証分析

立地決定要因分析の第1段階として、このモデルで重要な説明変数である貿易コストを計測するため、距離、製品別関税率、国境効果をそれぞれ調査・計測する。特に国境効果に関して得られた結果を研究論文として発表するために執筆中である。

(1) 地域間距離の計測

本研究では、先行研究の議論を踏まえ複数の測定方法によって求めた距離データを使用する（先行研究のデータは CEPII より入手可能；<http://www.cepii.fr/anglaisgraph/bdd/distances.htm>）。また、従来とは異なる新しい距離の計測方法によって求めた距離データも実証分析に使用する。ここでは、より現実に近い輸送距離を分析に用いるために、主要な貿易港間の海上距離に貿易港から各主要都市までの陸上距離を加えた輸送距離を計測する。その際に各国の港湾や船舶による輸送経路等の状況について専門的知識の提供を受け、貿易実績に基づいて各国貿易港を選定している。また貿易港間の距離は、それぞれの緯度・経度より計測する。陸上距離は、港から首都までの道路距離を使用している。

(2) 各国の製品別関税率の調査、分析

UNCTAD-TRAINS データを使用して、各国の製品別関税率を収集し実証分析に利用したかったが、本研究費ではデータ購入費用を賄えず、今後十分な研究費を獲得できた際にこのデータを購入し利用したい。

(3) 市場潜在力を考慮した立地決定要因の計量分析

これまでに整理したデータを用いて計量分析を行い、研究成果を論文としてまとめ、学術雑誌に投稿する（執筆中）。

注：課題番号を記入してください。

平成19年度 学術研究助成金実績報告書

平成20年3月7日

日本大学 総長 殿

氏 名 中 邨 良 樹



所属・資格 経済学部・専任講師

下記のとおり報告いたします。

1 種目	奨励研究/ <input checked="" type="radio"/> 一般研究(個人)/一般研究(共同)/総合研究	注：該当する種目を○で囲んでください。
2 研究課題	ビジネスプラン作成支援システムの構築とその有効性の検証	
3 研究の目的	本研究の目的は、学生にベンチャー企業立ち上げに必要であるビジネスプランの作成方法を学ばせるための支援システムを構築することである。また、その支援システムより経営学理論および経営手法との関係も同時に学べるようにする。そして、実際の授業で学生に支援システムを利用させ、有効性を検証する。	
4 研究の概要	起業に必要なビジネスプランの項目と、その際、利用・活用する経営理論・手法を体系化し、そこからビジネスプランの作成方法を学ぶことができる支援システムを構築することである。そのシステムには、ビジュアルに表現されたシミュレーションを組み込む予定である。	
5 研究組織（共同研究・総合研究のみ該当します）	<ul style="list-style-type: none"> ・研究代表者 ・研究分担者（役割分担） 	

※ホームページ等での公開の 可 否 いずれかを○で囲んでください。否の場合は、理由書を添付して下さい。

部科校名：経済学部

氏名：中邨良樹

研究の結果（つづき）

以上から、本研究で提案した「ビジネスプラン作成支援システムの構築とその有効性の検証」は、大学生に対して起業プロセスのみならず、経営理論・手法、もしくはチームマネジメントや販売活動などの経営管理論の理解を深める学習プログラムになったと思われる。

関連した研究業績としては、4編の学术论文と3篇の国際会議発表、1篇の国内学会発表であった。今後は、いただいた意見や授業実施の成果を踏まえ、国内の学会、また国際会議に発表する予定である。また、学术论文にも投稿することを考えている。

最後に、平成19年度学術研究助成金（一般研究(個人)）を助成していただいた日本大学本部に深謝いたします。

注：課題番号を記入してください。

平成19年度 学術研究助成金実績報告書

平成20年 5月 9日

日 本 大 学 総 長 殿

氏 名 坂 野 徹



所属・資格 経済学部・准教授

下記のとおり報告いたします。

1 種目	奨励研究/ 一般研究(個人) /一般研究(共同)/総合研究	注: 該当する種目を○で囲んでください。
2 研究課題	近代日本における人類学的<日本人>起源論についての科学史的研究	
3 研究の目的	本研究は、近代日本における<日本人>起源論の歴史的展開を跡付け、その政治的意味を批判的に捉え返そうとするものである。より具体的には、明治期から現在に至るまで、人類諸科学（自然人類学、文化人類学、民族学、民俗学、考古学）の領域において提唱された様々な<日本人>起源論を、それぞれの時代状況の中に位置づけ、<日本人>起源論が持つイデオロギー的機能について、歴史的観点から考察することを目指す。	
4 研究の概要	本研究は、近代日本における<日本人>起源論を対象とした歴史的研究である関係上、具体的に発生する作業は、資料及び関連研究書の収集とその分析および原稿の執筆、そして研究成果の発表となる。したがって、平成19年度1年間をかけて、近代日本における人類諸科学の領域の研究者が発表した著作および関連領域の研究書、資料の収集を進めつつ、学会・論文発表などを進めてきた。	
5 研究組織（共同研究・総合研究のみ該当します）	<ul style="list-style-type: none"> ・研究代表者 ・研究分担者（役割分担） 	

※ホームページ等での公開の (可) / (否) いずれかを○で囲んでください。否の場合は、理由書を添付して下さい。

部科校名：経済学部

氏名：坂野徹

6 研究の結果（総合研究の研究代表者は、4,000字以上記入してください。）

最初に、研究を始めるにあたり設けた具体的課題を再掲する（研究計画書参照）。

（1）明治期～太平洋戦争敗戦まで：この時期の人類学的＜日本人＞起源論の展開について、申請者は既以前著『帝国日本と人類学者』（2005年）および博士論文「日本人類学の軌跡」（2006年）などの中で概略を分析し、ある程度の全体像はつかめている。ただし、一部重要な理論について検討し残しているため、そうした積み残し部分の穴を埋める作業を行う。

（2）GHQ占領時代から50年代：『民族学研究』誌上に発表され、騎馬民族説が提唱されたことで有名な岡正雄・石田英一郎・江上波夫の対談「日本国家の形成と皇室の種族的＝文化的系統」及び「日本民族＝文化の源流と基盤」（1948年）について、戦前・戦後の連続性／非連続性および占領統治などとの関係について明らかにする。さらに敗戦に伴ってアジア各地の植民地から帰還した研究者たちが＜日本人＞を対象とした研究を開始するプロセスについて分析を加える。

（3）高度経済成長期：主として＜日本人＞起源論の担い手が、自然人類学者、考古学者となるこの時代の状況を、日本とアジアとの政治的関係という視点から明らかにする。具体的に扱う対象は、鈴木尚（東京大学）、金関丈夫（九州大学）などの研究。

（4）1970年代以降：新たに登場するDNA解析という手法に基づく日本人起源論や、考古学者による＜日本人＞起源の日本列島における限らない遡及（それは最終的には、いわゆる旧石器ねつ造問題へとつながっていく）の政治的意味について、検討を加える。具体的には埴原和夫（東京大学）の二重構造説、旧石器懇話会などが検討対象となる。

以上の課題のもと、1年間の研究を進めてきたが、本研究の成果として平成19年度に発表したものものは、主として（1）（2）の領域に集中している。すなわち、

（1）の成果として、

- ①「人類学者にしか人類学史は描けないのか」成城大学大学院文学研究科／民俗学研究所主催シンポジウム（「歴史としての人類学・民族学・民俗学—フランスと日本の場合」）2008年2月29日（口頭発表）
- ②「蜂起の痕跡」黒川みどり編『＜眼差される者＞の近代』（解放出版社、2008年10月）（論文）

（2）の成果として、

- ③「混血研究の政治学」日本科学史学会年会2007年5月27日（於京都産業大学）（口頭発表）を発表した。

①では、＜日本人＞起源論の問題を中心に、日本の人類学史を科学史的観点から研究してきた立場からの歴史（人類学史）叙述についての私見を述べた。②では、戦前台湾における原住民（少数民族）研究に関する論文だが、その中で＜日本人＞起源論との関係についても検討した。さらに③では、GHQ占領時代に始まる日本人の混血をめぐる研究について検討し、＜日本人＞というアイデンティティの揺らぎについて考察した。

なお、本研究の成果を単著としてまとめる作業は現在進行中である（吉川弘文館より刊行予定）。

注：課題番号を記入してください。

平成19年度 学術研究助成金実績報告書

平成20年 5月 9日

日本大学 総長 殿

氏 名 松岡 勝男



所属・資格 経済学部・教授

下記のとおり報告いたします。

1 種目	奨励研究 / <input checked="" type="radio"/> 一般研究(個人) / 一般研究(共同) / 総合研究	注：該当する種目を○で囲んでください。
2 研究課題	Herz 空間および Herz-type Hardy 空間の双対空間と補間空間	
3 研究の目的	特異積分作用素を含む $\text{sublinear operator}$ のより広い関数空間上での有界性を得るために、Herz 空間をさらに一般化した Herz-type の関数空間に関して、適切な関数空間を導入することを研究の目的とする。	
4 研究の概要	平成19年4月26日～平成20年3月31日の期間は、在外研究の期間でもあったため、主として Lulea University of Technology (Sweden) の Lech Maligranda 教授、University of Barcelona (Spain) の Javier Soria 教授、Mathematical Institute of the Czech Academy of Sciences (Czech Republic) の Miroslav Krbec 博士らと交流し、seminar・討論により、研究課題に関していろいろな意見・助言を得ることができた。その成果として、いくつかの新しい結果を示すことができた。	
5 研究組織（共同研究・総合研究のみ該当します）	<ul style="list-style-type: none"> ・研究代表者 ・研究分担者（役割分担） 	

※ホームページ等での公開の 可 否 いずれかを○で囲んでください。否の場合は、理由書を添付して下さい。

部科校名：経済学部

氏名：松岡勝男

6 研究の結果 (総合研究の研究代表者は、4,000 字以上記入してください。)

Lulea University of Technology (Sweden) の Lech Maligranda 教授との共同研究により、Herz-Orlicz 空間を導入し、その上での Hardy-Littlewood maximal operator の有界性に関して、strong-type estimate と weak-type estimate を示した。



Definition. Let \mathcal{Y} be the set of all convex function $\Phi: [0, +\infty) \rightarrow [0, +\infty)$ such that $\Phi(t) > 0$ for $t > 0$. Also, for $f \in L^1_{\text{loc}}(\mathbb{R}^n)$, $\Phi \in \mathcal{Y}$ and a measurable set $E \subset \mathbb{R}^n$, let us put

$$\|f\|_{\Phi, E} = \inf \{ \lambda > 0 : \int_E \Phi(|f(x)|/\lambda) dx \leq 1 \};$$

and

$$\|f\|_{\Phi, E, \infty} = \inf \{ \lambda > 0 : \sup_{t > 0} \Phi(t) |\{x \in E : |f(x)|/\lambda > t\}| \leq 1 \}.$$

Definition. Let $\Phi \in \mathcal{Y}$. The non-homogeneous Herz-Orlicz space $K_{\Phi, \infty}^{-n}(\mathbb{R}^n)$ is defined by

$$K_{\Phi, \infty}^{-n}(\mathbb{R}^n) = \{ f \in L^1_{\text{loc}}(\mathbb{R}^n) : \|f\|_{K_{\Phi, \infty}^{-n}} < \infty \},$$

where

$$\|f\|_{K_{\Phi, \infty}^{-n}} = \sup_{k \geq 0} 2^{-nk} \|f\|_{\Phi, P_k}.$$

Also, the non-homogeneous weak Herz-Orlicz space $K_{\Phi, \infty}^{-n}(\mathbb{R}^n)$ is defined by

$$WK_{\Phi, \infty}^{-n}(\mathbb{R}^n) = \{ f \in L^1_{\text{loc}}(\mathbb{R}^n) : \|f\|_{WK_{\Phi, \infty}^{-n}} < \infty \},$$

where

$$\|f\|_{WK_{\Phi, \infty}^{-n}} = \sup_{k \geq 0} 2^{-nk} \|f\|_{\Phi, P_k, \infty}.$$

Definition. Let $\Phi \in \mathcal{Y}$. The non-homogeneous B^Φ space $B^\Phi(\mathbb{R}^n)$ is defined by

$$B^\Phi(\mathbb{R}^n) = \{ f \in L^1_{\text{loc}}(\mathbb{R}^n) : \|f\|_{B^\Phi} < \infty \},$$

where

$$\|f\|_{B^\Phi} = \sup_{R \geq 1} 1/|B(0, R)| \|f\|_{\Phi, B(0, R)}.$$

Also, the non-homogeneous weak B^Φ space $B^\Phi(\mathbb{R}^n)$ is defined by

$$B^\Phi(\mathbb{R}^n) = \{ f \in L^1_{\text{loc}}(\mathbb{R}^n) : \|f\|_{B^\Phi} < \infty \},$$

部科校名：経済学部

氏名：松岡勝男

研究の結果 (つづき)

where

$$\|f\|_{B^{\Phi, \infty}} = \sup_{R \geq 1} \frac{1}{|B(0, R)|} \|f\|_{\Phi, B(0, R), \infty}.$$

Theorem. [L.Maligranda and K.Matsuoka] For $\Phi \in \mathcal{Y}$,

$$B^{\Phi}(\mathbb{R}^n) = K_{\Phi, \infty}^{-n}(\mathbb{R}^n) \quad \text{and} \quad B^{\Phi, \infty}(\mathbb{R}^n) = WK_{\Phi, \infty}^{-n}(\mathbb{R}^n).$$

Theorem. [L.Maligranda and K.Matsuoka] Let M be the Hardy-Littlewood maximal operator, i.e. for any measurable function f on \mathbb{R}^n ,

$$Mf(x) = \sup_{x \in B} \frac{1}{|B|} \int_B |f(y)| dy \quad (x \in \mathbb{R}^n),$$

where the supremum is taken over all open balls $B \subset \mathbb{R}^n$ containing x .

(i) If $\Phi^* \in \Delta_2$, then

$$M : B^{\Phi}(\mathbb{R}^n) \rightarrow B^{\Phi}(\mathbb{R}^n).$$

(ii) If $\Phi \in \mathcal{Y}$, then

$$M : B^{\Phi}(\mathbb{R}^n) \rightarrow B^{\Phi, \infty}(\mathbb{R}^n).$$

注：課題番号を記入してください。

平成19年度 学術研究助成金実績報告書

平成20年4月30日

日本大学 総長 殿

氏 名 小笠原 祐子



所属・資格 経済学部・教授

下記のとおり報告いたします。

1 種目	奨励研究/ 一般研究(個人) /一般研究(共同)/総合研究	注：該当する種目を○で囲んでください。
2 研究課題	労働規範の受容と拒否のメカニズムに関する研究	
3 研究の目的	長時間労働が社会問題と認識されて久しいにもかかわらず、ペイドワークに専心する男性の働き方に大きな変化は見られない。本研究では、ペイドワークへの専心を要求する労働規範がどのように受容され、またそれへの抵抗がいかに可能であるかを探ることによって、労働規範の受容と拒否のメカニズムの解明を目指す。	
4 研究の概要	本研究のデータは、フルタイム継続就業の共働きの夫への聞き取り調査に依拠する。調査対象夫婦の生計維持の分担状況、ケアワークの分担状況、そして仕事のセーブ度に注目し、どのような男性が従来の理想の労働者モデルから自由になれるのかを分析する。さらに、仕事をセーブしてペイドワークとケアワーク責任を妻と分担する男性の職場および社会におけるマージナル化の状況を考察し、そのようなマージナル化に対する対策を検討する。	
究組織（共同研究・総合研究のみ該当します）		
<ul style="list-style-type: none"> ・研究代表者 ・研究分担者（役割分担） 		

※ホームページ等での公開の(可)否) いずれかを○で囲んでください。否の場合は、理由書を添付して下さい。

部科校名：経済学部

氏名：小笠原祐子

6 研究の結果（総合研究の研究代表者は、4,000字以上記入してください。）

本研究では、男性の育児遂行を規定していないとされる性役割イデオロギーを多元的に分析し、男性の仕事と育児への関わり方との関連を探った。働く妻を持つ24人の夫への聞き取り調査をもとに、夫たちを、生計維持責任と育児責任を分担しているか、そのために仕事をセーブしているかを軸に4つのグループ（分担派、スーパーお父さん派、フリーライダー派、大黒柱派）に大別し、それぞれのグループが持つ性別役割分業規範を精査した。性別役割分業規範のうち、伝統的性役割の委譲への寛容度と非伝統的性役割の獲得への寛容度を弁別し、さらにそれが男性の役割に関する規範であるのか、または女性の役割に関する規範であるのかに分けて分析すると、それぞれのグループが内面化している性別役割分業規範の特徴が浮かび上がった。

本研究で明らかになった父親の育児遂行と性役割イデオロギーの関係は以下の通りである。調査対象者がフルタイム勤務の妻を持つ夫であったこともあり、一部の大黒柱派の男性の中に、本音を言えば妻に働いて欲しくないという意見は見られたが、その他の対象者は全員妻の就業を容認していた。つまり、女性の非伝統的性役割の獲得に難色を示したのは、一部の大黒柱派の男性のみであった。次に、女性の伝統的性役割の委譲については、やはり大黒柱派の男性だけが非容認的であった。男性の非伝統的性役割の獲得については、スーパーお父さん派と分担派が容認的であったのに対し、大黒柱派とフリーライダー派は非容認的であった。最後に、男性の伝統的性役割の委譲に関しては、さらに細かく、生計維持責任と仕事における有能性とに分けて考える必要があることがわかった。生計維持責任に執着を見せていたのは大黒柱派の男性だけであったが、生計維持責任を委譲することに寛容であった男性も、男である以上仕事において有能でありたいと願っており、そのようなこだわりを持っていなかったのは、分担派の男性のみであった。つまり、分担派の男性は、男女両方の伝統的性役割の委譲と非伝統的性役割の獲得に寛容であったのに対し、大黒柱派の男性は、ほぼそのすべてに非寛容であり、フリーライダー派とスーパーお父さん派は、両者の中間に位置した。このように本研究からは、多元的に分析した性役割イデオロギーと男性の仕事と育児への関わり方が関連している可能性が示唆される。しかし本研究のサンプルは少数であるため、量的調査で精査することが今後の課題として残る。


課題番号	個07-029
------	---------

注：課題番号を記入してください。

平成19年度 学術研究助成金実績報告書

平成 20 年 2 月 29 日

日本大学 総長 殿

氏 名 黒沢義孝 

所属・資格 経済学部 教授

下記のとおり報告いたします。

1 種目	奨励研究/ <input checked="" type="radio"/> 一般研究(個人)/一般研究(共同)/総合研究	注：該当する種目を○で囲んでください。
2 研究課題	EUの資本市場における規制と政策	
3 研究の目的	(1)通貨統合後の社債に対する規制と自由化の進展の現状 (2)社債発行コスト (3)日本企業と非EU諸国のEU内における扱い (4)EU資本市場における信用リスクの測定方法 (5)新BIS規制の適方法等について 取り組むこと。	
4 研究の概要	研究途中において米国のサブプライム問題が発生し、EU資本市場においても大きな影響を受けているため、サブプライム問題発生時の格付けの手続きや問題発生とについて取りまとめ。	
5 研究組織 (共同研究・総合研究のみ該当します)	<ul style="list-style-type: none"> 研究代表者 研究分担者 (役割分担) 	

※ホームページ等での公開の (可) 否) いずれかを○で囲んでください。否の場合は、理由書を添付して下さい。

部科校名: 経済学部

氏名: 黒沢 義孝

6 研究の結果 (総合研究の研究代表者は、4,000字以上記入してください。)

主に広く販売されたサブプライム(劣)証券は米国の
 住宅ローン(信用力の低い住宅ローン)を RMBS とし証券化
 し、その証券のうち信用力の低い証券を再び原簿証券とし
 証券化した CD の形式で販売されている。2007年7月以降
 急激な格下げが行われた背景には証券化商品(サブ
 プライムファイナンス)の格付け法にもひとつの問題点があること
 が判明した。即ち、証券化商品の格付けは原簿証券の
 ローンを原簿証券とするか、一件一件の審査を格付け
 の様に行うのではなく、標本として統計的処理を行う、
 第二次証券化においてはモンテカルロシミュレーションなどの方法
 で格付けを決定する。従って、原簿証券のローンの標本
 はある程度の集約が出たものが要求になるので、その後
 に質的な変化を12行へ増行は、格付けの結果に質的な
 変化が表われないことになる。そのために格付けが事業の
 後進になり格付け後、格付けの大幅な変更が頻りに
 なる。サブプライムローンは米国の住宅所得者約900万人
 の住宅債務が証券の形式で世界中に販売されたため
 プライムのリスクが分散されて世界中に広がったこと
 になる。証券化商品のリスクを一定幅に保つためには、原簿
 証券のリスクの変化の状況に依りて信用補完措置(例
 としてモリゲンによる保険、付託など)の変更(増額など)
 が必要となるような商品を工夫する必要がある。証券化商品

部科校名： 経済学部

氏名： 黒沢義孝

研究の結果 (つづき)

を格付けする場合には統計的、数学的手法を用いたことにより、原債権の信用状態の変化を常に把握して信用リスクを素情の変化に応じて先行的に表示し、リスクの変化について信用補完措置を強化させる工夫を有する必要がある。

以上。

注：課題番号を記入してください。

平成19年度 学術研究助成金実績報告書

平成20年5月15日

日本大学 総長 殿

氏 名 池 本 修 一



所属・資格 経済学部・教授

下記のとおり報告いたします。

1 種目	奨励研究 / <input checked="" type="checkbox"/> 一般研究(個人) / 一般研究(共同) / 総合研究	注：該当する種目を○で囲んでください。
2 研究課題	多様な資本主義研究：体制移行国を中心に	
3 研究の目的	ロシア東欧諸国はどのような資本主義体制を目指しているか、またどのような既存の経済体制に近似しているかを、現地調査を踏まえて調査研究する。	
4 研究の概要	基礎文献の収集・分析および専門家との協議・打ち合わせと同時に、中東欧への現地調査を実施した。年度後半からは文献の分析と同時に専門家（日本、フランス）との協議を行った。また中東欧への現地調査も可能なら実施した。	
5 研究組織（共同研究・総合研究のみ該当します）	<ul style="list-style-type: none"> ・研究代表者 ・研究分担者（役割分担） 	

※ホームページ等での公開の 可・否） いずれかを○で囲んでください。否の場合は、理由書を添付して下さい。

部科校名：経済学部

氏名：池本修一

6 研究の結果（総合研究の研究代表者は、4,000字以上記入してください。）

本研究テーマの基礎文献は、比較経済体制論、比較制度分析論、レギュレーション理論などを中心とした、資本主義体制や経済制度の多様性を扱った文献である。分析の方法としては(1)新制度学派による制度分析を基本とする。(2)諸制度には戦略的補完性と制度的補完性を有するとする比較制度分析論を援用する。(3)比較分析の視点として製品市場、労働市場、金融市場制度、社会保障制度、教育制度などを基点とする。(4)これら5つの指標を元に「市場ベース型」「東アジア型」「社会民主主義型」「地中海型」「大陸欧州型」という5つのクラスターを析出する予定であった。しかし、当該諸国の制度比較を文献研究する上で、コーポレートガバナンス、雇用・労務管理制度、社会保障制度に絞って研究するのが体制移行初期段階に経済発展を早期に実現するために海外直接投資誘致政策が大きな役割を持っていることが判明した。

そこで19年度はチェコにおける直接投資の実態を日系企業に絞って研究した。もともとチェコは、第2次世界大戦前から欧州における機械工業の中心地域の一つであり、社会主義経済体制下でもその伝統を受け継いでいた。しかしながら基礎学力の高い労働者が存在しているにもかかわらず、社会主義経済下での技術水準は欧米諸国に大きく水を開けられ、チェコの経済発展のためには日本を含む欧米からの対外直接投資に期待するのは自明であった。しかしながら1997年末までのチェコでは、クラウス首相（当時、現大統領）率いる市民民主党が、市場主義にもとづくマクロ経済政策を堅持していたことから、直接投資による外資誘致が彼らの掲げる「小さな政府」路線に反するため、ポーランドやハンガリーに比較して外国からの直接投資流入が大きく遅れていた。ところが1998年に産業政策を重視する社民党政権誕生による政策転換（国有企業の外資への売却、対外直接投資の誘致政策導入）によって、2000年前後から製造業のグリーンフィールド投資を中心に対外直接投資ブームが到来した。

製造業の直接投資は、生産拡大、輸出拡大によるGDPへの寄与だけでなく雇用拡大や技術移転などの経済効果が期待できる。それだけでなく日系企業の進出は、トヨタ生産方式を代表とする日本的生産システムの移転が、多くの海外拠点で見受けられる。特にトヨタのような自動車関連産業が進出した場合には、最終的組立工場や直系のエンジン、トランスミッションなどのパワートレイン系の大規模工場だけでなく、関連部品供給企業が進出するために、日本的生産システムの移転が注目される傾向にある。タイやトルコなど比較的人口・面積とも大きな国と異なり、欧州の小国のチェコへのトヨタおよびトヨタ関連企業の進出は、一国全体に大きな影響を及ぼす可能性がある。

トヨタおよびトヨタグループの進出は、製品の生産の視点だけでなく日本的経営方式の適応という点からも興味深い。すなわちトヨタおよびトヨタ関連企業だけでなく、異なる関連職域の労働をこなす多機能工の育成は、日本では特別のことではない。多能工育成は生産現場での知識の共有のための重要な要素でもある。「すり合わせ」という知識共有型の設計哲学のもとで生産が、従業員の分業意識や欠勤・転職率の高いチェコにおいてどのように適応させるかが課題であることが判明した。

こうした現地調査は1年度で完結するような研究成果があげにくく、こんごも引き続き同様のテーマで研究したい。

注：課題番号を記入してください。

平成19年度 学術研究助成金実績報告書

平成 20 年 5 月 9 日

日 本 大 学 総 長 殿

氏 名 森 博英



所属・資格 経済学部・准教授

下記のとおり報告いたします。

1 種目	奨励研究/ <input checked="" type="radio"/> 一般研究(個人)/一般研究(共同)/総合研究	注：該当する種目を○で囲んでください。
2 研究課題	小学校における英語教育の実践とその効果	
3 研究の目的	小学校における英語教育に関しては、個々の実践や研究報告が行われているが、その全体像を把握することを目的としたものは、ほとんど見受けられない現状を踏まえ、小学校における英語教育の実践とその効果について、現時点での全体像を把握することを目的とする。	
4 研究の概要	現在までに出版された研究・実践報告書を全国から収集したり、関連分野の書籍や学会誌の内容を分析したりすることで、小学校英語教育の実情の全体的な特徴を考察する。さらに、小学校英語教育での実績をあげている小学校や特区などを訪問し、授業のビデオ撮影、教師・児童などへのインタビューやアンケート調査を実施し、それを分析する。前述の考察・調査をもとに、報告書をまとめる。その際に、補完的に実証実験の必要性が生じた際には、各小学校に実験依頼をし、その実験の実施や分析も行う。	
5 研究組織（共同研究・総合研究のみ該当します）	<ul style="list-style-type: none"> ・研究代表者 ・研究分担者（役割分担） 	

部科校名： 経済学部

氏名： 森 博英

6 研究の結果（総合研究の研究代表者は、4,000字以上記入してください。）

研究の結果は大別して下記の2つとなる：

【研究1】

英語学習開始年齢、英語学習年数、および英語学習頻度それぞれと英語学習に関わる情意的な要因との相関関係を分析するため、首都圏の公立中学1・2年生483名にアンケートを実施した。その結果、英語学習に関わる情意的な要因として6つの因子、1) 英語に対する好意、2) 外国に対する興味、3) 個人的な動機付け、4) 社会的動機付け、5) 国語に対する好意、6) 実践的なコミュニケーションへの意欲、が見いだされた。さらに、これら各因子と英語学習開始年齢、英語学習年数、および英語学習頻度との相関関係を分析したところ、ほとんど相関関係は見られなかった。ただし、中学校入学前に英語学習を始めた中学生と中学校入学後に英語学習を始めた中学生との間には、英語に対する好意に関して有意な差が見られた。さらに、英語に対する好意と英語学習開始年齢の関係をより詳しく分析したところ、その関係は、英語学習開始年齢が1) 2～6歳の場合は英語に対して好意的、2) 7・8歳の場合は英語に非好意的、3) 9～11歳の場合は好意的、4) 12～14歳の場合は非好意的、と曲線的に変化していることが判明した。以上の結果より、英語学習開始年齢についてさらに詳細に分析する必要性が示唆された。この研究結果は、全国英語教育学会において自由研究発表として発表した。また、現在、論文として執筆中でもある

【研究2】

英語学習に関わる情意的な要因や自己英語能力評価と英語学習開始年齢、英語学習年数、および英語能力との関係を分析するため、首都圏の私立学校7・8年生（中学校1・2年生相当）533名にアンケートを2種類（AおよびB）実施した。その結果、アンケートAでは、英語学習に関わる情意的な要因が5因子（好意・目的・興味・国語・進学）、自己英語能力評価が3因子（英語で簡単なことができる・英語で日常的なことができる・英語で自分に関連することができる）、アンケートBでは、英語学習に関わる情意的な要因が5因子（目的・寛容・挑戦・進学・日本）、自己英語能力評価が3因子（英語で簡単なことができる・英語で日常的なことができる・英語で自分に関連することができる）、が見いだされた。さらに、主な結果として、1) 英語学習年数が英語に対する好意や興味の強さに強く影響している、2) 英語学習年数が長いほど英語を使っている色々なことに挑戦する傾向にある、3) 英語で簡単なことができるかどうかという自己英語能力評価高いほど英語能力も高い、という結果が見られた。この研究については、現在、学会口頭発表および論文執筆のための準備を進めている。

注：課題番号を記入してください。

平成19年度 学術研究助成金実績報告書

平成20年 5月 2日

日本大学 総長 殿

氏 名 清水（本間） 純



所属・資格 経済学部・教授

下記のとおり報告いたします。

1 種目	奨励研究/一般研究(個人)/一般研究(共同)/総合研究	注：該当する種目を○で囲んでください。
2 研究課題	台湾平埔族の分布と歴史的遷移に関する文化人類学的研究	
3 研究の目的	<p>① 台湾における平埔族と漢民族の接触の歴史と、原住地からの遷移、分散の歴史的過程および今日の分布について、文献資料の探索、日本統治時代の映像資料、戸籍資料の分析、台湾での現地調査を通じて明らかにする。</p> <p>② 歴史資料と人類学的現地調査を組み合わせて歴史的動態を探ろうとする点。特に、日本統治時代の戸籍資料および映像資料はまだ本格的な分析が行なわれていないので、この点からも新しい成果が得られると考えられる。</p> <p>③ 平埔族研究の歴史的側面が近年、台湾や欧米の人類学者・歴史学者の間で重視されるようになっていく。本研究はこうした流れの中で、日本植民地時代の戸籍資料・映像資料を活用しつつ、現地調査を重視するという手法をとることによって、人類学と歴史学の双方のアプローチを視野に入れながら、より多角的に平埔族社会の動きを捉えるものである。</p>	
4 研究の概要	<p>9月、1月、3月にフィールドワークを行ない、高雄県、台南県、台中県などの平埔族の村を訪問して現地資料を収集した。内容は、映像資料の撮影地と被写体の特定に関する調査、および祖先の移住の経緯や家族史に関する話を高齢者にたずねることを中心とする。また、漢民族との相互関係や婚姻関係に関する社会人類学的な聞き取り調査を行なった。</p> <p>また、台湾の戸籍事務所で戸籍資料のコピーを行った。戸政事務所ごとに、規定の運用方法が異なるため、作業は、写真撮影及び複写の両方の方法をそれぞれ取った。</p> <p>このほか、文献を通じての研究も調査と並行して行ない、現在既に論文執筆準備をはじめている。</p>	
5 研究組織（共同研究・総合研究のみ該当します）	<ul style="list-style-type: none"> ・研究代表者 ・研究分担者（役割分担） 	

※ホームページ等での公開の 可 否 いずれかを○で囲んでください。否の場合は、理由書を添付して下さい。

部科校名：経済学部

氏名：清水（本間）純

6 研究の結果（総合研究の研究代表者は、4,000字以上記入してください。）

- ① 日本統治時代の写真資料を中心として、文献や日本時代の研究者のフィールドノートを利用することにより、埔里の埔蕃、眉蕃についての情報を整理した。

「埔蕃」に関しては、昭和初期の言語学者浅井恵倫撮影による写真資料に登場する人物、家屋が現存しており、この家族を訪問して確認調査を行なったところ、浅井よりもさらに古く、鳥居龍蔵が明治時代に撮影した写真の人物について不明な点が確認された。また、社会貢献の一環として、この家族に鳥居の写真及び、浅井の写真を贈呈することができた。この経緯については既に報告を執筆した。報告の概要は以下のとおりである。

昭和初期の言語学者、浅井恵倫の残した台湾原住民の映像記録について、清水はこれまで何度か現地調査を行ない、撮影対象となった人々や土地に関する鑑定作業を進めてきた。『台湾原住民研究』11号に掲載した論文「埔里盆地における最後の原住民——浅井恵倫・鳥居龍蔵台湾映像資料の探求」[では、台湾南投県埔里盆地の最も古くからの原住民、いわゆる「埔蕃」の子孫に該当する人物と屋敷・付近の風景に関して現地調査に基づく鑑定の結果を示した。そのうえで、これらの写真と、明治時代に鳥居龍蔵によって撮影された写真とを対照させたところ、浅井写真と同じ人物、およびその家族を撮影したと思われるものがあることから、東京大学のデータベースにある鳥居写真のキャプションの正否に関わる若干の疑問を述べた。その後、今年度の研究においてこれらの疑問点について現地での聞き取り調査を行ない、鳥居の写真の一部についての確認作業を進めた。「埔蕃」に関しては判明し、確定した人名が3人、その家族指摘背景についても前年度調査の推測が正しかったことを裏付けた。

鳥居龍蔵の写真についてはさらに詳しく検討する予定である。

- ② 戸籍の調査により、写真資料やフィールドノートなどに残る日本時代の祖先の戸籍上の確認ができた。また、その子孫に関して、戸籍調査により、子孫の家系図の作成および移住先が把握できた。眉蕃について判明した事実について、文献の調査及び現地での継続調査を次年度に予定している。その概要については、現在文献資料と照らし合わせて整理中であり、まだ本報告において詳細を公表する段階ではないので控えるが、今年度前半には論文を執筆する予定である。
- ③ 台南県では新たに判明した古写真に関する事実があり、現地の研究者とさらに協力してその社会的、文化的背景について整理しながら、平埔族の移動に関する実地調査を続けていくことになった。この点についても現在資料の整理を行なっており、今年度中に報告を執筆する予定である。

注：課題番号を記入してください。

平成19年度 学術研究助成金実績報告書

平成20年4月29日

日本大学 総長 殿

氏 名 加 藤 一 誠



所属・資格 経済学部・教授

下記のとおり報告いたします。

1 種目	奨励研究/ <input checked="" type="radio"/> 一般研究(個人)/一般研究(共同)/総合研究	注：該当する種目を○で囲んでください。
2 研究課題	都市基盤インフラの整備手法と財源調達	
3 研究の目的	日米の空港と道路の整備や維持管理の財源は、受益者負担の原則にもとづいてユーザーから徴収されている。道路整備勘定は一般財源化されようとしているが、空港整備勘定は制度変更に向けて議論が行われているところである。本研究の目的は、アメリカの制度研究を通じてそのようなインフラのファイナンス制度に示唆を得ることにある。アメリカの空港は公的所有ではあるものの、資金調達の透明度は高く、債券発行によって外部資金を獲得しているからである。その際に重要な役割を果たすのが債券格付けである。	
4 研究の概要	<p>1) 空港債の格付けの決定要因の研究：①Thomson Financial のデータを用いた空港債の発行規模や特徴の把握。②ムーディーズが公表する格付け指標の中央値にもとづく格付け順位と格付け指標との相関分析。③順序型プロビットモデルを用いた格付けの決定要因の計量分析（共同研究，平成20年6月に公益事業学会全国大会で発表予定）。</p> <p>2) ムーディーズによる道路債の格付け手法の研究：空港とは異なり，ムーディーズの手法は公開されており，現在，手法の概要をまとめたところである。</p>	
5 研究組織（共同研究・総合研究のみ該当します）	<ul style="list-style-type: none"> ・研究代表者 ・研究分担者（役割分担） 	

※ホームページ等での公開の（・否） いずれかを○で囲んでください。否の場合は，理由書を添付して下さい。

部科校名：経済学部

氏名：加藤一誠

6 研究の結果（総合研究の研究代表者は、4,000字以上記入してください。）

1) 空港債の格付けの決定要因の研究

① 空港債の概要

アメリカでは旅客数の多い空港ほど着陸料(landing fees)をはじめとする航空関連の営業収入額が大きく、旅客施設使用料(PFC)の徴収や空港債の発行によって多様な資金調達が可能である。反対に、小規模空港は収入が少なく、連邦補助に依存している。連邦補助は空港利用者が負担するチケット税などを集めた空港・航空路信託基金(Airport and Airway Trust Fund)から拠出されており、アメリカの空港システムは内部補助によって成立している。

空港債は全米の州・地方債発行額のおよそ3%を占め、年間120件以上が発行されている。州・地方債の利子所得には所得税が免除されることが多いが、空港債の40%に代替ミニマム税(alternative minimum tax)が課せられる。これは、空港の収益性が高いことや民間部門の活動範囲が大きいことに起因している。つまり、着陸料、ターミナル施設使用料、PFCおよび駐車料金のように多様な収入を確保できるため、それらの収入を担保にして歳入債を発行できるのである。空港債の発行額の98%は歳入債が占める。

筆者の分析によれば、空港債の発行額は旅客数と営業費用率(営業費用/営業収入)に依存している。分析に使用した指標はいずれも格付け会社が空港債格付けに利用しており、このことは空港債発行額も広義の経営状況に左右されることを示す。したがって、経営環境が改善すれば、中小空港であっても債券発行によって資金を調達できる。

つまり、格付けは空港自体のモニター機能を有しており、しかも経営状況の変化に応じて機動的に変更される。格付けの変動は経営に直結するため、空港を運営する地方団体は経営努力を続けているのである。

② 格付けと格付け指標

ムーディーズが指定する主な格付け指標のなかで、格付け順位(AaaからBaaまでの6位)と数値の大きさが完全に符合するものは後背地人口、直行便旅客数の対後背地人口比、営業外収入および営業費用比率の4つの指標である。前三者の指標はAaaほど大きく、後者のそれはAaaほど小さい。営業費用率は経営の自由度を示す指標であり、これが大きいほど支出は硬直化するため、比率が小さいほど格付けは高い。

このほかにも、空港運営指標として、旅客数、トップキャリア(当該空港において最大の旅客数をもつ航空会社)のシェアおよび上位2つのキャリアのシェアが統計上有意な指標となった。また、財務指標ではすでに述べた営業費用比率のほか、売上利益率(純利益/粗収入)や旅客1人あたり営業収入が有意になった。そして、空港規模指標では営業収入、営業外収入、純利益および運転資本(流動資産-流動負債+制限のない資産)が有意な指標となった。

基本的に州・地方債のデフォルト率と回収不能割合は低いいため、格付けは相対的に高くなる。また、空港債の格付けも同様で、格下げなどの変動は小さく、安定的である。ここには空港がサービスを独占的に供給し、競争が少ないことが影響を与えているというのがムーディーズの見解である。

空港の将来の必要性を予測することは難しい。空港の運営状況は航空需要と密接な関係があり、日本の場合、航空需要を左右するのは新幹線の動向であろう。もし、日本の空港を格付けすれば、新幹線の影響を考慮せざるをえないから、整備新幹線構想の進捗は空港のファイナンスをも困難にさせることになる。

他方、政策的なサポートは格付けにプラスの影響を与えるから、日本の空港政策(空港特別勘定)が継続される限り、第1種、第2種(A)空港の格付けは安定的になるにちがいない。しかし、第2種(B)と第3種空港は地方団体の財源から維持管理費用が拠出されている場合が多く、地方団体の信用度が空港のそれを左右する可能性がある。

部科校名：経済学部

氏名：加藤一誠

研究の結果（つづき）

格付けは信用度の分析にすぎないが、以上のような総合評価であり、しかも民間市場からの資金調達を前提としている。今後の空港整備の枠組みを考えると、ファイナンスの視点を加える必要がある。

2) ムーディーズによる道路債の格付け手法の研究

トムソン・ファイナンシャルのデータを実質化して集計すると、2000-06年の州・地方債のなかで有料道路を含めた道路債券は全体のおよそ4%を占める。そのうち歳入債の占める割合は77.2%で、98.5%が歳入債である空港に比べ一般財源債の割合が大きい。それは、地方団体が自らの収入を担保に道路債を発行しているからである。

債券は今後の道路整備資金を調達する有力な選択肢と考えるのが現実的であり、債券が市中で消化される場合、格付けは市場に対するシグナルとなる。ムーディーズの長期債務の格付けはAaaからCまで9段階に分かれ、そのうちAaからCaaには、上位から順に1から3までの数字が付されている。このうち、投資適格と言われるのはBaa以上で、Ba以下は投機的要素をもつが、道路債の多くは投資適格の格付けを得ている。

道路債の格付け指標は多岐にわたるが、a.市場条件、b.ガバナンス・運営、c.財務状況、d.債務・資本計画およびe.約款や法令上の枠組みが考慮される。道路の場合、供用開始からの年数と路線網の規模に大きく左右され、5年未満の有料道路のメディアンはBaa3に留まるし、単一路線しか持たない道路事業体の格付けのほとんどはA以下になる。

そのほかにも、次のような場合に格付けが高くなる。①ネットワークの規模が大きく、路線数が多い。②他の路線や代替交通機関がない。③地域経済の経済基盤が安定し、多様である。④長期的で安定した交通需要があること。⑤運営会議のメンバーが独立して、長期的視点で運営にあたる。⑥運営当局が上位組織の意向に関係なく、料金設定の権限をもつ。⑦デット・サービス・カバレッジ比が大きいなどの財務指標にもとづく償還能力が高い。⑧収入に多様性がある（例.通勤利用の比率が高い）⑨予算が硬直的でない。⑩資本計画や資金支出計画が妥当であること。⑪道路以外への支出がないこと。

注：必要に応じて、このページをご使用ください。

注：課題番号を記入してください。

平成19年度 学術研究助成金実績報告書

平成20年5月1日

日本大学 総長 殿

氏 名 小巻 泰之



所属・資格 経済学部・教授

下記のとおり報告いたします。

1 種目	奨励研究 / <input checked="" type="radio"/> 一般研究(個人) / 一般研究(共同) / 総合研究	注：該当する種目を○で囲んでください。
2 研究課題	ニュースとノイズ：金融市場への波及と経済主体の期待形成に関する国際比較	
3 研究の目的	政策変更に影響を及ぼすと考えられるニュース（あるいはノイズの場合もありうる）が、市場参加者にどのように受取られているのかについて分析する。しかし、ニュースといっても、国内発のものもあれば海外発のものもある。あるいは、海外と国内での市場参加者では、期待形成自体が異なっている可能性もある。今年度は市場コンセンサスの形成過程の違いについて研究する。	
4 研究の概要	本論の目的は、日米における予測主体が匿名及び匿名でない予測における予測形成について特性を分析することにある。具体的には、匿名予測としてフォーキャスト調査（日本）及び SPF（米国）、匿名でない予測として日本経済新聞社集計予測（日本）、ブルーチップ（米国）との比較と行う。	
5 研究組織（共同研究・総合研究のみ該当します）	<ul style="list-style-type: none"> ・研究代表者 ・研究分担者（役割分担） 	

※ホームページ等での公開の (可) 否) いずれかを○で囲んでください。否の場合は、理由書を添付して下さい。

部科校名：経済学部

氏名：小巻泰之

6 研究の結果（総合研究の研究代表者は、4,000字以上記入してください。）

（研究成果）

- 1)（研究会報告）“The Impact of Improvement of Measurement error on Quarterly Estimates of GDP in Japan,” University studies for international business management, Barcelona, 3 Sept 2007.
- 2)（学会報告）“The Reliability of Forecast -an Anonymous and Non-,” The 28th International Symposium on Forecasting to be held in Nice from 22nd to 25th of June 2008.

1. 日本における予測形成過程

フォーキャスト調査（以下、JSPF）及び日本経済新聞集計（以下 NSPF）について、変動性、同質性、独立性の観点から、個々の予測主体の予測形成について分析をおこなった。本論の実証分析で得られた主な結果をまとめると、以下の通りである。

第1に、予測主体間の予測の変動性は、情報が増加するほど大きくなることである。有力な情報（例えば、四半期 GDP の推計手法）が明らかにされ、かつ予測に必要な新規の情報が共有されるのならば、変動性は小さくなることが期待される。しかし、結果は逆である。

第2に、情報量の増加により、予測主体間の新規情報の活用で差異が生じ、その結果、予測の変動性が高まるのではないかと考えられる。

第3に、匿名な予測である JSPF の予測は、他の予測者の影響を受けていないという意味で同質性が認められない。しかし、匿名でない NSPF は先行研究と同様に同質な予測である。この原因が、匿名の予測にある可能性がある。つまり、匿名であれば、予測主体の結果にしたがった予測を行うことが可能であるが、匿名でない予測の場合、予測機関の属性に縛られる可能性があるからである。

第4に、匿名な予測である JSPF の予測は、予測主体の独立性の点からは、上述の結果をサポートする形で、独立的な予測とはいえない結果となっている。特定の予測主体は、常に、市場の平均に比べ、高め（あるいは低め）の予想を行っている。しかし、匿名でない NSPF は偏りのない独立した予測であるといえる。

第5に、JSPF について、予測部分が多い予測形成ではどちらかに偏った予測が行われやすく、情報量が十分である予測は、独立的な予測になっている。ただし、1カ月分でも情報量の少ない状況では、四半期 GDP の予測は、どちらかに偏った予測が行われやすく、予測者間の予測精度の向上にはつながっていないと解釈することも可能である。あるいは、このことは、四半期 GDP の予測が困難であることも示唆している。

以上のように、JSPF と NSPF はその特性で大きく異なっている。匿名性の保たれた予測では、情報量の多い状況では予測者間に差異はみられないものの、情報量が不足する段階では、他の予測者の影響を受けていないという意味で同質な予測でないと考えられる。つまり、偏りの大きい独自性の高い予測といえよう。しかし、匿名でない予測となると、偏りのない他者の影響を受ける予測となっている。

2. 米国における予測形成過程

アメリカの予測専門家による経済予測である Blue Chip Economic Indicators (Blue Chip) の年次予測を利用して、時間の経過による情報量の増加がどのような形で予測形成に影響しているのかを分析する。GDP、消費者物価指数 (CPI)、失業率の年次予測の形成過程の特性を整理すると以下のとおり。

- 1) Blue Chip における年次予測では、月次ベースの予測調査とはいえ、各予測機関の予測はかなり強固なシナリオを前提として形成されており、月次に追加される情報は有効に利用されていない。特に、その傾向は実質 GDP の予測で強く、実質 GDP の予測は他の経済変数の予測に対して、独立に行われている可能性を示唆している。

部科校名：経済学部

氏名：小巻泰之

研究の結果（つづき）

- 2) ただし、予測対象の当該年次の月次分の数値が判明する当年2月以降（11カ月前予測）は、予測値に関する情報量が変わることから、予測機関のばらつき（標準偏差）が収束し始め、予測の不確実性が減少している。予測対象の関連月次統計の発表数値が年度予測の修正に影響を与えている様子がうかがえる。特に、失業率の予測は追加的な情報により修正が加えられていることが顕著である。
- 3) それ以前の期間の予測では追加的な情報は利用されず、また、実績値の振れが大きく月次分の情報が増加されても、年次予測の精度向上には役立っていない。
- 4) 不偏性検定においては情報量の増加により、不偏性が棄却できない状況が期待できるものの、過去5年の3変数の予測では不偏性が棄却できる場合が多い。
- 5) 全予測期間を通じて、かなり強め（かなり弱め）の数値を予測する機関がみられる。特に、実質GDPの予測では全予測機関の3割程度が偏った予測を行っている。また、他の機関も強め（弱め）の予測を出し続けている場合が多い。予測機関の独立性検定の結果では、予測が同質ではなく他の予測機関の影響を受けない独立した予測が行われているといえる。
- 6) 予測項目間の予測の整合性については、かなり強め（かなり弱め）の予測をする機関では実質GDPが他の変数と期待される方向で予測されているとはいえ、実質GDPのみが独立した予測となっている可能性がある。物価（CPI）と失業率の予測では、両者の間に負の相関が確認できる。このことは、失業率の予測が概ね精度が高いことから、物価の予測で失業率との関係を意識した予測が実施されていると推察される。

3. 日米の予測形成過程の相違とその原因

Blue Chipにおける年次予測の特徴としては、Krane(2003)が指摘するように、予測機関では予測期間が長いほど長期的なトレンド、潜在GDPの成長率及び予測シナリオなどが重要な予測要素となっており、月次に追加される情報は必ずしも有効に利用されていないといえよう。特に、その傾向は実質GDPの予測で強く、実質GDPの予測は、他の経済変数の予測に対して、独立して行われている可能性が示唆できる。このようなBlue Chipの特徴は、ESPフォーキャストに関する先行研究（伴（2007）、芦谷（2007））においても、予測における追加的な情報を有効活用していないことが指摘されている。

ただし、予測対象年についての情報が含まれる期間での予測では、月次の関連統計の情報をもとに予測修正を行っている様子もうかがえ、予測対象が期近になっていることから固定的な予測要素に固執したものではない。

また、予測においてBlue Chipは、ESPフォーキャストと同様に（小巻（2007））、予測機関間の予測形成は同質的ではなく異質であることが示された。ただし、日本の同種の予測調査では、同質な予測形成を行う予測調査もある。たとえば、毎年年末に実施される翌年度の予測である。この予測調査とESPフォーキャストでは、本論での予測調査の分類にしたがえば、調査頻度、公表形式が異なっており、公表形式の影響も考えられる。公表形態の匿名性の影響を検討することが今後の課題である。

注：必要に応じて、このページをご使用ください。

注：課題番号を記入してください。

平成19年度 学術研究助成金実績報告書

平成20年5月8日

日本大学 総長 殿

氏 名 今 福 愛 志



所属・資格 経済学部・教授

下記のとおり報告いたします。

1 種 目	奨励研究/ <input checked="" type="radio"/> 一般研究(個人)/一般研究(共同)/総合研究	注:該当する種目を○で囲んでください。
2 研究課題	企業統治の会計学に関する研究	
3 研究の目的	企業統治（コーポレートガバナンス）というコンセプトを軸として、「企業統治の会計学」の体系を構築すること。このことにより、現在、国内外で大きな議論を呼んでいる内部統制問題をもふくめた会計学の体系が再構成されうる。	
4 研究の概要	研究テーマに関して文献研究だけでなく、ヒアリングなどによる実態調査を踏まえた総合的な研究を実施する。また、近年の我が国の会社法改革が企業統治におよぼした影響を「企業統治の会計学」という観点からあらためて捉えなおす。	
5 研究組織（共同研究・総合研究のみ該当します）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研究代表者 ・ 研究分担者（役割分担） 	

※ホームページ等での公開の（・否） いずれかを○で囲んでください。否の場合は、理由書を添付して下さい。

部科校名：経済学部

氏名：今 福 愛 志

6 研究の結果（総合研究の研究代表者は、4,000字以上記入してください。）

平成19年度の本研究に関連した①具体的成果、②研究計画の総括はつぎのとおりである。

① 具体的な成果：

題目	種類	掲載誌・号・巻・発表年月日	頁
内部統制をめぐる退職給付会計の論点	単独論文	『みずほ年金レポート』No.74 2007.7.8	15-22 頁
日本版 SOX 法と退職給付制度の将来	〃 評論	『年金情報』2007.5.21	8 頁
退職給付会計基準と退職給付制度の将来	〃 論文	『年金と経済』2007.10 vol.26 No.3	3 頁
退職給付	〃 その他	税経セミナー 2008.1 (臨時増刊)	168- 178 頁
企業統治の会計学への視座－「エンティティとしての企業」の会計の意義	〃 論文	『企業会計』2007.12 Vol.59 No.12	4-11 頁
社会的システムの連携を急げ	〃 評論	『年金情報』2008.1.7	19 頁
退職給付会計基準のフレームワークの転換－退職給付会計の問題性	〃 論文	『企業会計』2008.3	18-24 頁
「イギリスの年金制度のバイアウト・コストと会計基準問題－会計基準と年金制度の連携－	〃 論文	『みずほ年金レポート』 2008.1.2	23-34 頁
わが国の公的年金制度へのマネジメントからの接近－その方法と視点－	〃 論文	『日本大学経済学部経済科学研究 所 紀要』2008.3 38 号	3-12 頁
国際化を迫られるわが国の会計基準 ～国際会計基準とわが国企業の将来～	〃 講演集	『日本大学経済学部経済科学研究 所経科研レポート』2008.3 33 号	1-9 頁

部科校名：経済学部

氏名：今 福 愛 志

研究の結果（つづき）

② 研究計画の総括：

本年度の研究成果は、上記の②でしめしたとおり、以下の3つに分類できる。

- (1) 退職給付会計基準を中心とした「企業統治の会計学」、
- (2) 拙稿「企業統治の会計学への視座－「エンティティとしての企業」の会計の意義」にみられるように現代企業のとらえ方をもとに研究テーマを展開したもの、
- (3) 評論「社会的システムの連携を急げ」に見られるように、資金のプール化をもとに財務情報のフローのあり方を論じたもの。この(3)の成果は、別に「イギリスの年金制度のパイアウト・コストと会計基準問題－会計基準と年金制度の連携－」において、一段と明確に展開された。すなわち、イギリスでは、退職給付の会計基準の情報が、財務報告だけでなく、年金規制機構の積立基準のひとつとして位置づけられ、会計基準が積立基準の行政指導の重要なデータのひとつとして、連携させたシステムが構築された。

さて、本研究テーマ「企業統治の会計学に関する研究」は、本年度をもって一応の終了をみた。いくつか研究計画の総括を示しておきたい。

- (1) 本研究テーマは、企業統治－コーポレート・ガバナンス－をキーコンセプトとして、会計学の体系を再構築することを目指したものであるが、不十分とはいえその体系化のひとつが提示できたと思われる。
- (2) それは、上記の拙稿「企業統治の会計学への視座－「エンティティとしての企業」の会計の意義」において明確にしたとおり、企業統治の会計学は、企業の支配の実態とは別個に自律的な組織というとらえ方のもとに構築されなければならない、ということを意味している。誰が支配しているにもかかわらず、企業統治の会計学は、支配株主だけでなく少数株主をふくめた財務報告のあり方が主題とならなければならない。
- (3) 企業統治の会計学は、投資家をどのようなものとして捉えるのが出発点となる。ファンドにみられるように、短期的な利益を追求する投資家でなく年金、生命保険、信託などの資金を提供する一般の投資家のための財務報告のあり方が問われなければならない。
本年度の成果のひとつである拙稿「わが国の公的年金制度へのマネジメントからの接近－その方法と視点－」で展開されたとおり、私的年金だけでなく公的年金もまた資本市場への参加の度合いを強めているわが国の現状をみれば、そうした投資家は国民一般をも視野にいれたものにならなければならないであろう。
- (4) 以上述べたような成果をもとに、近い将来に「企業統治の会計学」を上梓する予定である。

注：課題番号を記入してください。

平成19年度 学術研究助成金実績報告書

平成 20年 5月 9日

日本大学 総長 殿

氏 名 大場 允 晶



所属・資格 経済学部 ・ 教授

下記のとおり報告いたします。

1 種目	奨励研究/ <input checked="" type="radio"/> 一般研究(個人)/一般研究(共同)/総合研究	注：該当する種目を○で囲んでください。
2 研究課題	デリバリー管理手法の基礎研究及び事例研究	
3 研究の目的	製造業において納期・リードタイム・在庫を対象としたデリバリー管理のレベルアップを段階的に実現していく具体的な事例を調査し、手法の整理を通して、時間軸を絡めた思考が要求される一種の複雑系であるデリバリー管理の基礎研究及び事例研究を目的とする。	
4 研究の概要	<p>本研究は、複合領域に属する社会システム工学の中で、日本企業の強みである製造業のCIM, ロジスティクスといった内容を包含する経営工学に関する研究である。特に近年の市場の中で、市場ニーズを素早くとらえ、タイムリーに製品を供給出来るしくみが不可欠で、生産・流通過程における情報ネットワークが整備され、納期短縮と在庫削減を同時に実現するため、販売の最前線と生産現場とがダイレクトに対話可能な生産販売統合型の生産座席枠システムは、最新の重要な生産形態の1つであるが、企業における実施事例発表も少なく、そのロジックの解明は不十分である。本研究で基礎的な解析を行い、また、現実に起こりうる工程の変動要因に対処すべき技術的なポイントとして、再調整のメカニズムを明らかにして、一般の企業への応用発展の基礎を得た。</p> <p>また、事例として情報システム開発のデリバリー評価を上げる情報システム生産手法を検討している。情報システムに生産管理手法を取り入れ、事前に準備した“情報システム生産”の部品を利用し効率的な“情報システム生産方式”を構築することである。</p>	
5 研究組織（共同研究・総合研究のみ該当します）	<ul style="list-style-type: none"> ・研究代表者 ・研究分担者（役割分担） 	

※ホームページ等での公開の（可）・否） いずれかを○で囲んでください。否の場合は、理由書を添付して下さい。

部科校名： 経済学部

氏名：大場 允晶

6 研究の結果（総合研究の研究代表者は、4,000字以上記入してください。）

情報システムの開発における設計工程では、前工程であるシステム方式設計工程で定義され作成される成果物に、後工程でも利用する工程間継承情報を数多く使用する。しかし、手作業を主体とする労働集約型の従来の開発方式では、手動継承となってしまう、情報間の整合性維持や仕様変更時の修正に工数がかかり、工程品質の低下が保守後も問題となっていた。そこで、この工程間継承情報をテスト工程に設計部品として利用する自動継承情報支援システムを利用した新たなシステム開発方式を作り、大幅な生産性と設計品質の向上を実現して、平成19年度日本経営工学会秋季研究大会で「情報システム開発に設計部品を導入した開発支援システムの構築 - テスト工程適用の場合 -」を発表した。また、第19回 International Congress on Logistics and SCM Systems において、「Construction of development support system based on succession information between processes - The case of information system development」を口頭発表した。

注：課題番号を記入してください。

平成19年度 学術研究助成金実績報告書

平成 20 年 5 月 7 日

日本大学 総長 殿

氏 名 新田 義彦



所属・資格 経済学部・教授

下記のとおり報告いたします。

1 種目	奨励研究/一般研究(個人)/一般研究(共同)/総合研究	注：該当する種目を○で囲んでください。
2 研究課題	<p>意味論と翻訳文法の研究。</p> <p>機械翻訳用の文法理論を、意味論の立場から研究する。</p>	
3 研究の目的	<p>先ず、言語の意味を論理構造の立場から把握し、個の論理構造を橋渡しとして、翻訳規則（翻訳文法）を構築する。次に、翻訳文法の増強と検証を、小規模コーパス（コアコーパス）の技法とパターン変換のぎおうにより行う。</p> <p>本研究の目的は、従来から人工知能研究の主要分野とされてきた機械翻訳、意味文法、質問応答、情報検索、などの理論や技法に貢献できる新知見を提供することである。</p>	
4 研究の概要	<p>研究期間前半において下記3点を実行した：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) FSA（有限状態オートマトン）により意味解析をする方法の検討。 2) コーパス分析により文の意味を論理式で表現する方法の検討。 3) 論理式記述をMT（機械翻訳）の翻訳規則に適用する方法の検討。 <p>研究期間後半において下記2点を実行した：</p> <ol style="list-style-type: none"> 4) 論理式記述をQA（質問応答）に適用する方法の検討。 5) [中間および最終] 成果を学会論文にまとめる。 	
5 研究組織（共同研究・総合研究のみ該当します）	<ul style="list-style-type: none"> ・研究代表者 ・研究分担者（役割分担） 	

※ホームページ等での公開の(可)否 いずれかを○で囲んでください。否の場合は、理由書を添付して下さい。

部科校名： 経済学部

氏名：新田 義彦

6 研究の結果（総合研究の研究代表者は、4,000字以上記入してください。）

- 1) FSA（有限状態オートマトン）により処理できる浅いパターンとして、言語の意味を記述する理論と技法の1つを得た。
- 2) 得られた理論と技法は、MT（機械翻訳）における翻訳翻訳規則、QA（質問応答）における対話文の理解処理、などが適用可能であることを、記述実験で確かめた。
- 3) これらの結果を論文としてまとめた。

注：課題番号を記入してください。

平成19年度 学術研究助成金実績報告書

平成20年 5月 7日

日本大学 総長 殿

氏 名 山 岸 郁 子



所属・資格 経済学部・准教授

下記のとおり報告いたします。

1 種目	奨励研究/ <input checked="" type="checkbox"/> 一般研究(個人)/ <input type="checkbox"/> 一般研究(共同)/ <input type="checkbox"/> 総合研究	注：該当する種目を○で囲んでください。
2 研究課題	1930年代地方における「文化活動」について	
3 研究の目的	『改造』にみられる「大衆」意識について考察し、従来のプロレタリア文学との関連あるいは銃後活動との関連について調査する	
4 研究の概要	視聴覚的な世界想像の構造化において、「大衆性」と「越境性」を兼ね備えた表現を展開しはじめた時期の『改造』について調査を行なった。 また文学者が改造社を磁場としてどのようなかわり方をしているのか。地方新聞を調査し作家の個別的な活動の記録を集積した。	
5 研究組織（共同研究・総合研究のみ該当します）	<ul style="list-style-type: none"> ・研究代表者 ・研究分担者（役割分担） 	

※ホームページ等での公開の（可・否） いずれかを○で囲んでください。否の場合は、理由書を添付して下さい。

部科校名：経済学部

氏名：山岸郁子

6 研究の結果（総合研究の研究代表者は、4,000字以上記入してください。）

研究の新機軸として、『改造』の主筆であった高島素之の影響で国家社会主義的思考を持つに至った尾崎士郎についても「民衆」・「民本」への傾斜から「人生劇場」に向かう作品の変遷を改めて押さえた。国家主義思想から大衆文学へとといった道のりは、中里介山、白井喬二を相対化させるためにも重要であろうし、社会講談あるいは新講談が登場した時期と比較させることができた。

昭和になると人民文庫と日本浪漫派によって「大衆」概念が再発見され、言論界へ再召喚される。主に日中戦争以後の保田與重郎の「大衆」・「群衆」・「民衆」の再定義に着目する。亀井勝一郎などと築いた『改造』における新しい批評のための枠組みはどのようなものであったのか、「後鳥羽院」（昭和14年）などの古典を論ずる際に宮廷・王朝との関連でどのように使用されているのか、また「民族と文芸」（昭和16年）についての考察の折にどのように再定義がなされているのか、その周辺作品や日本浪漫派の言説運動について調査を行った。

保田は「大衆」というものは「古典と一致した」ものとして定義した。さらには「大衆」と歴史〈大陸への意志は一致している〉とも言う。ここでは日本国民＝大衆と認識されているようにみえる。

その後指導者の願望に従って想像され、政治的な操作に利用される言葉として〈大衆〉はさらなる変化を遂げることを我々は知っているが、日本浪漫派の言説が具体的にどのように国策言説へと吸収されていったのかその過程については従来研究されていない領域であった。

「僕らは別の大衆を考へたのだ。文明開化の意識に立つ大衆のために、つまりインテリゲンチヤらしいふるまひを愛する人々のために芸術する心もなく、さらに巷の歌謡曲に涙流す人々にそぐはぬ。僕らは今日高級か低級かといふ尺度を変革し、大衆といふ思想を別につくり出さねばならない」（「文芸の大衆化」昭和10年）という問題がどのようにして時代の潮流に巻き込まれていったのか、その過程についても『改造』というメディアを介在させることによって見えてくるものがあった。

また太平洋戦争における「国民」のイメージはどこによっているのか、白井喬二をはじめ菊池寛、吉川英治など大衆に受け入れられた作家達は従軍し、ペンを使ってのその任務を果たしていく。その折り合いをどのようにつけていたのか、個別的に戦時下の言説（あるいは戦後の回想記）をやはり改造社を取り囲む状況を押さえるために今後研究を継続するつもりである。

また戦後になり、学生が連帯を果たす際にどのようなイメージを規範としようとしたのか、戦中・戦前との連続性の中で考察することができるとも考えている。

注：課題番号を記入してください。

平成19年度 学術研究助成金実績報告書

平成 20 年 4 月 23 日

日本大学 総長 殿

氏 名 長谷川 啓之



所属・資格 商学部・教授

下記のとおり報告いたします。

1 種目	奨励研究/一般研究(個人)/一般研究(共同)/総合研究	注：該当する種目を○で囲んでください。
2 研究課題	グローバル化時代における海外進出日系企業の経営課題	
3 研究の目的	海外展開している日系企業は極めて多いが、成功している企業は主として大企業が独自の技術を有する企業に限定される。そこで、こうした現実がなぜ生まれるのかを分析することがこの研究の主たる目的であるが、主として経営システムの面に焦点を絞ってみたい。	
4 研究の概要	研究は文献に基づくものだけでは不十分であるので、現場に足を運び、日系企業が直面する課題や不足するものが何かなどを調査し、一定の結論を出すという形をとる。	
5 研究組織（共同研究・総合研究のみ該当します）	<ul style="list-style-type: none"> ・研究代表者 ・研究分担者（役割分担） 	

※ホームページ等での公開の（可・否） いずれかを○で囲んでください。否の場合は、理由書を添付して下さい。

部科校名：商学部

氏名：長谷川 啓之

6 研究の結果（総合研究の研究代表者は、4,000字以上記入してください。）

19年度はこれまでの研究を基に、まず第一に概して文献研究を行った。その理由は海外に出かけて調査するだけの研究費が不十分で、到底目的を達成することは出来なかったことと、時間的にもなかなか余裕がないからである。つまり、こちらで会いたい人に会うにはどうしても休み期間中では無理であり、授業を優先する限り、現場での調査を必要とする研究には限界があることを通関した。

そこで、文献研究が中心となり、私の研究姿勢からはあまり期待が持てない文献研究で我慢するしかなかったが、それによれば、以下の点が判明した。アジア諸国、特にインドやタイで日系企業の中でも特に自動車産業は技術力の高さから、大きな成果を上げている。

また、中国や韓国などの現場に出向き、別の研究に関連付けて、特に中国における日系企業の調査も若干行ったが、その結果、日系企業は一部地域での成功が見られるものの、概して収益率が低いことや、特に人の現地化が困難なことなどが明らかとなった。つまり、大企業を除くと概して、特に中国などの競争の激しい海外で経営展開する日系企業が苦戦している事情が判明した。特に、技術力に差がなくなってきた日中間では今後10年以内に日系企業はかなり苦戦する可能性が高い。そこで、これまでの研究では十分な成果を上げられなかったので、これらの事実を基に、さらにその原因と対策をどうするか、などを考察する予定である。

またこれまでの研究成果は現在執筆中の『現代アジア事典』に向けていくつか執筆しており、それらを基にさらにまとまった形に仕上げたいが、それにはもう少し時間がかかりそうである。

注：課題番号を記入してください。

平成19年度 学術研究助成金実績報告書

平成 20年 4月 15日

日本大学 総長 殿

氏 名 市村 隆哉



所属・資格 商学部 ・ 教授

下記のとおり報告いたします。

1 種目	奨励研究/一般研究(個人)/一般研究(共同)/総合研究	注：該当する種目を○で囲んでください。
2 研究課題	テクノロジーとマネジメントの融合によるプロダクト・イノベーション・プロセスの研究	
3 研究の目的	これまでの研究により、技術とユーザー・ニーズの融合概念に基づく新製品開発のモデルおよび事例は申請者その他によって国際会議で発表され、近年ではこれが国際的に承認されるようになった。本研究では、一連のプロダクト・イノベーションの研究の総括として、さらにそのプロセスを国際的に明確にすることを目的とする。また、この基本モデルを環境マネジメントシステム構築に応用し、ワークショップを開催することによってその成果を公表する予定である。	
4 研究の概要	今年度予定した、頭記の研究目的をさらに発展させ、これまでに開発したテクノロジーとマネジメントの融合によるプロダクト・イノベーション・プロセスの基本モデルを環境マネジメントシステムの構築に応用した研究が加わった。従って、上記の研究目的に対しては、研究成果(1)によって纏め、加わった研究に対する成果は、研究成果(3)に記したワークショップで研究発表を行った。	
5 研究組織 (共同研究・総合研究のみ該当します)	・研究代表者 ・研究分担者 (役割分担)	

※ホームページ等での公開の (可)・否) いずれかを○で囲んでください。否の場合は、理由書を添付して下さい。

部科校名： 商学部

氏名： 市村 隆哉

6 研究の結果（総合研究の研究代表者は、4,000字以上記入してください。）

今年度行われた研究の経過および結果は次の通りである。

(1) プロダクト・イノベーション・システム研究の総括

申請者らは主に新製品開発におけるユーザー・ニーズ・アセスメントとテクノロジー・アセスメントに関する研究を1978年以来行っており、その研究成果は、国際会議および国内で研究発表している。更に1983年からは、企業の製品戦略、市場戦略と結び付いたプロダクト・イノベーション・マネジメントの研究に発展し、国際的な反響を呼ぶようになった。そのため、フィンランド・Lappeenranta University of Technology の Marrku Tuominen 教授と9月にフィンランドを訪問した際、従来の研究を集めて、ワーキング・ペーパーとして英文で出版することが協議され、具体的な秀才論文の選定、章立ての相談がまとまったところである。

(2) マネジメント・イノベーションシステムの構造、特性に関する学会発表。

イノベーション・マネジメントの共同研究者である石井和克・金沢工業大学教授、および平木秀作広島修道大学教授らと協議し、研究成果を APIEMS2008(台湾), ISPIM2008(Poltgal), および APCOMS2008(Indonesia)の国際会議で、それぞれ共同研究として研究発表した。

(3) ワークショップの開催と研究発表

International Foundation for Production Research の元会長 Christopher O'Brien 教授 (Nottingham 大学: 英国)を招いて(社)日本経営工学会および日本大学商学部の共催で「経営工学研究の現状と展望」と題するワークショップを平成20年1月に開催した。このワークショップにおいて市村・石井などによる研究発表が行われた。

発表された研究題目は次の通りである。

- * Takaya Ichimura(Nihon University), Kazuyosh Ishii (Kanazawa Institute of Technology),
"Information Behavior in the Development of New Product in the Case of Weaving Machine"
- * Takaya Ichimura (Nihon University)
"Development of Environmental Management System for Manufacturing Companies
—An Application of Product Innovation Model—"

課題番号	個07-041
------	---------

注：課題番号を記入してください。

平成19年度 学術研究助成金実績報告書

2008年 5月 15日

日 本 大 学 総 長 殿

氏 名 真 屋 尚 生



所属・資格 商学部 教授

下記のとおり報告いたします。

1 種目	<input type="radio"/> 奨励研究 <input checked="" type="radio"/> 一般研究(個人) <input type="radio"/> 一般研究(共同) <input type="radio"/> 総合研究	注：該当する種目を○で囲んでください。
2 研究課題	地球規模の少子高齢化への先進諸国の対応 — 日英両国における対応の比較を中心にして —	
3 研究の目的	<p>21世紀において、ますます深刻の度合を深めていくであろう少子高齢化現象がもたらす諸課題に日本が対処していくには、従来の経済成長・経済効率を最優先してきた日本的な発想・手法には限界があり、今、発想の転換が求められている。多くの日本人は、生活体験を通じて、直接間接に、また多かれ少なかれ、発想の転換の必要性を痛感している。その際、イギリスが一つの規範を提供してくれる、と考えている日本人は、かなり多いのではなからうか。従来から、きわめて皮相的な根拠に基づいて、イギリスと日本の同質性・共通性・類似性を指摘する論者が少なくない。</p> <p>たしかにイギリスも、日本も、少子=高齢=核家族を特徴とする社会である点では共通している。しかし、日英両国の社会構造と価値観・社会規範は、基本的に異質であり、社会福祉政策・社会保障政策の展開のあり方にも、それが反映されている。</p> <p>本研究では、日英比較の視点から日本の福祉関連諸制度の再点検を試みつつ、国際的学術情報の収集整理、なかんずく日本からの情報の発信を、積極的に行う。</p>	
4 研究の概要	<p>日英両国ともに、少子高齢化問題に関連する深刻な課題を抱えている、という点では共通しているが、政策面での対応、問題の背景にある社会経済事情は、大きく異なる。にもかかわらず、日本において、その差異性が十分に認識されている、ようには思えない。ところが、この差異性に着目することによって、日本的な視点からは、従来は見えなかったこと、思い浮かばなかったことなどを、明確に認識できるようになる可能性が高い。これが、少なくとも、国際比較研究の最大の効果の一つといえよう。</p> <p>少子高齢化問題は、今や、先進諸国のみならず、最貧国を含む地球規模で急速に深刻化の度合いを深めてきており、豊かな少子高齢社会・日本に対する国際的な期待が非常に大きいにもかかわらず、多くの日本人は、そのことに気付いていない。日本に対する期待は、大別すると、2つある。1つは、問題解決に向けての日本からの資金援助に対する期待である。他の1つは、日本が、歴史上前例のない高度少子高齢化への対応を図ってきた、そして現在も課題に取り組んでいる、その経験と成果に関する、グローバルな視点からの利用が可能なたちでの、日本からの情報発信である。後者については、大方の日本人が気付いていない。本研究には、その研究の過程において、また成果の発表を通じて、この点に関する社会経済的効果を十分に期待しうる。</p>	

部科校名： 商 学 部

氏名： 真 屋 尚 生

6 研究の結果（総合研究の研究代表者は、4,000字以上記入してください。）

社会保障は、基本的に国民・住民の一人一人の生活の維持に直接関わる制度であり、社会保障を通じて提供される各種の給付・サービスは、各人の個別的なニーズに対応したものであることが望ましい。しかしながら社会保障制度の運営や実際的な対応においては、夫婦単位・家族単位・世帯単位での生活が現実的・一般的とされ、しばしば個人は、その中に埋没していく²⁰。それどころか、家族構成員の間における差別的な扱いにつながっていくことさえある。

たとえば、どのようにすれば、「無収入・無所得」の被扶養配偶者・専業主婦（第3号被保険者）に保険料負担能力を付与することができるのか？彼女たちの多くはパート労働などに従事し、いくばくかの稼得を有しているが、税制上の壁があって、その水準は、絶対的にも、相対的にも低い。つまりパート労働によって退職後・老後の生活を確保しうるだけの年金給付を受けるに足るだけの保険料を負担することは、非常に難しい、ということであり、女性が正規労働者としての労働に継続して従事できるようにするためには、家事・育児・介護などに関連する社会的な支援策の整備が不可欠になってくるのである。また、主として女性が担っている、家事・育児・介護など、収入をとまなわない労働の経済的な価値を、誰がどのように評価し、誰がその報酬を支払うのか？雇用形態が多様化していくなかでの「最低賃金」を、どのように定めるのか？社会保障の費用負担ともからめての税制改革を、どのように推し進めるのか？これらの課題を解決できなければ、理念としては非常に魅力的な個人単位の年金制度へ向けての制度改革は、社会保険方式をとるかぎり、非常に困難である、といわざるをえない。

日本では長年にわたって、たとえば、被用者を対象にした健康保険における被保険者本人と被扶養者との間の給付率の格差が容認されてきた。こうした格差の存在は、社会保障における平等原則重視の視点からは絶対に容認できないところであるが、こうした社会保障の理念にも関わる非常に重要な課題が、日本では本格的な議論の対象とされることなく、放置されてきた、という歴史的事実を、誰しも否定できないであろう。公的年金保険制度における個人単位を徹底させるのであれば、年金以上に日常生活に深く関わり、生命の維持に直結している、といってもよい医療保険制度における被保険者とその家族（被扶養者）との間における給付率の格差の解消についても、あわせて議論する必要があった。それも、財政上の観点から給付率を引き下げて、低水準で均一化・均等化・平準化する、という方向ではなく、国民・住民の医療保障ニーズに見合ったかたちでの調整を行う必要があった。

基本的人権としての生存権と密接不離の関係に社会保障制度があることからすると、社会保障制度は、理念的には、個人を対象にした個人単位の対応を図っていくべきであるが、現代の日本社会における通念は、生活は夫婦・家族・世帯を単位として営まれるものとしている。それに社会保障の財政上の制約条件が加わり、事態をますます複雑化させ、ひいては混乱を引き起こしてさえいる。公的年金制度についていえば、国民年金のように個人単位の制度と、厚生年金保険のように個人単位の部分を不明確なかたちで包含しつつ、夫婦単位になっているものとが並存しており、不明確な立場におかれている無所得の（専業）主婦と低所得の主婦をめぐる議論を引き起こすことにもなっている。

また、視点をかえて、公的年金制度上の学生と専業主婦の立場を考えると、両者は、経済的には、厚生年金保険加入者の原則として被扶養者とみなしうるにもかかわらず、前者は個人単位で国民年金に加入して、保険料を支払っているのに対し、後者は被扶養者にして被保険者である夫と一体化し、いわばその陰に隠れるかたちで国民年金に加入している。ところが、健康保険については、学生も専業主婦も、被扶養者として扱われることになっている。

社会保障における原理原則が、このように混乱している状態のもとで、問題の解決を、個々の社会保障制度の枠組みの中で図ろうとしても、基本的に無理である。社会保障の原理原則が社会保障財政上の便宜主義のためにゆがめられ、社会保障の理念と生活の実態が乖離しているもとで、社会保障制度の改正を企てても、常に問題の根本的な解決にはいたらなかったり、新たな問題を引き起こしたりすることになるであろう。

部科校名： 商 学 部

氏名： 真 屋 尚 生

研究の結果（つづき）

このように考えてくると、社会保障計画の前提として「児童手当」「包括的な保健およびリハビリテーション・サービス」「雇用の維持」を掲げたベバリジの洞察力は、歴史的な限界を内包しつつも、卓越していた。さらに付言するならば、イギリスが海外に多くの植民地を持ち、歴史的にもヨーロッパ大陸との長い交流を続けてきていた、という点を考慮するにしても、社会保障制度に関する国際協定まで、あの第2次世界大戦中という時点で視野に入れていたベバリジ構想は、まさに「イギリス型福祉国家のマグナ・カルタ」と呼ぶにふさわしいものであり、ベバリジが「福祉国家の父・近代的社会政策の守護神」と讃えられる所以でもある。

それにひきかえ、日本における今日の社会保障をめぐる議論は、財政論に偏っていたり、技術論に終始したり、効率化重視・民営化推進であったりして、総合的な視野を欠くものとなっていないであろうか。今こそジェンダー論をも積極的に視野に入れての社会保障の本質論が戦わされるべきとき、といえよう。

以上に関連する成果として、2007年度には、以下の著作を刊行した。

- (1) 「福祉 welfare」 pp.457 - 475、「医療・健康 medicine and health」 pp.476 - 510 :
石山宏一編集主幹『トレンド日米表現辞典<第4版>』1刷、小学館、2007年5月。
- (2) 『保険の知識（第2版）』2版3刷、200+6 p.、日本経済新聞出版社、2007年8月。
- (3) 「社会保障におけるジェンダー・ギャップ」 pp.1-17 :
『商学集志』77巻2号、日本大学商学研究会、2007年9月。
- (4) 「現代社会と社会保障」 pp.1-28 :
『新版・社会福祉学習双書』編集委員会（真屋尚生・山崎泰彦）編『新版・社会福祉学習双書 2008 5 社会保障論』改訂7版、全国社会福祉協議会、2008年1月。
- (5) 「社会保障の理念と構造」 pp.7-32、「民間保険」 pp.189-216 :
広井良典・山崎泰彦編著『新・社会福祉士養成テキストブック ⑨ 社会保障論』初版2刷、ミネルヴァ書房、2008年2月。

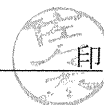
注：課題番号を記入してください。

平成19年度 学術研究助成金実績報告書

平成 20 年 5 月 10 日

日 本 大 学 総 長 殿

氏 名 佐々木 實雄



所属・資格 商学部・教授

下記のとおり報告いたします。

1 種 目	奨励研究/ <input checked="" type="checkbox"/> 一般研究(個人)/ <input type="checkbox"/> 一般研究(共同)/ <input type="checkbox"/> 総合研究	注：該当する種目を○で囲んでください。
2 研究課題	移民ビジネスに関する調査方法と理論的基礎の研究	
3 研究の目的	平成 17 年度商学部海外派遣研究において調査に着手した移民ビジネスに関する研究を本格化するために、平成 19 年度においては、同分野に関する理論的研究のサーベイと方法論の開発を目指した。	
4 研究の概要	日本人の移民ビジネスに関する調査研究は他国に比べて極端に少ない。商学・マーケティング分野に限って言えば、ほぼ皆無と言ってよい状態にある。本研究では、日本企業の市場への適応行動に関するベーシックな研究を行うために各国の先行研究のサーベイを行っている。	
5 研究組織（共同研究・総合研究のみ該当します）	<ul style="list-style-type: none"> ・研究代表者 ・研究分担者（役割分担） 	

※ホームページ等での公開の（◎・否） いずれかを○で囲んでください。否の場合は、理由書を添付して下さい。

部科枝名： 商学部

氏名： 佐々木 實雄

6 研究の結果（総合研究の研究代表者は、4,000字以上記入してください。）

本研究を推進するにあたって必要なアプローチの基本的スタンスは、次のようなものであると考えられる。すなわち、個々の経済活動は、その活動が観察される場所と時間に応じて異なったものになることは言うまでもなく、まったく同じ活動単位（例えば企業）が同じ綱領・行動計画にしたがって活動を繰り返す場合においても、この相違は同様に観察されることになる。いわゆる「経路依存性」が支配するからである。より具体的に言い換えるならば、一定の経済活動を実際に行うということは、経済理論が前提とするような条件、すなわち *ceteris paribus*（他の事情を等しくして）という仮定をもうけて実験室環境において抽象的に論ずるのとは決定的に異なるからである。したがって、同じように見える活動もその都度異なるプロセスを経て実現されていくことに留意しなければならない。

そこで、平成 19 年度においては、移民ビジネスに関連する分野におけるそのような現象に対して、各国の先行研究がどのような方法を選択し、調査・分析を試みてきたのかを、サーベイ研究の対象とした。その際、特に重視したのは次のような問題である。すなわち、上述の研究目標に鑑みて研究の中心は、第 1 に資料の発掘ならびに文献研究に置くということ。第 2 に、可能な限りのヒアリングを実施するということ。そして第 3 に、可能な限り多くの現地調査を行うということ、である。

それゆえ、平成 19 年度には、これまでに蓄積してきた個人的な関係とインターネットを活用して、基本的には国内に留まりながら各国の先行研究資料の収集を行い、本学大学院に留学中の各国留学生などの協力を得つつアンケート用紙を海外へ送付するなどして、先行研究のサーベイに加えて、主として理論的枠組みを吟味するために、研究者や移民ビジネス企業に対するアンケートによる基礎的なデータ収集・分析を行いたいと考えた。そして実際にアンケート項目の作成に着手したが、研究費の厳格管理体制へのシフトに伴って、念頭に置いていた研究協力者の行動制約から助力を得ることが困難になったため、研究調査体制の見直しを余儀なくされた。そして、結果的に、現在の研究状況は計画のプロセスの前後を入れ替え、本来後年に予定していたデータ収集後の処理体制の強化にその力点を切り替えることになった。

今後は、ヨーロッパ大陸内あるいは北部アフリカを含めた地域における移民ビジネスの研究やヨーロッパとアメリカ大陸間の移民ビジネスの研究、そして中国、韓国を起点としたアジアからの移民ビジネスの研究を参照しつつ、日本を起点とした、または日本を目的地とした移民ビジネスの調査研究を目指していきたい。ちなみに、そのような研究は実に意外なことにほとんど行われていない。

移民ビジネスに関する調査は世界的な広がりにおいて重視されているにもかかわらず、日本人の移民ビジネスに関する調査研究は他国に比べて極端に少なく、商学・マーケティング分野に限って言えば、ほぼ皆無と言ってよい状態にある。したがって、この研究によって地理的な意味での空白を埋めることが期待できるだろう。

また、近年の分析ツールの発達に伴って、特に取引の発達過程の研究との関連において、市場の生成や取引費用の発生などに関する視点が重視され、分析的説明 (analytic narratives) に基づく経済学、社会学、政治学、歴史学的研究が次々と登場してきているのに比べて、世界的にも商学・マーケティング的研究はきわめて稀である。方法論的に見て、調査研究の高度化が求められる。

そして何よりも、日本経済の世界的存在感が増し、その国際的責務が問われるようになってきたにもかかわらず、経済社会学ないし文化人類学的に見ても重要な意味を持つ日本企業の市場への適応行動に関するベーシックな研究が欠如しているため、本研究を行うことによって同種の研究の広がりに向けた緒を与えることを当面の重要課題と考えている。

注：課題番号を記入してください。

平成19年度 学術研究助成金実績報告書

平成 20 年 4 月 10 日

日本大学 総長 殿

氏 名 福田 昌義



所属・資格 商学部 経営学科 教授

下記のとおり報告いたします。

1 種目	奨励研究/ <input checked="" type="radio"/> 一般研究(個人)/一般研究(共同)/総合研究	注:該当する種目を○で囲んでください。
2 研究課題	社会起業家の活動と「ベンチャー・マネジメント」の応用及びその限界	
3 研究の目的	社会性と事業性の両立を目指す社会起業家に、ベンチャービジネスの経営手法が、どの程度有効であるかを検証すること	
4 研究の概要	19年度の主要な研究対象は社会起業家の社会性である。即ち社会的なミッションを掲げ、一定の社会的成果(SROI)をどのように得るかを、米国の先行研究を参考に解明すること	
5 研究組織(共同研究・総合研究のみ該当します)	<ul style="list-style-type: none"> ・研究代表者 ・研究分担者(役割分担) 	

※ホームページ等での公開の 可・否) いずれかを○で囲んでください。否の場合は、理由書を添付して下さい。

部科校名：商学部 経営学科

氏名： 福田昌義

6 研究の結果（総合研究の研究代表者は、4,000字以上記入してください。）

ソーシャル・アントレプレナー（社会起業家）に対する関心が、今、世界的に高まっており、これに関する学術著書や雑誌の出版も相次いでいる。又、米国や英国の著名大学（大学院）でも、社会起業家関連の科目やコースが新設され、学生からの注目度も極めて高い。しかし、グローバルな注目を集めてはいるものの、本格的な研究ははまだ初期段階にあり、研究方法や研究者の間での統一したコンセプトやパラダイムが存在しているわけではない。

これまでの研究を通じて、社会起業家の概念を取って暫定的に要約すれば、以下の通りとなろう。社会起業家とは社会的な使命感を持って、医療・福祉・教育・環境・文化・貧困などに関連する社会サービス事業を担う起業家である。従って、社会性と事業性を両立させながら、ビジネス・センスを持って問題に取り組み解決策を導くことが要求される。社会にソーシャルイノベーションを起こす存在するともいえる。

本研究で、今後の社会起業家を対象とする研究では、これ迄に蓄積された「ベンチャービジネス研究」（起業家・ベンチャー・マネジメント・ベンチャー・キャピタル投資の3領域からなる）の成果を如何に援用するかが改めて確認された。

今回の研究で、資金提供（投資）を中心に社会起業家の活動を幅広く支援するベンチャーフィランソロピーの役割の重要性が改めて認識させられた。要約すると以下の3点に絞られる。

- ① ベンチャー・キャピタル投資の概念・手法を、社会起業家の事業の支援に適用し、欧米ではすでに一定の成果を挙げている。
- ② これは、資金の提供を寄付でなく投資としてとらえるため、ベンチャー・キャピタル投資と同様に、明確な投資基準を設け、投資先にはマネジメント能力の向上や活動（プロジェクト）の社会的な成果を求めることになる。近年、米国や英国と同様に、わが国でも会費・寄付金に依存するNPO/NGOから事業収入の割合の多い「事業型NPO/NGO」へシフトしつつあり、ベンチャーフィランソロピーの役割がNPOセクターにおいても期待されている。
- ③ しかし、ベンチャーフィランソロピーには幾つかの解決すべき課題もある。その1つが社会的成果(Social Return on Investment (SROI)の評価の方法である。ベンチャー・キャピタル投資の投資収益 (Return on Investment) が数値(金額)で客観的に評価されるのに対し、SROIはその評価手法に幾つかの困難性が伴う。即ち、社会起業家によって将来創出される事業価値と社会目的価値の算出方法、特に社会目的評価値をどのように算出するのか？今後、米国や欧州での先行事例をもとに、SROIのもつ課題を探っていきたい。

要するに、ベンチャーフィランソロピーの特徴は「ダブル・ボトムライン（2つの帳尻）」の発想に集約される。即ち、1つは金銭で測定した最終的な損益（＝収支計算の帳尻）で、もう1つは金銭で表示できない社会貢献の最終的な帳尻である。さらに、ダブル・ボトムラインの発想は営利企業への投資にも適用され、社会責任投資（SRI）の枠組みに基づく株式投資にも影響を与えている。次年度の研究では更に、ベンチャーフィランソロピーのダブル・ボトムラインについて検討を加えていきたい。

注：課題番号を記入してください。

平成19年度 学術研究助成金実績報告書

平成20年4月15日

日本大学 総長 殿

氏 名 小阪 隆秀



所属・資格 商学部 教授

下記のとおり報告いたします。

1 種目	奨励研究/一般研究(個人)/一般研究(共同)/総合研究	注：該当する種目を○で囲んでください。
2 研究課題	トヨタウェイとトヨタ生産方式	
3 研究の目的	グローバル競争が激しくなってきた現在、トヨタ生産方式の移植だけでは競争優位を形成できなくなっている。本来、トヨタの競争優位の源泉には、トヨタ生産方式とそれを根底で支えている理念であるトヨタウェイがあった。だが、この理念については十分な研究が行われてこなかった。本研究の目的は、このような理念の果たす役割とその海外移転の可能性を、実証的に研究することである。	
4 研究の概要	トヨタ生産方式の競争優位の源泉を、「製品コンセプトの先見性」、「学習する生産システム」および「企業グループの準組織化」という3つの要素から、改めて検討する。これら3つの要素が相互に関連しあって機能することになり、トヨタの競争優位が生み出されてくる。だが、このような競争優位を支えているのはトヨタウェイという理念であり、それがどのような経緯で生まれ、育ち、発展してきているのかという歴史を、3つの競争優位源泉と合わせて研究する。	
5 研究組織（共同研究・総合研究のみ該当します）	<ul style="list-style-type: none"> ・研究代表者 ・研究分担者（役割分担） 	

※ホームページ等での公開の 可 否 いずれかを○で囲んでください。否の場合は、理由書を添付して下さい。

部科校名：商学部

氏名：小阪隆秀

6 研究の結果（総合研究の研究代表者は、4,000字以上記入してください。）

トヨタとそのグループ企業は、トヨタ生産方式とりわけJITシステムという共通のプラットフォームのうえで一体性を形成し、進化の軌道を見出し、その軌道に乗っている。海外展開においても好業績を収めている。競争優位源泉としてのトヨタ生産方式は、「学習する組織」を通じて、その体系が維持され、また発展していくことになる。そして、この「学習する組織」は、トヨタの企業文化すなわちトヨタウェイによって支えられ、方向づけられることになる。

トヨタウェイとは、後工程引取りという「逆転の思想」にもとづいて、実践を積み重ねながら徹底したムダの排除を目指す継続的なアプローチである。この思想は、組織成員に問題解決の際の基本指針を提供するものである。それゆえ、組織成員はこの「逆転の思想」の意味するものをよく学習する必要がある。また、何よりも重要なことは、組織成員による学習なしには、この思想を維持・発展させていくことが困難になるということである。学習をやめれば、たちどころに、従来のフォード型大量生産システムの考え方に逆戻りしてしまうことになる。

このように、トヨタウェイはトヨタが築き上げてきた競争優位の重要な源泉である。もし、トヨタウェイが失われていくようなことがあれば、トヨタの競争力が低下していくことは明らかであろう。そして、このような危機は、トヨタのグローバル展開のなかで起きる可能性が高い。

トヨタウェイが失われていくことがあるとすれば、次のようなケースが考えられる。すなわち、①豊田佐吉と豊田喜一郎の企業家精神（思想）を引き継いできた緊密な指導者集団が拡散していき、彼らももっていた情熱が希薄になっていき、組織成員が自ら進むべき道を見失うようになる段階、②企業の規模が大きくなり（従業員数、連結対象企業数、海外企業・拠点数、など）、組織運営においてトップが「指導的精神」を失っていき、官僚主義化が避けがたくなってきた段階、③海外拠点の規模拡大や拠点数が増加し、グローバル展開が本格化することにともない、日本国内からのコーディネーターの派遣が著しく困難になった段階、などである。このような段階になると、組織を特色付けるとともに、引き継がれてきた企業文化の遺伝子（DNA）ともよぶべき本質が、徐々に喪失されていくことになる。

トヨタの海外展開戦略というテーマとの関連で、グローバル化にとまなうトヨタウェイの喪失にかかわる問題の検討については、次のようになろう。

トヨタの海外事業拠点は急速に増加しており、グローバルに配置されてきている。また、トヨタの生命線ともいえるほど重要になってきた北米市場の主要拠点では、「生産」の移転から「経営」の移転への本質的な移行がすすんできている。「生産」の移転の段階では、システムとして完結しているもの（マザー工場）をトランス・プラント（移植）することによってかなりの程度対応できる。だが、「経営」の現地化の場合は、その自立化が前提されており、現地人がトップになるか、あるいはそのように移行することが前提されている。それゆえに、トヨタウェイを基本にした移転でなければ、企業としてのアイデンティティが失われていくことになり、競争優位を形成できなくなっていくことになる。

また、今日すすめられている海外事業拠点の急増にともない、これからのグローバル競争において新車生産世界同時立ち上げ体制の整備が重要な戦略（相互補完戦略）となってくる。この新車生産世界同時立ち上げのためには、グローバルに展開した国・地域の拠点間でさまざまな補完関係を形成していかなければ競争優位を形成できなくなる。効率的な相互補完を実現していくためには、拠点間での協調が不可欠であり、協調のためには、それぞれの拠点がトヨタウェイという共通の企業文化にもとづいて経営できていることがなによりも重要である。このような海外拠点へのトヨタウェイの浸透が、トヨタのグローバル競争の成否を分けていく可能性がある。

言葉を換えていえば、市場の変質をともなったグローバル段階だからこそ、トヨタウェイが重要になるということである。一般に、グローバル化していく過程でトヨタウェイという企業文化が希薄化していくが、それゆえに改めてその企業文化のもつ重要性を強調せざるをえなくなっている。これからは特に、競争力の重要な源泉であったトヨタウェイを、海外の従業員にも十分理解できるように、その内容を明示化し、意識的に浸透させていくことが必要であろう。さすがにトヨタは、すでに、グローバルな人材育成のための共通の指針として、「トヨタウェイ2001」を策定し、その普及に努めている。そ

部科校名：商学部

氏名：小阪隆秀

研究の結果（つづき）

の内容は理解しやすいものであり、一定の効果は期待できよう。

しかしながら、本来、トヨタウェイは人を介して学習することによって継承されてきたものである。トヨタウェイを文章で定義してしまうことにともない、学習する意欲・新しい領域に挑戦しているという情熱など、トヨタウェイを支えている精神（スピリッツ）の形式化が始まり、企業文化としての本来の機能が失われていくのではないか。トヨタ生産方式からスピリットが失われれば、もはやそれはトヨタ生産方式とはよびがたい。

また、従来、トヨタ生産方式をより完全なものとして移植するために、日本からコーディネーターが派遣され、脱落しがちな「学習する組織」という本質部分を移植し、強化を図ってきた。しかし、今日のようにグローバル化が急速に拡大してくると、これまでのコーディネーター制ではまかないきれなくなってくる。すでに、派遣すべき人材が圧倒的に不足してきているのである。

トヨタは世界 No.1 企業になる日を目前にしているいま、これまでの発展の源泉であった自らの企業文化を、グローバルな世界に浸透させることができるのか。一体それをどのように実現するのか、という重要な課題に直面している。また、グローバルな世界への貢献をどのように果たそうとしているのか、トヨタのトップ・リーダーの「指導的精神」が問われているということができよう。

注：課題番号を記入してください。

平成19年度 学術研究助成金実績報告書

平成20年3月24日

日本大学 総長 殿

氏 名 五十嵐 邦 正



所属・資格 商学部・教授

下記のとおり報告いたします。

1 種目	奨励研究/一般研究(個人)/一般研究(共同)/総合研究	注：該当する種目を○で囲んでください。
2 研究課題	出資者貸付金の自己資本化制度に関する研究	
3 研究の目的	<p>一般に企業の財務内容が悪化したときには企業の再生を図る目的でデット・エクィティ・スワップ(DES)がある。いわゆる債務の資本化である。この制度は債権者と企業側とのプライベートな協議を通じて成立するもので、必ずしも法的な強制力はない。ところが、ドイツの有限会社法との関連で、出資者が会社に資金を提供した場合に、一定の要件を満たすと、その出資者借入金に資本化される制度が現に存在する。これはドイツ独特の制度で、わが国にはないしアメリカ等にも存在していない。そこで、本研究はこの出資者借入金に関する制度に関する仕組みと意義について検討することが目的である。</p>	
4 研究の概要	<p>ドイツ有限会社法にある出資者借入金制度は、実は2つの流れがある。1つは有限会社法第30条を中心に資本金維持を図るために展開された判例ルールといわれるものである。もう1つは、有限会社法第32a条・第32b条を中心に旧破産法及び和議法との関連で設けられた新ルールとがあり、1994年の倒産法にも継承されている。この2つのルールとの関係をめぐって様々な見解が展開されており、また出資者借入金を商法上・税法上・倒産法上どのように処理するかについて理論上問題を含んでいる。この出資者借入金制度は出資者による正規の企業ファイナンス責任制度としてドイツでは重視されており、単に有限会社だけでなく、株式会社等にも準用されている。</p>	
5 研究組織（共同研究・総合研究のみ該当します）	<ul style="list-style-type: none"> ・研究代表者 ・研究分担者（役割分担） 	

※ホームページ等での公開の 否 いずれかを○で囲んでください。否の場合は、理由書を添付して下さい。

部科校名：商学部

氏名：五十嵐 邦 正

6 研究の結果（総合研究の研究代表者は、4,000字以上記入してください。）

ドイツにおける出資者借入金の資本化制度について考察した。その結果を整理すると以下の通りである。

第1に、出資者借入金の資本化制度は有限会社法第30条及び第31条と、同法第32a条及び第32b条の規定に見出される。前者は資本金維持に関係するのに対して、後者は会社が危機に陥ったときに関係する。前者は判例ルールと呼ばれ、後者は新ルールとそれぞれ呼ばれる。両者とも債権者保護を目的とする点ではたしかに共通するが、しかしその適用範囲に関して違いがある。例えば後者は資本金に関連せずに適用されるからである。

第2に、出資者借入金の商事貸借対照表への表示についてはいくつかの諸説がある。1つは実質的自己資本と捉える説である。2つめは負債と解する説である。これには債務法上の立場を重視する考え方と、実質的自己資本の面との関係で負債とみる考え方とがある。その場合、負債としての特別明記を要する考え方とそれを要しない考え方とにさらに分かれる。3つめは、自己資本と負債との間に独立した中間項目を新たに設けてそのなかに収容すべきとする説である。

第3に、出資者借入金の税務貸借対照表における処理については、出資者による正規の企業ファイナンスの責任面から自己資本と同様に処理すべき説と、それが債務法上の請求権としての性質を有するので、負債とみなす説とがある。

第4に、債務超過の判定については、負債説と非負債説とが対立している。前者については、更にあらゆるケースで負債化する考え方と、継続の予測結果により継続の見込みがポジティブであるときには債務として計上するけれども、継続の見込みがネガティブなときには負債化しないという考え方とがある。特別劣後条項のあるときには、非負債説が有力である。

第5に、有限会社法の出資者借入金の資本化規定は、一定の条件が満たされるときには商法及び株式法にも準用される。

このような出資者借入金資本化制度の意義は以下の通りである。

すでに触れたように、有限会社法における判例ルールにせよ新ルールにせよ、いずれも出資者借入金の資本化制度は債権者保護を目的としたものである。ただ、判例ルールは倒産予防的な色彩が強いのに対して、新ルールは会社の再生を意図した点に債権者保護に関する大きな違いがある。このような出資者借入金の資本化制度はわが国にはない。単に会社の財務内容が悪化したときに当事者間の調整結果としていわゆるDESと呼ばれるものが法律制度とは別に私的整理のもとで存在するにすぎない。この点は大いに参考になると考えられる。その理由はこうである。平成18年5月から新会社法がすでに施行されている。この新会社法では周知のように最低資本金制度の廃止をはじめ、資本金がゼロとなる会社の設立も認められるようになった(会社計算規則第74条)。明らかに従来の事前型による資本制度による債権者保護システムを大幅に規制緩和した。逆にいえば、その制度は事実上大きく後退したといってよい。しかし、だからといって債権者保護の仕組みは必要ではないというわけではない。依然としてそれは重要である。というのは、会社に対して財務制限条項を要求できる債権者のほかに、それを要求できない弱者としての債権者も多数存在するからである。この点からみても、ドイツにおける出資者借入金の資本化制度は、このような弱者としての債権者保護の観点から、わが国においても例えば株式譲渡制限のある中小企業などの会社に対する制度化の必要性について検討すべき重要なテーマの1つと考えられるのである。

また、出資者借入金の資本化に関して、自己資本を形式的ではなくて実質的に捉える考え方も注目に値する。既述の通り、それは準自己資本もしくは機能的自己資本と呼ばれている。このような考え方は正規の企業ファイナンスによる責任を前提としており、ここでもまた債権者保護との関係が強い。これがドイツ会計制度の大きな特質を形成していることは傾聴に値するといえる。わが国においてもこの面について議論すべきであると解されるのである。

いずれにせよ、わが国においてほとんど知られていないこの出資者借入金の資本化制度は、新会社法において債権者保護の仕組みが著しく低下してしまった状況からみて、大いに検討の必要があると結論づけることができよう。

課題番号

個07-046

注：課題番号を記入してください。

平成19年度 学術研究助成金実績報告書

平成 20 年 4 月 9 日

日本大学 総長 殿

氏 名 佐藤 猛



所属・資格 商学部 教授

下記のとおり報告いたします。

1 種目	奨励研究/○一般研究(個人)/一般研究(共同)/総合研究	注:該当する種目を○で囲んでください。
2 研究課題	米国証券市場のサーキット・ブレーカーの研究	
3 研究の目的	米国証券市場における1987年10月クラッシュに考案されたサーキット・ブレーカーがクラッシュに対しての有効性について	
4 研究の概要	大きなテーマは米国1987年10月クラッシュの究明であり、その延長線上のサブテーマとしてサーキット・ブレーカーの研究を取り上げた。この特にサーキット・ブレーカーのモデルについて多くの文献を精査する。	
研究組織 (共同研究・総合研究のみ該当します)	<ul style="list-style-type: none"> ・研究代表者 ・研究分担者 (役割分担) 	

※ホームページ等での公開の (可)・否) いずれかを○で囲んでください。否の場合は、理由書を添付して下さい。

部科校名：商学部

氏名： 佐藤 猛

6 研究の結果（総合研究の研究代表者は、4,000字以上記入してください。）

まず、サーキットブレーカーのシステムの概要を Harris の文献で整理した。次にサーキット・ブレーカーの支持見解と反対見解に区分してそれぞれの見解を整理した。こうした基礎的な研究は終了したもの、次にサーキットブレーカーのモデルの研究に入ったがこれが、難しい。クラッシュでの視点から Green C.Greenwald.and J.C.Stein[1991] “Transactional Risk,Market Crashes, and the Role of Circuit Breakers,”Journal of Business 64 no.4,pp.443-463.が適当な論文であろうと思われたが、その解析がまだ十分でないが、GGM モデルの一部を紹介する。

この論文は Grossman and Miller [1988] と非常に似ている。G-M モデルと同様に、この論文のモデルはいかに情報が無い供給・ショックが、第 2 ステージにおいて一般に（または買い手（“value driver”）に伝達するかを調べることである。一般全体はすぐにショックを受け入れる準備が出来ていないから、競争的な小さなグループ、リスク回避型マーケット・メーカーにより第 1 ステージですぐに吸収されてしまう。ただ、第 2 ステージで遅れて、一般はマーケット・メーカーからのある新たな供給を買うことになる。

しかし 1 つ G-M モデルと大きく異なる点がある。それは第 1 ステージにおけるこの伝達連続性である。そして第 2 ステージにおいては過程によりワルラス的状态になる。：買い手とマーケット・メーカーは効率的に仮定的なオークショナーに完全な需要曲線を届ける。だから取引リスク（Transactional Risk）の範囲がない。（no scope）－誰もが最適として考えられる価格数量ペア数量を受けることが保証されている。対照的に、モデルの第 2 ステージではより非効率的である。：買い手は執行価格に条件付でない市場注文をしなければならない。それゆえ、取引リスクが存在する。－これらの注文には魅了しない価格水準で執行されるであろう可能性がある。

ここでなされる重要な点は大きな売買高のショックは伝達連続性の第 1 ステージにおける大きな売買高のショックは第 2 ステージの取引リスクを増大させる傾向にある。結果として、買い手はある部分のショックを吸収するために市場にいやいや出向かなければならない。これは今度、マーケット・メーカーにとってフィード・バックする。うした大きな量は一般に処分することは非常に難しいであろうと知っているからマーケット・メーカーは第 1 ステージにおいて大きな売買高から避けるだろう。最終結果は“マイクロストラクチャー誘導のクラッシュ”である。2つの段階の伝達連続性の結果は仮定的な世界において何が起きるであろうかは非常に異なる。この仮定的な世界は一時的な行為としてマーケット・メイキングメカニズムを使用することなしに、買い手はワルラス的世界において同時的な売買ショックに見合う世界である。

このモデルでは、市場クラッシュは実際には経済の中で潜在的にリスクを負担する中で売買高ショックの単なる非効率的配分である。この非効率性は情報の非完全性としてもあと付けられる。－市場注文は重要な変数、すなわち行使価格として条件付けられないという事実である。サーキット・ブレーカー・メカニズムの主要な目的は注文を出すときに市場参加者に情報の有用性を促進することである。

課題番号	個 07-047
------	----------

注：課題番号を記入してください。

平成19年度 学術研究助成金実績報告書

平成 20年 3月 31日

日 本 大 学 総 長 殿

氏 名 児玉 充



所属・資格 商学部 教授

下記のとおり報告いたします。

1 種目	奨励研究/ <u>一般研究(個人)</u> /一般研究(共同)/総合研究	注：該当する種目を○で囲んでください。
2 研究課題	ICTを活用した映像コミュニケーションによる知識創造に関する研究	
3 研究の目的	<p>近年、新しい知識創造のためのネットワーク戦略支援ツールが映像コミュニケーションであると認知されつつある。しかしこれまで人や組織と映像コミュニケーションとの関係についての研究報告は国内外を含め極めて少ない。この理由は導入企業や活用事例が数少ないということと、もう一方ではこの ICT ツールが企業の戦略支援ツールであるという位置づけから社会科学系研究者にとって外部からデータが収集しづらいという側面が考えられる。従って今後のブロードバンド&ユビキタス時代における「知の創造」という重要な役割を担う可能性が高い映像コミュニケーションの調査研究は社会科学系分野における今後の研究領域の拡大と発展ならびに実務上(特にビジネス)の implication を与える点で大変意義あるものとする。申請者は ICT による映像コミュニケーションが社会・経済を活性化し様々な人々の知識・ノウハウが流通するネットワーク上で新たな知識や価値を生み出す有望な ICT プラットフォームであることを本調査研究を通じて明らかにしたい。</p>	
4 研究の概要	<p>本研究調査の目的は1点目が今後将来のブロードバンド&ユビキタス時代に向けての企業活動や社会生活における映像コミュニケーションのインパクトについて知識創造プロセスという視点から調査研究を実施するものである。特に欧米におけるビジネス(製造業、IT、金融、流通、教育、医療、福祉など)分野と公共機関での利用形態の調査研究そして映像コミュニケーションがビジネスおよび社会生活において時空間を越えた新たな「知(Knowledge)」の創造を促進する enabler であることを実証する。特に知識経営(Knowledge Management)の観点から ICT による映像コミュニケーションが人の有する暗黙知と形式知のスパイラルな相互作用を促進し企業活動および社会生活における新たな知識創造(例えば発明や新たなビジネスモデルの構築など)が実現可能であることを具体的な企業や公共機関における詳細なケーススタディから明らかにしたい。</p>	
5 研究組織 (共同研究・総合研究のみ該当します)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研究代表者 ・ 研究分担者 (役割分担) 	

※ホームページ等での公開の (可) 否) いずれかを○で囲んでください。否の場合は、理由書を添付して下さい。

部科校名：商学部

氏名：児玉 充

6 研究の結果（総合研究の研究代表者は、4,000字以上記入してください。）

研究成果は以下の学術書（単著）の出版である。

Kodama, M. *New Knowledge Creation Through ICT Dynamic Capability Creating Knowledge Communities Using Broadband*, Information Age publishing, 2008

[Contents]

The progress of broadband ICT is having a big impact on individual lifestyles and corporate activities. For corporate strategy, broadband use goes beyond improving management efficiency to contributing to enhancing customer services and developing new markets. In addition, the shape of corporate organizations and their behavior is changing along with recent changes in the business environment and development of broadband networks. It will become increasingly important for future business strategies to go beyond resources limited by business units within conventional corporate organizations to take positive initiatives with knowledge and competences outside the company as well as with the dynamic use of ICT, through such means as external strategic alliances, virtual corporations, mergers and acquisitions, and outsourcing.

This book describes that the full utilization of ICT based on fixed and mobile wireless broadband communication platforms supports managerial speed and excellence, while making it possible to formulate new business models.

Chapter 1 describes business process innovations and new e-business that activates the concepts and technology of video-based information networks (VIN) based on the leading broadband and wireless technologies of multimedia communication networks. Dynamic activities with VIN as a future network strategy support tool will enable business innovation through strengthening corporate competitiveness and enhancing customer services.

Chapter 2 considers theoretical frameworks related to "ICT dynamic capability" for companies that have employed ICT. "ICT dynamic capability" comprises the three elements of context architecture, boundaries consolidation, and ICT application capabilities, and is discussed from the viewpoint of the new knowledge creation process. The interaction among actors' dynamic use of VIN tools and the community knowledge creating cycle simultaneously enhances knowledge effectiveness and creativity.

Chapter 3 goes on to consider the decision-making process that introduced and activated VIN tools within the company, aimed at the acquisition of ICT dynamic capability, from the perspective of a strategy-making process.

Chapter 4 demonstrates community management frameworks exploiting VIN in the company through in-depth case study. The top-down approach through the innovative leadership of community leaders who comprehensively manage the business community spread within and outside the company will enable the dynamic use of ICT by community members. In Chapter 5, looking at the creation of business linking industry and academia, the author considers cases of VIN development through a bottom-up approach involving members in the strategic community, and shows analysis from the viewpoint of ICT dynamic capability created from dynamic interaction of context and knowledge with customers who have crossed the organizational boundaries among industries.

In Chapter 6, through emergent strategies for small and medium-sized companies, the book justifies new knowledge in-house after its creation from a trial-and-error process using a bottom-up approach, and the author looks at the feelings and behaviour of actors undertaking to improve in-house productivity and customer services as a strategy for the entire company.

部科校名：商学部

氏名：児玉 充

研究の結果（つづき）

In Chapter 7, the author takes up a case study of Sony, and looks at an example of VIN tools adoption by means of Sony's deliberate strategy using a top-down approach. Moreover, learning from Sony's trial & error method, the author considers the process of a successful VIN adoption from a bottom-up approach through emergent strategies centered on worksite organization.

In Chapter 8 the author considers successful case studies of VIN adoption by large companies. The author considers the processes that productively resolve internally generated friction and conflict and transform corporate culture through the use of both top-down and bottom-up approaches.

Finally, in Chapter 9, the book provides new insights derived from the case studies and theoretical and managerial implications related to new knowledge creation by ICT dynamic capability.

Bridging theory and practice and providing international scope, this book will be invaluable to academics and students with an interest in business, management, ICT, and to managers in high-tech industries.

注：必要に応じて、このページをご使用ください。

課題番号

個07-048

注：課題番号を記入してください。

平成19年度 学術研究助成金実績報告書

平成 20年 4月 8日

日本大学 総長 殿

氏 名 堀江 正之



所属・資格 商学部・教授

下記のとおり報告いたします。

1 種目	奨励研究/ <input checked="" type="radio"/> 一般研究(個人)/一般研究(共同)/総合研究	注：該当する種目を○で囲んでください。
2 研究課題	IT 統制ベンチマーキング・モデル開発のための基礎研究	
3 研究の目的	本研究は、2008年4月から施行される金融商品取引法に基づく内部統制の評価と監査の制度（日本版SOX404条対応という）において求められることとなった「IT 統制」の内容と水準をベンチマークするための理論モデルを構想するための基礎的・予備的研究を目的としている。	
4 研究の概要	<p>本年度は、まずもって我が国企業における日本版 SOX404 条対応における IT 統制構築を目指した現状把握を行うため、金融商品取引法適用会社、コンサルティング会社、及び監査法人に対するヒアリングを行った。</p> <p>また、本研究計画では、大掛かりなアンケート調査が不可能なため、(財)日本情報処理開発協会における「IT 統制と内部統制の調査検討委員会」に委員長として参画し、全上場会社に対するアンケート調査に基づく実態把握を行った。</p>	
5 研究組織（共同研究・総合研究のみ該当します）	<ul style="list-style-type: none"> ・研究代表者 ・研究分担者（役割分担） 	

※ホームページ等での公開の (可)・否) いずれかを○で囲んでください。否の場合は、理由書を添付して下さい。

部科枝名： 商学部

氏名： 堀江正之

6 研究の結果（総合研究の研究代表者は、4,000字以上記入してください。）

1. 成熟度モデルの有効性

IT 統制の水準をベンチマークする方法としてもっとも有効かつ手軽なのが、ソフトウェア開発プロセスの能力評価のためのモデルとして開発された成熟度モデルである。このモデルは、IT 統制の要求特質を段階づけすることで統制水準（control level）を識別するためのものである。

幾つかの段階に区分けされたレベルごとに要求特質を定義し、その達成をもって IT 統制の水準がどの段階にあるかを判定する。従来、IT 統制の水準は、「適切か否か」といったように、いわば白か黒かの判定しかできていなかった。しかしながら、成熟度モデルを使えば、たとえば「A システムの IT 統制はレベル 3 統制が標準化されているレベル）にある」といったかたちで表現することができる。したがって、①IT 統制がまったく機能していない状態から継続的な改善が図られている段階までの幅のなかで現在どの水準にあるかを一目で判別でき、②業務システムごとのデコボコを判別したり、③国際標準や業界標準との比較も可能となる。

なにより、このモデルによれば、IT 統制の目標水準を明確にし、それを達成するためにはどのような要件が必要かを明らかにすることができるので、目標管理という観点から有効なものであり、自己評価（自己点検）の手段としても有効なものとなる。成熟度モデルは、段階を追って水準を引き上げてゆくイメージになるからである。

2. 成熟度モデル適用上の留意事項

成熟度モデルの理論的な有効性は、要求特質をどのように定義するかにかかっている。成熟度モデルをより客観性の高いものとするためには、成熟度の段階ごとの要求特質をより厳密に定義する必要がある。その一方で、成熟度の段階をあまり細かく分断しすぎると、実際の判別で使いにくくなる。したがって、成熟度モデルの段階の区切りと、それぞれの段階での要求特質の厳密さの程度は、成熟度モデルをどのような目的に使うかにかかってくるのである。

たとえば、IT ガバナンス協会の「COBIT」では、次のような段階を区別している。本研究に基づくヒアリング調査でも、さし当たって「COBIT」のモデルをそのまま援用するか、若干の手を加えて使っているところが多い。

- ・第 0 段階（不在）：IT 統制がそもそも存在しない段階である。
- ・第 1 段階（初期）：IT 統制はあるが、標準化されておらず、場当たりの段階である。
- ・第 2 段階（計画）：IT 統制手続が計画され、反復性がある、標準的なパターンに従うが、個人の直感に頼る段階である。
- ・第 3 段階（周知）：IT 統制は、測定可能な洗練されたところまでゆかないが、そのプロセスが明確に定義され、文書化されて事業体内に周知されている段階である。
- ・第 4 段階（測定）：IT 統制のプロセスに対する監視と測定が可能で、プロセスが継続的に改善されている段階である。
- ・第 5 段階（最適）：IT 統制のプロセスが継続的に改善され、外部の規範的実践に照らしても最適化されている段階である。

これは 6 段階モデルであるが、たとえば、金融商品取引法に基づく内部統制報告制度対応では、統制の「整備状況」と「運用状況」の区別が重要な意味をもつことから、この区別に着目した次のような 3 段階モデルもそれなりの有用性をもつものと考えられる。

- ・必要かつ十分な IT 統制がなく、最低限のコントロールが場当たりに適用されている段階
- ・必要かつ十分な IT 統制が、規定として整備されている段階（整備状況が良好な段階）
- ・必要かつ十分な IT 統制が、規定に従って実際に運用されている段階（運用状況まで良好な段階）

部科校名： 商学部

氏名： 堀江正之

研究の結果 (つづき)

ただし、IT セキュリティエンジニアリングへの適用など、その利用対象を技術的領域に限定しない限り、要求特質の定義の厳密さの追及には限界がある。たとえば段階ごとの要求特質として「エラー率 xx%」といった定量的な定義がつかえれば、それだけ段階の区切りを厳密にできるが、到底すべての IT コントロールに適用することはできない。かといって、あまりにラフな定義では段階の判別に支障をきたす。ここに要求特質の定義の難しさがある。また、成熟度モデルをコントロールという、抽象的で、さまざまな側面をもつ対象に適用するとき、そもそもその「水準」というものをどのように考え、どのように定義するかというより根本的な問題があるのである。

3. わが国の実態調査にみる IT 統制の成熟度

(財) 日本情報処理開発協会の「IT 統制に関する調査検討委員会 (委員長：堀江正之)」は、2006 年度、2007 年度の 2 年間にわたり、上場企業のシステム部門長を対象にアンケート調査を行った。その一部として、米国 COSO が示した内部統制の 5 つの構成要素 (統制環境、リスク評価、統制活動、情報と伝達、監視活動) ごとに、IT 統制の成熟度を判定するための調査が行われた。

当該成熟度調査は、アンケート調査という制約から、厳密な意味での要求特質を定義したものではなく、上掲の表に示すように 6 つの段階を識別して、単純スコア付けを行うことによってレベル判定を行うという簡便法である。また、複数の業務処理システムの共通基盤となる「IT 全般統制」に重点を置き、統制の「整備状況」と「運用状況」の区別を成熟度レベルの定義に反映するように工夫されている。

下掲の表は、2006 年度および 2007 年度調査の結果として明らかとなった成熟度スコアである。

構成要素	調査項目	2006 年度	2007 年度	差
統制環境	経営目標に沿った IT 戦略計画の策定状況	2.15	2.27	+0.12
	情報システム部門の役割・責任の文書化	2.39	2.49	+0.10
	セキュリティポリシーの策定と適切な運用	2.14	2.19	+0.05
	統制に関連する従業員の教育・研修の実施状況	1.92	2.21	+0.29
リスク評価	重要な業務プロセスに対するリスク評価の実施	1.25	1.64	+0.39
情報と伝達	マネジメントの意図・指針の周知・徹底状況	1.64	1.83	+0.19
	システムの脆弱性・インシデント情報等の収集・伝達の状況	2.07	2.24	+0.17
統制活動	全社的なアクセス制御の実施状況	2.17	2.44	+0.27
	システム開発ライフサイクルの統制状況	1.08	1.25	+0.17
	変更管理の実施状況	1.98	2.42	+0.44
	情報システムの運用管理の統制状況	2.11	2.41	+0.30
	外部委託に関するセキュリティ面での管理状況	2.13	2.29	+0.16
監視活動	業務現場における日常的モニタリングの実施状況	1.64	2.04	+0.40
	システム監査等の独立的評価の実施状況	2.06	2.14	+0.08

表 2006 年度・2007 年度 IT 統制の成熟度スコア

網掛けは、2006 年度と 2007 年度とでスコア差が大きい項目を示す。

[出所：JIPDEC「IT と内部統制に関する調査報告書」(平成 19 年度)、一部加工]

2006 年度における平均スコアをみると、統制環境を除いて、未実施か場当たりの対応水準を意味するレベル 1 にある。ところが、2008 年 4 月からはじまる内部統制報告制度への対応を迫られたこともあって、2007 年度にはリスク評価を除き、すべてレベル 2 に達している。スコア差だけみるとわずかな上昇であるが、レベルが 1 つ上がったことは現場の実感としては大きな前進と映っている可能性が高い。

また、図は、2006年度と2007年度の成熟度スコアをレーダーチャートで表したものである。リスク評価が大きく伸びたこともあり、バランスがよくなった。内部統制は5つの構成要素がばらばらに機能するのではなく、それぞれが連携または補完し合いながら、効果が発揮されるものである。この意味において、各構成要素がバランスよく成長することは望ましいことであるといえよう。

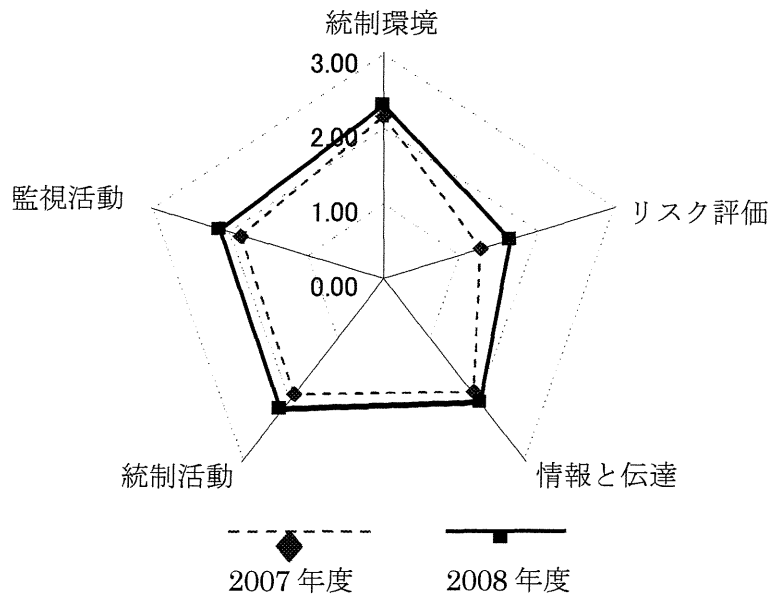


図 成熟度スコアのレーダーチャート

【出所：JIPDEC「ITと内部統制に関する調査報告書」（平成19年度）、一部加工】

ただし、「統制環境」および「情報と伝達」に経年変化がほとんどみられないことには注意が必要である。いくらしっかりとIT統制を構築しても、統制環境が脆弱であれば砂上の楼閣である。そこで、「情報と伝達」の要素との関連に着目して、社内コミュニケーションを仕組みとして整えることによって、統制環境を強化してゆくということも可能である。一般的に言って「統制環境」を変えることは難しいが、「情報と伝達」という要素と密接に関連づけることで大きく変わる可能性があるように思われる。

4. 今後の理論的検討課題

成熟度モデルというのは、それ自体、IT統制の「評価」をすでに織り込んでいる。IT統制の評価を行わなければ、どの成熟段階にあるかを把握することができない。ただ、この問題を突き詰めて考えてゆくと、各段階での要求特質をIT統制の「評価尺度」との関係でどのように考えるかという厄介な問題に行き当たる。もしIT統制の現状把握のために自己評価を行い、目指すべき目標を設定しようとするれば、「IT統制基準」と「要求特質」の区別はいきおいあいまいなものとなる。ともにIT統制の目標であり、かつ評価基準に違いがないからである。

そこで、今後は、各「IT統制基準」ごとに「成熟度合」を対応づけるなど、IT統制基準と成熟度合という二つの異なった切り口からするIT統制の目標をむすびつけるようなモデル構築に取り組んでゆく必要がある。すなわち、ITシステムが満たすべき基準ごとの成熟度を表現するためのモデルである。

注：必要に応じて、このページをご使用ください。

注：課題番号を記入してください。

平成19年度 学術研究助成金実績報告書

平成 20 年 4 月 15 日

日本大学 総長 殿

氏 名 村 井 秀 樹



所属・資格 商学部・教授

下記のとおり報告いたします。

1 種目	奨励研究 / <input checked="" type="checkbox"/> 一般研究(個人) / <input type="checkbox"/> 一般研究(共同) / <input type="checkbox"/> 総合研究	注：該当する種目を○で囲んでください。
2 研究課題	EU域内のエネルギー政策と排出権取引会計基準の相関性	
3 研究の目的	排出権取引会計基準は、国際財務報告解釈委員会(IFRIC)に統一化・収斂化されたかに思われたが、問題点が指摘され現在保留されている。統一化されない背景には、EU域内各国のエネルギー政策と密接な関係があると考えられる。エネルギー政策と排出権取引会計基準を結びつけ、その相関性を検討した研究はこれまで世界の文献でも皆無である。この仮説を検証することが、本研究の中心課題である。	
4 研究の概要	EUの中でも、特にチェコ、デンマーク、ドイツ、フランス、アイルランド、イタリア、イギリスは、会計のルールを定め、「無形資産」として取り扱っている。これらの国の中でも、イギリスとイタリアは、排出権を負債としても計上している。さらにイギリスは、国際財務報告解釈委員会(IFRIC)の基準にも準拠している。また、エストニア、スウェーデンでは、金融当局の指導のもと、金融商品として排出権を取り扱っている。ドイツ、フランス、オーストリア、フィンランド、イギリスは、コモディティ（現物商品、先物商品）として取り扱っている。このように排出権の捉え方が、複雑であり、混乱しているように思える。この根本原因は、排出権をめぐる各国のエネルギー政策の考え方（短期計画、長期計画）の相違から生じていると考えられる。	
5 研究組織（共同研究・総合研究のみ該当します）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研究代表者 ・ 研究分担者（役割分担） 	

※ホームページ等での公開の 可 / 否 いずれかを○で囲んでください。否の場合は、理由書を添付して下さい。

部科校名：商学部

氏名：村井 秀樹

6 研究の結果（総合研究の研究代表者は、4,000字以上記入してください。）

- ① EU各国のエネルギー政策と排出権会計基準の関係性についての資料を集め、検討する。EU加盟国（25カ国）については、京都議定書上の削減数値目標は-8%であるが、各国の数値目標を再配分している。その結果、デンマーク、ドイツ、ルクセンブルクのように1990年温暖化ガス排出量の比で-20%を超える排出削減目標が厳しい国とフランスのように±0%の国、ポルトガル、ギリシャ、スペインのように+10%を超え、削減努力を有しない国もある。各国のエネルギー政策は経済発展に比例しており、各国まったく異なるのである。
- ② EUの中でも、特にチェコ、デンマーク、ドイツ、フランス、アイルランド、イタリア、イギリスは、会計のルールを定め、「無形資産」として取り扱っている。これらの国の中でも、イギリスとイタリアは、排出権を負債としても計上している。さらにイギリスは、国際財務報告解釈委員会(IFRIC)の基準にも準拠している。また、エストニア、スウェーデンでは、金融当局の指導のもと、金融商品として排出権を取り扱っている。ドイツ、フランス、オーストリア、フィンランド、イギリスは、コモディティー（現物商品、先物商品）として取り扱っている。このように排出権の捉え方が、複雑であり、混乱しているように思える。この根本原因は、排出権をめぐる各国のエネルギー政策の考え方（短期計画、長期計画）の相違から生じていると考えられる。
- ③ エネルギー政策との相関性の仮説を検証する上で、まずEU企業の排出権取引会計の実態を検討を行った。特に、フランスでは、Lafarge（セメント）やローディア（化学）が排出権取引を行っている。特にLafargeは、CDMプロジェクトの開発（モロッコとマレーシアで実施。インドとブラジルでも計画中）も行っている。ドイツでは、BASF、Deutsche BorseやE.ONが排出権取引では有名であり、イギリスやオランダではShellである。これらの企業の排出権取引担当者にエネルギー政策との関連性を「情報開示」の点から検討すれば下記のような結果になった。

◆Annual Reportにおける開示の実態

地球温暖化問題についても企業の経営成績に大きな影響を与えつつある。Annual Reportにおけるリスク情報においても地球温暖化問題から派生するリスクについて記載している企業が欧米を中心に多くなってきている。一方、排出権取引制度については、実際にスタートしているのはEUのみであることからEUを中心に記載が行われているのが現状である。

ドイツの化学メーカーであるBASFの「Financial Report 2006」によると、リスク情報の中の法規制リスクとしてEU排出権取引制度について記載し、重要な会計方針においても「排出権」として記載がある。

部科校名：商学部

氏名：村井 秀樹

研究の結果（つづき）

排出権のリスク情報：BASF

With regard to E.U. emissions trading, the BASF Group was allocated allowances (EUA) for approximately 7 million metric tons of carbon dioxide (CO₂) per year for its European sites for 2006. In the second trading period (2008 to 2012), some chemical plants will be included in the Europe-wide scheme.

Moreover, increased pressure from the E.U. Commission means more stringent conditions are expected in the context of the whole system, which could mean additional costs for BASF.

BASF [2006] p.74.

重要な会計方針：BASF

Emission rights: Emission right certificates granted free-of-charge by the German Emissions Trading Authority (DEHSt) or a similar authority in other European countries, are recognized on the balance sheet date at their fair value at the time they are credited to the electronic register run by the relevant government authority. Purchased emission rights are recorded at cost. If the fair value at the balance sheet date is lower than the carrying amount, the emission rights are written down to this value.

BASF [2006] p.108.

同様に、フランスのセメントメーカーである Lafarge の「Annual Report 2006 on form 20-F」においても環境情報として排出権取引について記載し、重要な会計方針においても「排出権」として記載がある。

注：課題番号を記入してください。

平成19年度 学術研究助成金実績報告書

平成 20 年 4 月 14 日

日本大学 総長 殿

氏 名 安田武彦 

所属・資格 商学部・准教授

下記のとおり報告いたします。

1 種目	奨励研究/一般研究(個人)/一般研究(共同)/総合研究	注：該当する種目を○で囲んでください。
2 研究課題	東アジアのクリエイティブ産業におけるネットワーク形成の特性に関する比較研究	
3 研究の目的	東アジアと欧米のクリエイティブ産業の制作及び流通に関するネットワーク形成の特徴を調査し、どのような組織がどのような戦略をもってコンテンツビジネスを発展させているのか、そして政府はどのような戦略をもってクリエイティブ産業を育成しようとしているのかを考察する。	
4 研究の概要	東アジア諸国と欧米諸国のクリエイティブ産業に関する調査を行い、比較研究する。今年度は米国のクリエイティブ産業を含むサービス産業のイノベーション政策と、シンガポール、香港、タイの各政府のクリエイティブ産業育成策に関する資料と統計の収集を行い、政府がコンテンツの独創性を生み出す源泉をいかにして生み出そうとしているのか比較分析を行った。	
5 研究組織（共同研究・総合研究のみ該当します）	<ul style="list-style-type: none"> ・研究代表者 ・研究分担者（役割分担） 	

※ホームページ等での公開の (可)・否) いずれかを○で囲んでください。否の場合は、理由書を添付して下さい。

部科校名：商学部

氏名：安田武彦

6 研究の結果（総合研究の研究代表者は、4,000字以上記入してください。）

本年度は主に米国とシンガポール、香港において調査を行い、クリエイティブ産業のクラスター内でのネットワークの構築による創造的環境の形成と、クラスターが生み出す知識外部性に関する分析を行った。現在、クリエイティブ産業は経済成長の新たなエンジンとして世界各国において注目されているが、その国内経済に対する影響はいくつかの段階にわたる。このうち、直接的ではあるが、有形でない国内経済へのクリエイティブ産業の経済効果と、そのネットワーク特性の分析を行った。これには芸術作品の産業デザイン、イノベーションや製品差別化への経済効果が含まれ、産業高度化と国際競争力強化へ芸術がいかに関与しているのか調査を行った。

本年度に行った研究から、シンガポールにおけるクリエイティブ・クラスター戦略の経済効果に関する分析結果の一部を報告する。クリエイティブ産業は、オリジナルの知識、製品、サービスを創造する。これら創造物の経済価値は、製造業やサービス産業において採用され、または商業化されれば、何倍にも価値は増加する。情報経済化の進行により製品やサービスがより知識集約的で技術集約的となっているので、この効果を取り入れることが競争優位に立つための源泉となりうる。それゆえに創造的な製品やサービスの他分野での利用可能性が鍵となる。

シンガポール政府による産業連関表を用いた分析によれば、クリエイティブ産業は各産業部門間に有意な連関を示しており、クリエイティブなエコシステムを構成している。その一例として、メディア産業に属する映画館や舞台芸術のような規模の小さな産業は、広告や出版といった大規模部門から経済的恩恵を受けていることが指摘できよう。シンガポールのグラフィック・デザイン及び産業デザイン企業111社に対する政府機関の調査によれば、クリエイティブ・ネットワークとなってデザイン産業から他部門へと推定される連関は有意であると結論付けられている。

シンガポール経済の各部門は、他の154の各産業連関部門から平均して0.32%の投入を受けていた。全体としてみると、製造業は0.79%の投入をクリエイティブ産業から得ていた。個別にみると、化学産業が2.32%と比較的高い数値を示している。その理由は広告とITサービスの利用が高かったからである。それ以外の製造業は概して低いといえるが、これはデザイン産業からのデータが利用可能でないからであり、これが加算されれば数値は高くなると推定される。バリューチェーンの付加価値を高めることができるので、製造業にとってはまさにデザイン投入の重要性は高まりつつあるといえよう。

サービス産業のクリエイティブ産業からの投入率は、6.11%である。このことはシンガポールのサービス産業は国内のクリエイティブ産業への依存度が高いことを示している。個別にみると、運輸で低くなっているが、これは創造性より効率が重視される産業だからであり、また教育産業が高いのは出版とITサービスの利用度が高いからである。またコンテンツなどサービスの多くが輸出可能であり、そのようなサービス産業へ投入されるクリエイティブな生産物の質を高めることが、シンガポールのサービス産業の国際的な差別化を可能とする。さらに広告業は製造業にもサービス業にもグローバル市場の獲得で大きな貢献をなすので、クリエイティブ産業が広告業に与える経済効果が大きいほど、国内企業の国際競争力は強化されることにつながる。

シンガポールのクリエイティブ産業のネットワークの特徴と政府の政策を分析した結果として、次のようなことが結論として把握できた。クリエイティブ産業が発展すれば、芸術・文化に従事する多様な芸術家や知識労働者が集結し、ネットワークを形成するようになる。これがクリエイティブ産業をサポートするようなビジネス支援サービスやメディア産業の投資を誘引する。そうなると芸術・文化活動とその支援・補完活動の活発化により、都市のサービスのイノベーション活動の生産性は上昇し、多様でクリエイティブなサービス・イノベーションが継続的に生じるようになる。このようなプロセスの進展は、クリエイティブ産業クラスターの前方連関効果であると把握できる。そして以上のようなプロセスの進展により、よりいっそう多様でクリエイティブな人材を世界中から誘引することができ、さらにクリエイティブ産業のイノベーションに特化したビジネス支援活動の集積を生み、そのことが都市への多

部科校名：商学部

氏名：安田武彦

研究の結果（つづき）

様でクリエイティブな人材とサポート産業の集積がさらにいっそう進展していく後方連関効果を生み出すことが、合わせて把握できた。都市に集積した多様でクリエイティブな人材は、フェース・ツー・フェースの情報・知識の交換により、新たな知識を創造し、またクリエイティブな活動の生産性向上にも貢献するようになる。シンガポールの政策は、まさにこの方向性をもったものであると位置づけられる。

今年度は主に、東アジア諸国へ影響力の大きい米国の政策動向に重点をおいて研究を行い、それに合わせて、東アジア諸国を調査で訪問し、研究テーマに関する資料を収集し、比較分析を行った。クリエイティブ産業の高度化を分析するためには、産業政策と文化政策をあわせて考察する必要があるので、今後もより詳細な調査を行い、引き続き比較研究を深めていく予定である。

また研究成果の一部を、次年度の日本消費経済学会の研究大会で報告する予定である。